

浜松市こども計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市こども計画(案)」とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条の規定に基づき、策定する計画で、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容が含まれます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）

3. 案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ → ご意見・お問い合わせ → パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所※、氏名または団体名※、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

① 直接持参	こども若者政策課 （ザザシティ浜松中央館5階）まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 こども若者政策課あて
③ 電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2039（こども若者政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課（TEL：053-457-2795）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●浜松市こども計画（概要）

●意見提出様式（参考）

●浜松市こども計画（案）

浜松市ホームページに掲載（以下のワードで検索）

【浜松市 パブリック・コメント 意見を募集している案件はこちら】

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市こども計画（案）
趣旨・目的	・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」が令和6年度で終期を迎えます。 ・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 ・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・こども基本法は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されているため、本計画案もこどもの権利の考え方にに基づき策定しています。 ・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。
案のポイント （見直し事項 など）	・基本理念のもとに、3つの基本施策を設け、14の施策の柱を体系づけ、施策の柱に31の施策を紐づけています。 ・計画を推進するにあたり、計画全体に関する目標値と、施策の柱ごとに個別の目標値を設定しました。
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年12月20日 案の公表、意見募集開始 令和7年1月20日 意見募集終了 令和7年3月 意見募集結果及び市の考え方公表 令和7年4月 施行

浜松市こども計画 (案)

～ 全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松を目指して ～

令和7（2025）年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 こどもの権利	3
6 SDGsとの関連	3
7 これまでの主な取組・成果	4
（1）妊娠・出産から乳幼児期のこどもと家庭への支援	4
（2）学童期・思春期のこどもと家庭への支援	5
（3）青年期までの若者と家庭への支援	5
（4）こどもの健やかな成長を育む環境整備	6
（5）特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援	6
第2章 計画策定の背景	7
1 少子化を巡る状況	7
（1）こども・若者の割合	7
（2）出生の状況	9
（3）婚姻の状況	11
2 こどもと家族を取り巻く環境	13
（1）核家族化の進展	13
（2）子育てと仕事の両立	14
（3）こどもの貧困問題	16
（4）児童虐待の増加	18
3 こども・若者が直面する問題	19
（1）ヤングケアラー	19
（2）こども・若者の自殺の状況	19
（3）いじめ認知件数の推移	20
（4）不登校	21
（5）障がいのあるこども	22
（6）外国にルーツのあるこども	23
4 各種調査から見る浜松市の現状	24
（1）調査の概要	24
（2）調査結果から見えるこども・若者の状況	25
5 課題の整理	40
（1）少子化を巡る状況の主な課題	40
（2）こどもと家族を取り巻く環境の主な課題	40
（3）こども・若者が直面する問題の主な課題	40

第3章 計画の基本方針	41
1 基本理念	41
2 基本的な視点	41
3 施策体系	42
(1) 基本理念	42
(2) 3つの基本施策	42
(3) 14の施策の柱	42
(4) 31の施策	42
第4章 こども施策の展開	44
Ⅰ ライフステージを通した施策	44
1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	44
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	45
3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	50
4 こどもの貧困対策の推進	52
5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	54
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	56
7 こども・若者の安全の確保	59
Ⅱ ライフステージ別の施策	61
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	61
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	63
3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	68
Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	71
1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	71
2 地域子育て支援、家庭教育支援	72
3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	73
4 ひとり親家庭への支援	74
第5章 計画の推進	75
1 計画の推進体制	75
(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備	75
(2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進	75
(3) 子育てDXの推進	75
2 施策の推進体制	76
(1) 推進体制	76
(2) 点検及び評価	76
3 数値目標の設定と進捗管理	77

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策	78
1 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項	78
2 教育・保育提供区域の設定	78
(1) 考察した諸条件	78
(2) 教育・保育提供区域の設定	79
3 量の見込みと確保方策	83
(1) 量の見込みの考え方	83
(2) 提供体制確保の考え方	83
(3) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」	83
(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」	85
資料編	100
1 浜松市のこども施策に関する事業一覧	100
I ライフステージを通した施策	100
II ライフステージ別の施策	125
III 子育て当事者への支援に関する施策	141

【こどもと子ども表記について】

「こども」の表記は、こども基本法と同様に、原則として「こども」を用いています。

ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など法令に根拠がある場合や、組織名など固有名詞として用いる場合は「子ども」を用いています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和5（2023）年に施行された「こども基本法」に基づき、次代の社会を担う全ての子どもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、子ども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

(※)子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

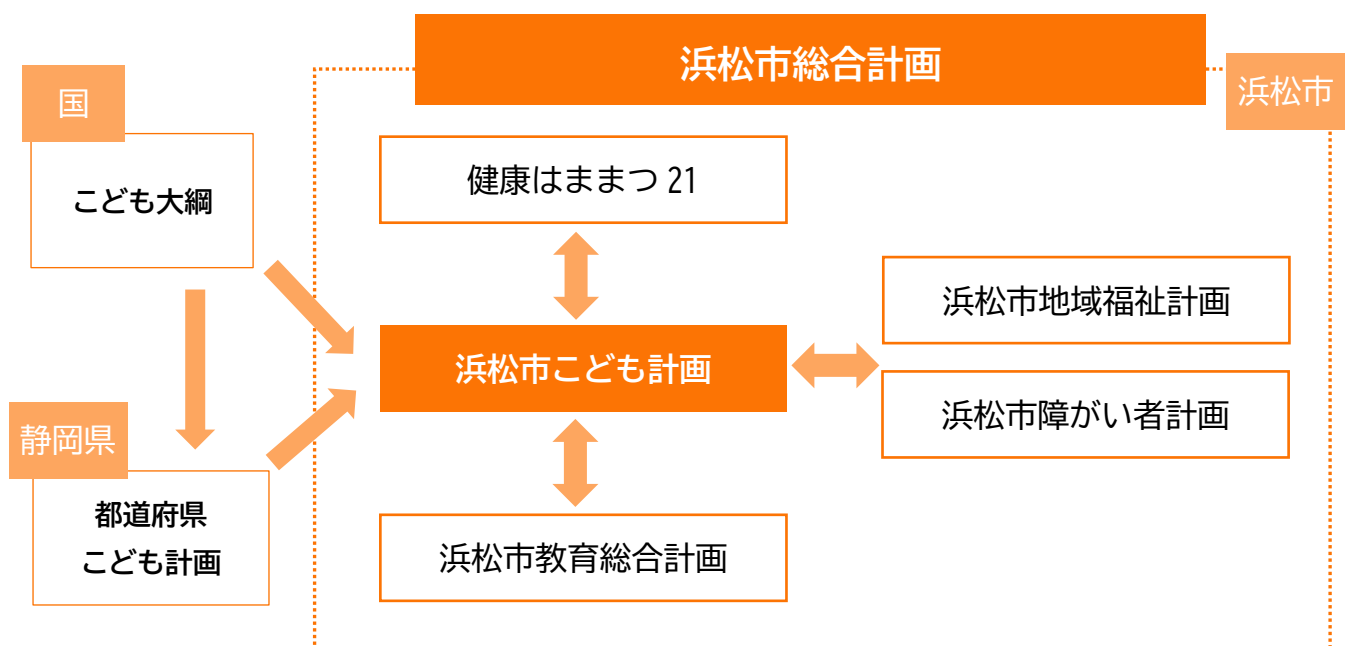
2 計画の位置づけ

この計画は、こども基本法第10条第2項に基づき、本市における子ども・子育てに関する施策を「浜松市こども計画」として総括するものであり、以下の計画を一体的に策定したものです。

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」
- 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消計画」

また、こども基本法では「市町村こども計画は、国が策定するこども大綱と都道府県こども計画を勘案して定めるよう努めるもの」とされており、こども大綱には「少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項」「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項」が含まれています。

本計画は、上位計画である浜松市総合計画のもと、教育や福祉等に関する他の個別計画と連携を図るとともに、こども大綱及び静岡県が策定する都道府県こども計画を勘案しています。



3 計画の期間

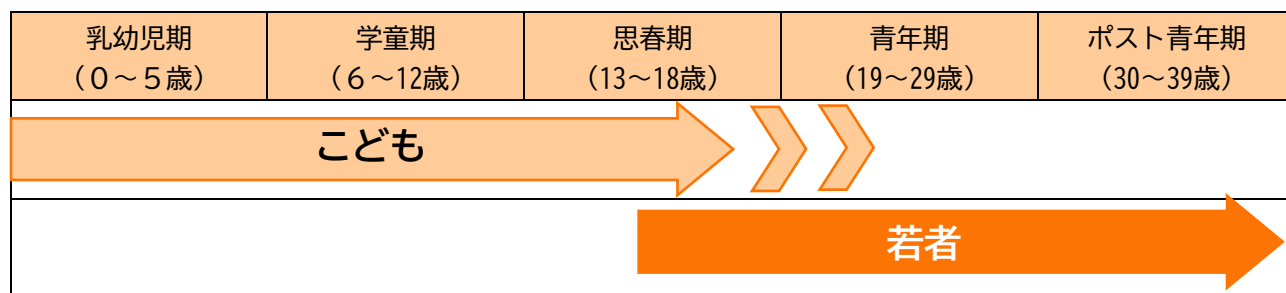
令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

年度	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市	第2期浜松市子ども・若者プラン(R2.4～R7.3) 浜松市子どもの貧困対策計画(R3.10～R7.3)					2計画を一体化 浜松市こども計画(R7.4～)				
県	第2期ふじさんっこ応援プラン(R2.4～R7.3) ふじのくに若い翼プラン(R4.4～R7.3)					2計画を一体化 静岡県こども計画(R7.4～)				
国	子供の貧困対策の推進に関する 大綱(R元.11～) 少子化社会対策大綱(R2.5～) 子供・若者育成支援推進大綱 (R3.4～)			3大綱を一体化 こども大綱(R5.12～)						
	—	—	—	—	こども まんなか 実行計画 2024	毎年改定				

4 計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

また、こどもの対象年齢については、「こども基本法」の定義に基づき、心身の発達の過程にある者とし、18歳や20歳といった特定の年齢で支援が途切れないよう、本計画においても一定の年齢上限は定めません。

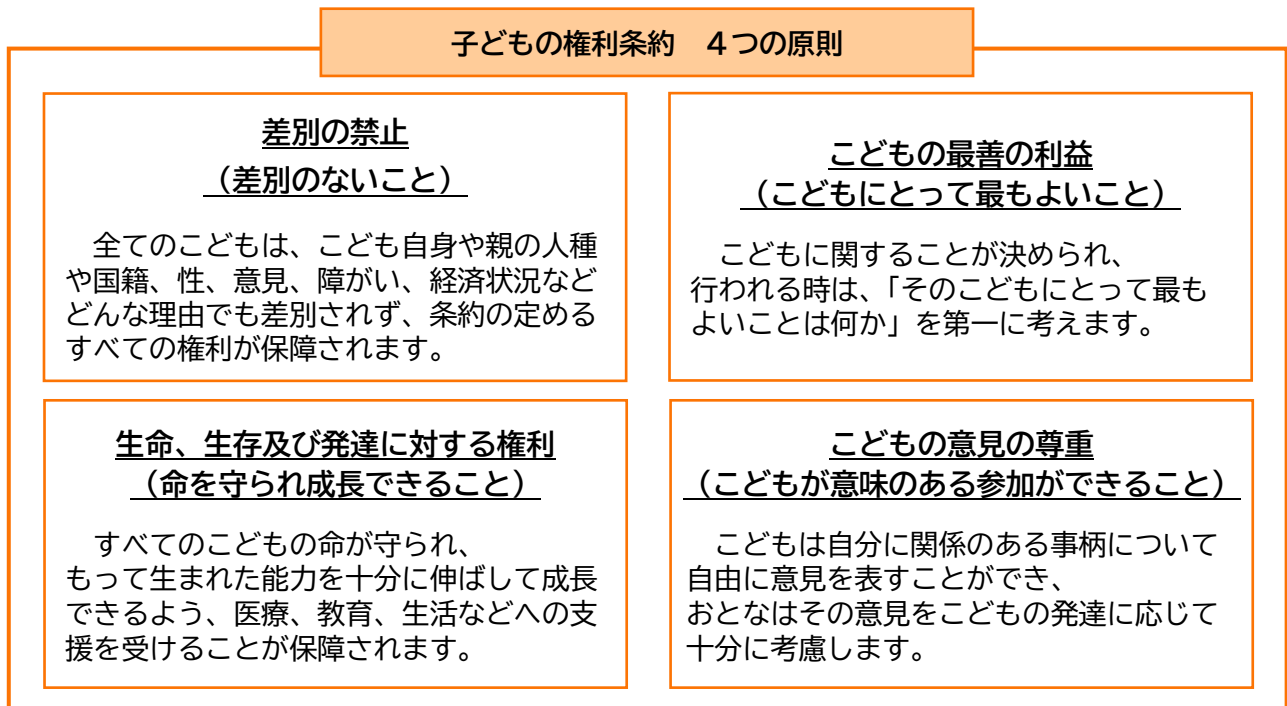


5 こどもの権利

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中全てのこどもたちが持つ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元（1989）年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。

本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。



出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

6 SDGs との関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本市においては平成30（2018）年6月に「SDGs未来都市」に認定され、SDGsの達成に向けた取組を進めています。本計画においても、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、SDGsの視点をもって各種施策を推進していきます。



7 これまでの主な取組・成果

「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」「浜松市子どもの貧困対策計画」に基づき、5年間（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）で実施した主な取組及び成果は、以下のとおりです。

（1）妊娠・出産から乳幼児期のこどもと家庭への支援

- 特定不妊治療の補助対象者等の拡充により、経済的負担の軽減及び少子化対策に寄与【健康増進課】
- 妊娠届出時・出産届出時の計10万円の現金支給により、経済的支援を充実【健康増進課】
- 産後ケアの拡充（対象時期の延長、自己負担額の軽減等）及び多胎ピアサポートの開始により、母親の身心的回復と心理的な安定を促進【健康増進課】
- 産前産後に妊婦や子育て家庭をサポートする「はますくヘルパー利用事業」について、対象年齢、利用可能時間数、公費負担額の3つを拡充し、家事・育児の負担と不安を軽減【子育て支援課】
- 母子保健相談におけるオンライン保健指導の開始により、安心して相談できる環境を整備【健康増進課】
- 3歳児健康診査受診者のうち、屈折検査未実施児に対する集団検査の開始により、乳幼児の弱視等の早期発見を促進【健康増進課】
- 入院及び就学前までの通院の無償化により、保護者の経済的負担、心理的不安を軽減【子育て支援課】
- 私立認定こども園・保育所の施設整備等に伴う定員拡大により、令和3（2021）年4月保育所等利用待機児童ゼロを達成【幼保支援課】
- AIを活用した入所選考システムの導入により、認可保育所等入所選考のマッチング率を向上【幼保支援課】
- オンラインでの相談にも対応する保育相談センターの設置により、保育に関する相談体制を強化【幼保支援課】
- 認可保育施設の保育料について、きょうだいカウントに係る年齢制限を撤廃し、第2子以降の保育料負担を軽減することで、子育て世代を支援【幼保支援課】
- 市立保育所における医療的ケア児受け入れ体制の整備により、全国的に増加する医療的ケア児に対応【幼保運営課】
- こども誰でも通園制度の試行的実施により、良質な生育環境を整備【幼保支援課・幼保運営課】
- 子育て支援ひろばでの一時預かり開始により、保護者の心理的・身体的負担を軽減【子育て支援課】

(2) 学童期・思春期のこどもと家庭への支援

- 児童手当の対象を高校生年代まで延長するとともに、第3子以降を月額3万円に増額することにより、子育て家庭の経済的な負担を軽減【子育て支援課】
- 児童生徒への学習者用タブレット一人一台配備により、小中学校における教育の情報化を促進【教育施設課】
- 小中学校の個別指導教室及び特別教室へのネットワーク環境整備により学習環境を充実【教育施設課】
- 発達支援学級等の拡充により、支援を必要とする児童生徒への支援を充実【教育支援課】
- スクールカウンセラーなど専門人材の配置により、相談体制を充実【教育支援課】
- 市立小中学校全校へのコミュニティ・スクールの導入により、学校・家庭・地域が力を合わせて学校運営に取り組む基盤を整備【教育総務課】
- 市長事務局に「いじめ調査委員」を設置し、問題の複雑化・長期化を防止【青少年育成センター】

(3) 青年期までの若者と家庭への支援

- 婚活イベント、マリッジサポーターによるアフターフォロー及び親の婚活セミナー・交流会の開催により、出会いの場を提供【こども若者政策課】
- 静岡県設置の「ふじのくに結婚応援協議会」への参画、及び県と市町の協働により、結婚を希望する男女へ出会いの機会を提供【こども若者政策課】
- ふじのくに出会いサポートセンター登録者への登録料助成により、出会いに要する費用負担を軽減【こども若者政策課】
- 結婚新生活のスタート費用支援（住宅賃貸借費等）により、経済的負担を軽減【こども若者政策課】
- 面接、電話、オンライン、訪問など若者の成長と自立に向けたサポートをする「こども若者総合相談センターわかばプラス」の開設により、若者が相談しやすい環境を提供し、若者の自立を支援【青少年育成センター】
- ひきこもり地域支援センターのサテライト（浜名区）の設置により、ひきこもり状態にある者やその家族が社会との接点を持つことを支援【精神保健福祉センター】

(4) こどもの健やかな成長を育む環境整備

- こども家庭センターの開設（市内7箇所）により、妊産婦・子育て世帯等に対し、ワンストップで包括的な相談支援を実現【子育て支援課】
- 食料品や生活用品等の無料配付会（フードパントリー）により、経済的に困窮している子育て世帯の経済的負担を軽減【子育て支援課】
- 子ども食堂や民間の学習支援等のこどもの居場所を提供するNPO法人等に対する立上げ・活動経費の支援により、困窮する子育て世帯に対する支援を充実【子育て支援課】
- 介護・医療・教育関係者に対する研修の実施、養育支援ヘルパー及び通訳の派遣、ヤングケアラーコーディネーターの配置により、ヤングケアラーを支援【子育て支援課】
- 子どもの未来応援基金の設置により、こどもの貧困や子育て支援への積極的な寄付の受入及び寄付金の有効活用を促進【子育て支援課】
- 従前の24時間365日の電話相談対応に加え、SNS相談の新設により、児童虐待を防止【児童相談所】
- 保育士修学等の資金貸付により、保育人材確保策を強化【幼保支援課】
- 浜松こども館のリニューアル（令和3（2021）年4月）により、より安全で充実したサービスを提供【こども若者政策課】

(5) 特別な支援を必要とするこどもと家庭への支援

- 医療的ケア児及び重症心身障がい児のヘルパーによる移動支援等により、親の就労支援及び療養の負担を軽減【障害保健福祉課】
- 在宅の医療的ケア児や重症心身障がい児に関する相談に応じる医療的ケア児等コーディネーターの配置により、対象者の退院後の日常生活を支援【障害保健福祉課】
- 経済的理由や家庭環境で支援が必要な小中学生に対する学習支援会場数の拡充及び送迎加算により、地理的要因で利用できていなかった児童の利便性を向上【子育て支援課】
- ひとり親家庭の養育費取り決め及び未払い養育費確保支援により、経済的困窮の解消に寄与【子育て支援課】
- 児童養護施設等での子育て短期支援事業における専従・専任職員配置支援により、児童及び家庭の福祉を向上【子育て支援課】
- 教職員研修の実施及び弁護士相談体制の拡充により、児童虐待対策を強化【児童相談所】

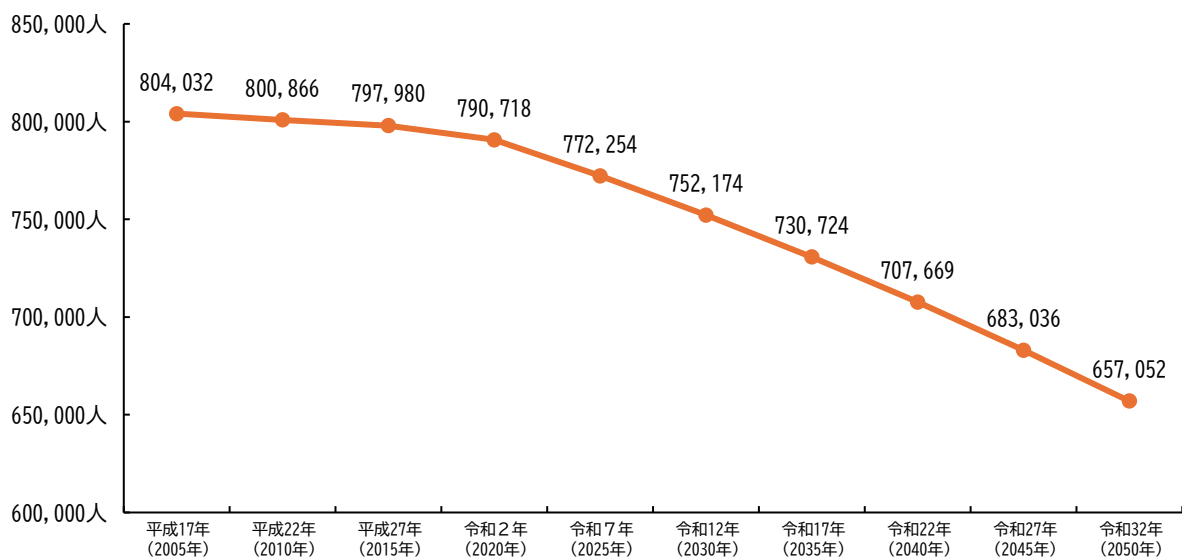
第2章 計画策定の背景

1 少子化を巡る状況

(1) こども・若者の割合

全国的に人口減少が進む中、本市でもピークであった平成17（2005）年頃を境に人口が減少に転じています。年齢階級別にみると、年少人口（0～14歳）が微減、生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。20歳未満人口、40歳未満人口ともに減少が続くことが予測されており、社会におけるこども・若者の割合が低下しています。

■浜松市の将来推計人口



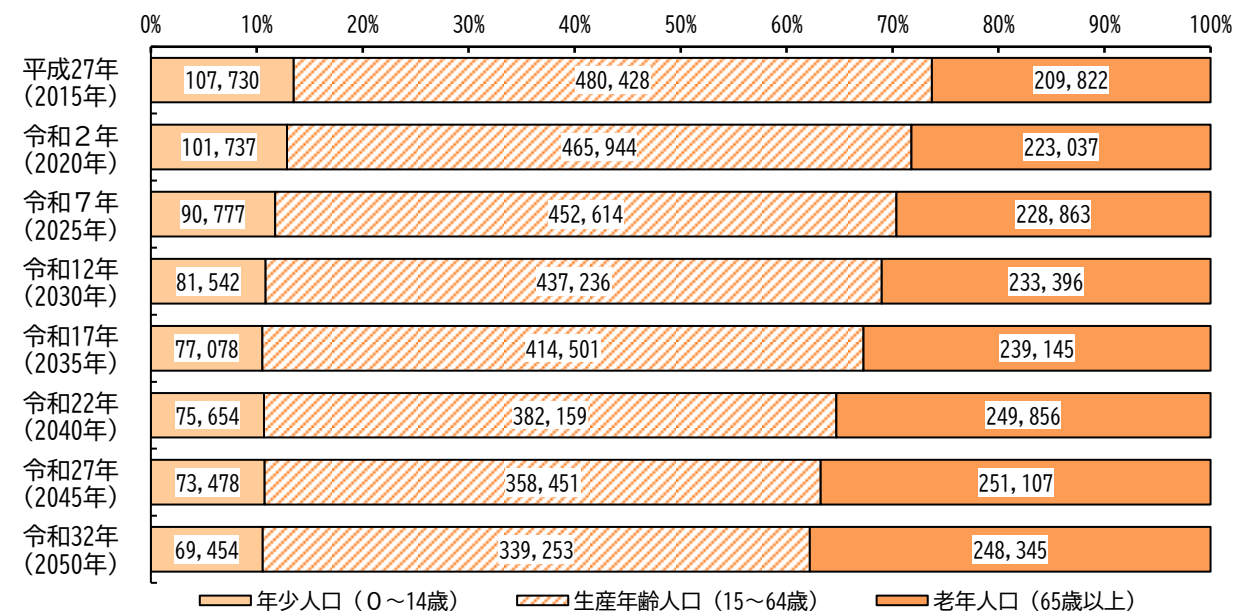
(単位：人)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
人口	804,032	800,866	797,980	790,718	772,254	752,174	730,724	707,669	683,036	657,052

出典：国勢調査

※令和7(2025)年以降は「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年12月国立社会保障・人口問題研究所)」による推計値

■浜松市の年齢3区分別人口構造推計



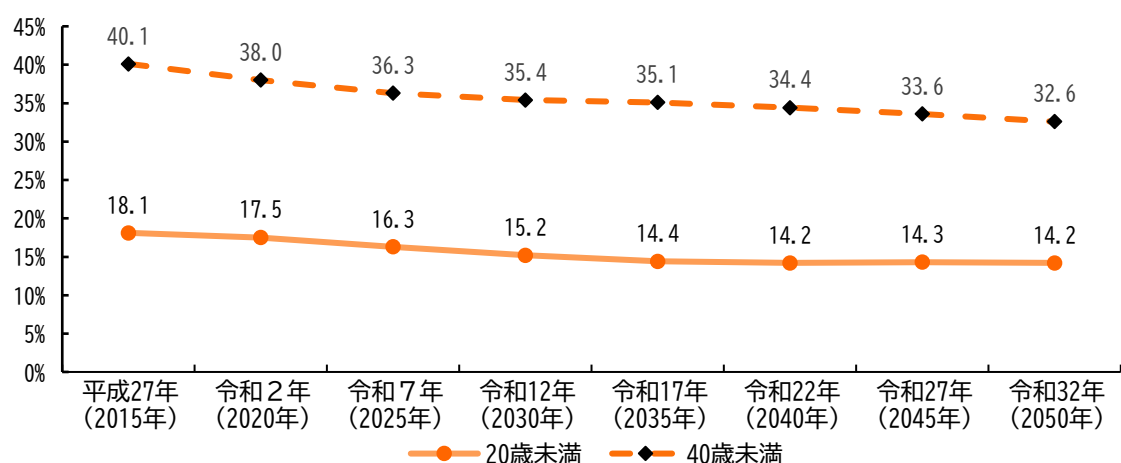
(単位：人)

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
年少人口 (0～14歳)	107,730	101,737	90,777	81,542	77,078	75,654	73,478	69,454
生産年齢人口 (15～64歳)	480,428	465,944	452,614	437,236	414,501	382,159	358,451	339,253
老年人口 (65歳以上)	209,822	223,037	228,863	233,396	239,145	249,856	251,107	248,345

出典：国勢調査

※令和7(2025)年以降は「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年12月国立社会保障・人口問題研究所)」による推計値

■浜松市の20歳未満人口、40歳未満人口の推計



(単位：%)

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
0～19歳	18.1	17.5	16.3	15.2	14.4	14.2	14.3	14.2
0～39歳	40.1	38.0	36.3	35.4	35.1	34.4	33.6	32.6

出典：国勢調査

※令和7(2025)年以降は「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年12月国立社会保障・人口問題研究所)」による推計値

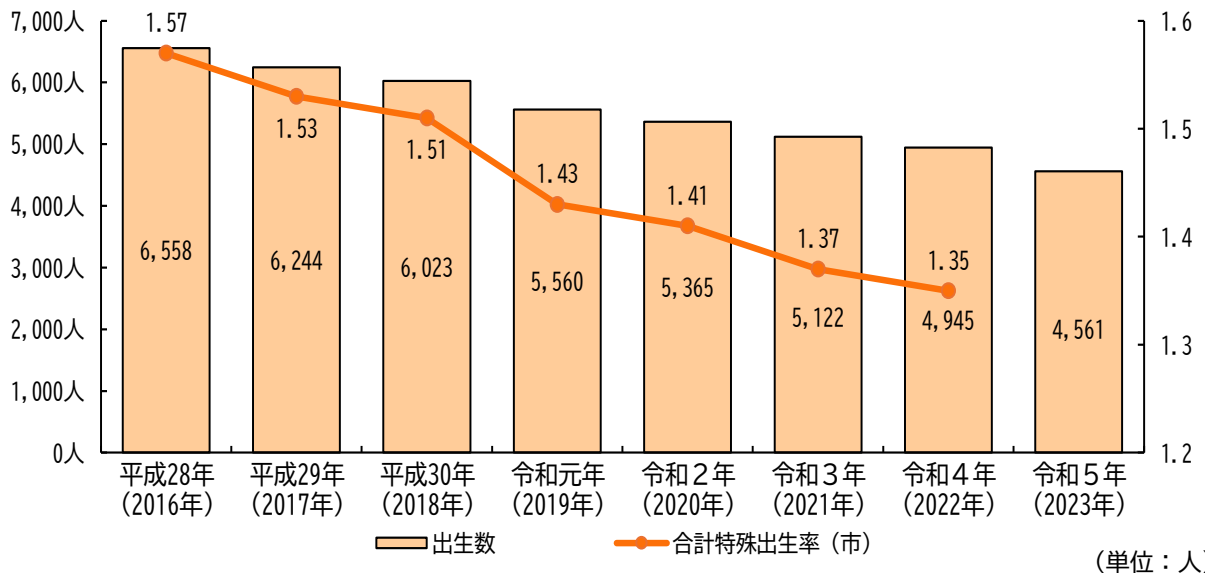
(2) 出生の状況

本市の出生数は、減少傾向にあり、平成28（2016）年に6,558人であった出生数は、令和5（2023）年には4,561人と急速に減少しています。

本市の合計特殊出生率も平成28（2016）年の1.57から減少傾向にあり、令和4（2022）年には1.35まで下がっています。

また、第1子出産時の母親の平均年齢は30.5歳前後を推移する状況が続いています。

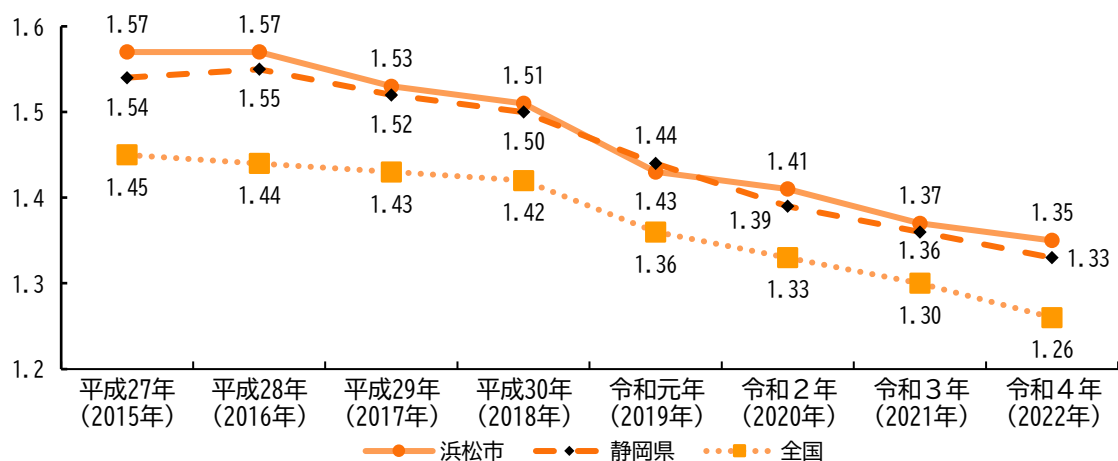
■浜松市の出生数・合計特殊出生数の推移



	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数	6,558	6,244	6,023	5,560	5,365	5,122	4,945	4,561

出典：人口動態統計、浜松市保健衛生年報

■国・静岡県・浜松市の合計特殊出生率の比較

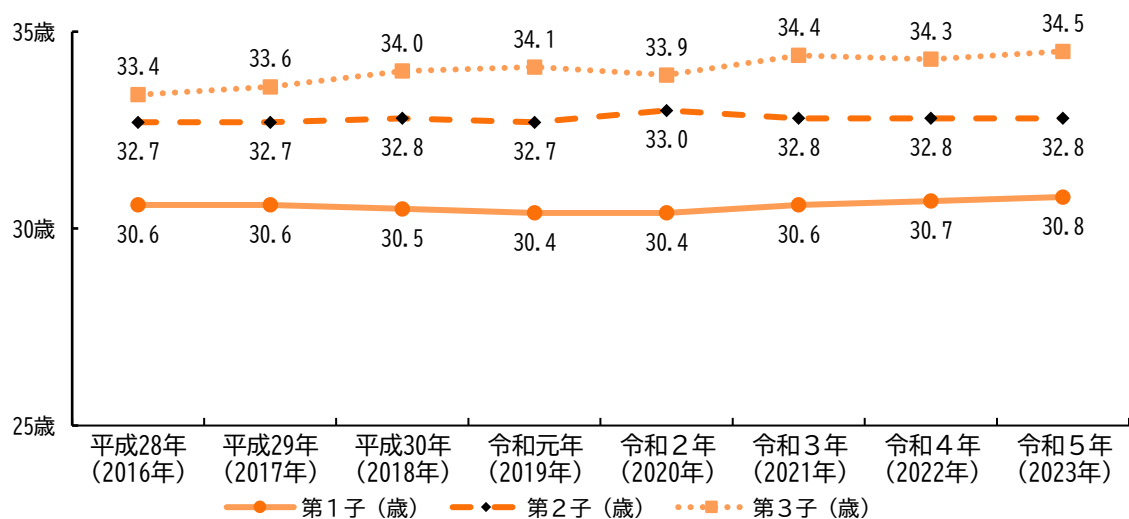


合計特殊出生率

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
国（厚労省算出）	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26
県（厚労省算出）	1.54	1.55	1.52	1.50	1.44	1.39	1.36	1.33
市（市算出）	1.57	1.57	1.53	1.51	1.43	1.41	1.37	1.35

出典：浜松市保健衛生年報

■浜松市の平均出産年齢の推移（母親の年齢）



(単位：歳)

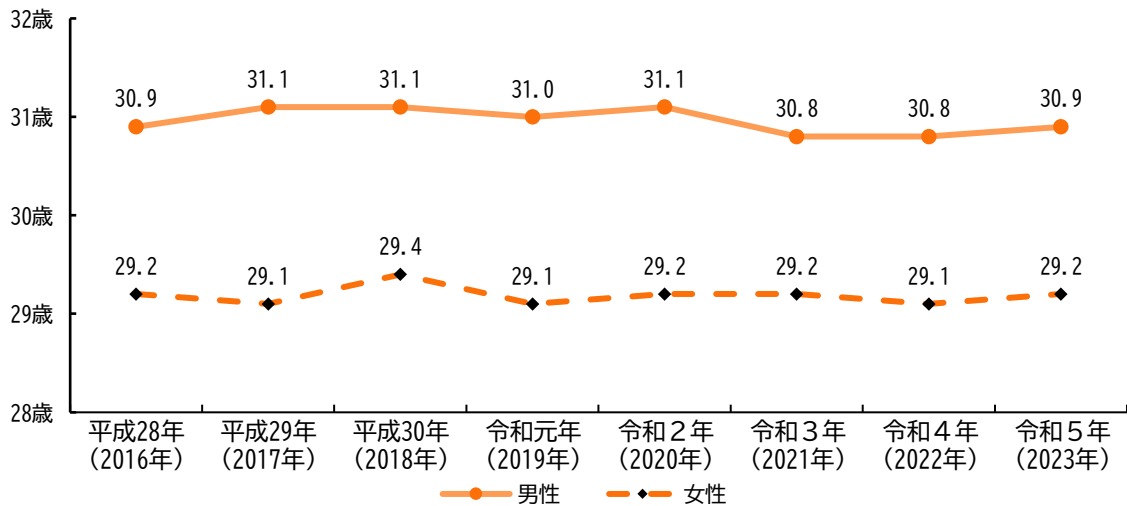
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1子	30.6	30.6	30.5	30.4	30.4	30.6	30.7	30.8
第2子	32.7	32.7	32.8	32.7	33.0	32.8	32.8	32.8
第3子	33.4	33.6	34.0	34.1	33.9	34.4	34.3	34.5

出典：人口動態統計

(3) 婚姻の状況

平均初婚年齢は、男性は概ね31歳前後で、女性は概ね29歳前半で推移していますが、最近は若干低下傾向にあります。一方で、未婚率は、男性女性ともにほぼすべての年代で上昇傾向にあります。婚姻数、離婚数ともに減少傾向にあり、令和5（2023）年は婚姻が2,928件、離婚が1,051件にまで減少しています。

■浜松市の平均初婚年齢



(単位：歳)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
男性	30.9	31.1	31.1	31.0	31.1	30.8	30.8	30.9
女性	29.2	29.1	29.4	29.1	29.2	29.2	29.1	29.2

出典：人口動態統計

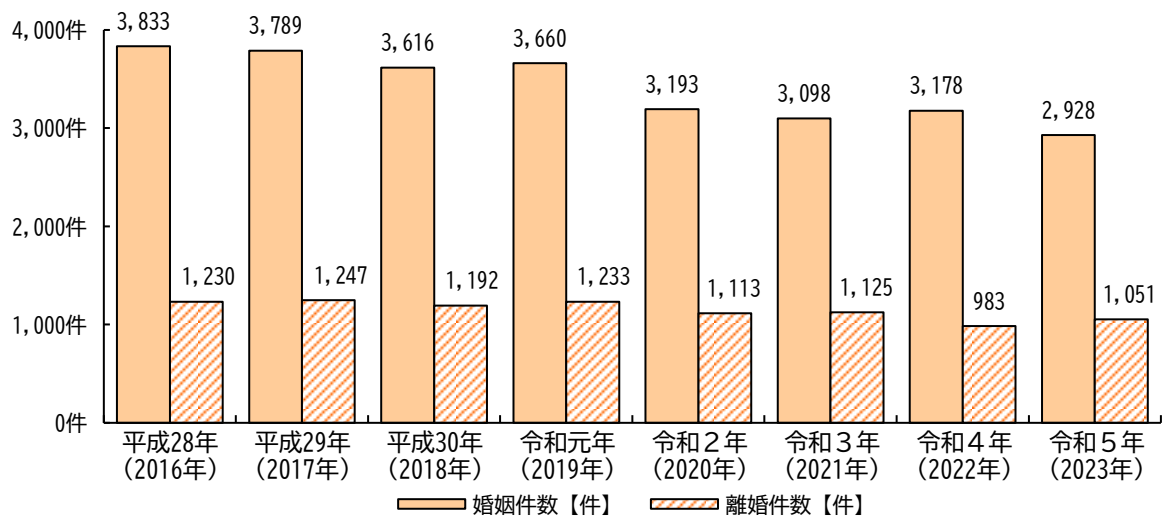
■浜松市の年齢階級別未婚率の推移

(単位：%)

	男性の未婚率					女性の未婚率				
	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
20-24歳	90.99	92.03	91.51	94.75	95.36	83.84	85.56	86.02	90.18	91.54
25-29歳	66.66	68.43	68.28	71.15	73.33	48.13	52.60	53.24	56.04	58.17
30-34歳	40.82	44.33	43.85	44.01	46.81	22.12	26.87	28.07	28.61	30.77
35-39歳	26.06	30.81	33.34	33.44	33.65	12.37	15.89	18.83	19.24	19.50

出典：国勢調査

■浜松市の婚姻件数・離婚件数の推移



(単位：件)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
婚姻件数	3,833	3,789	3,616	3,660	3,193	3,098	3,178	2,928
離婚件数	1,230	1,247	1,192	1,233	1,113	1,125	983	1,051

出典：人口動態統計

2 こどもと家族を取り巻く環境

(1) 核家族化の進展

単独世帯や核家族が増えていることから、総世帯数は増加していますが、こどものいる世帯数は減少しています。家庭内でのサポートを受けやすい三世代世帯が減少し、核家族が増えていることから、家事や育児の負担が大きくなりやすい世帯が増えています。

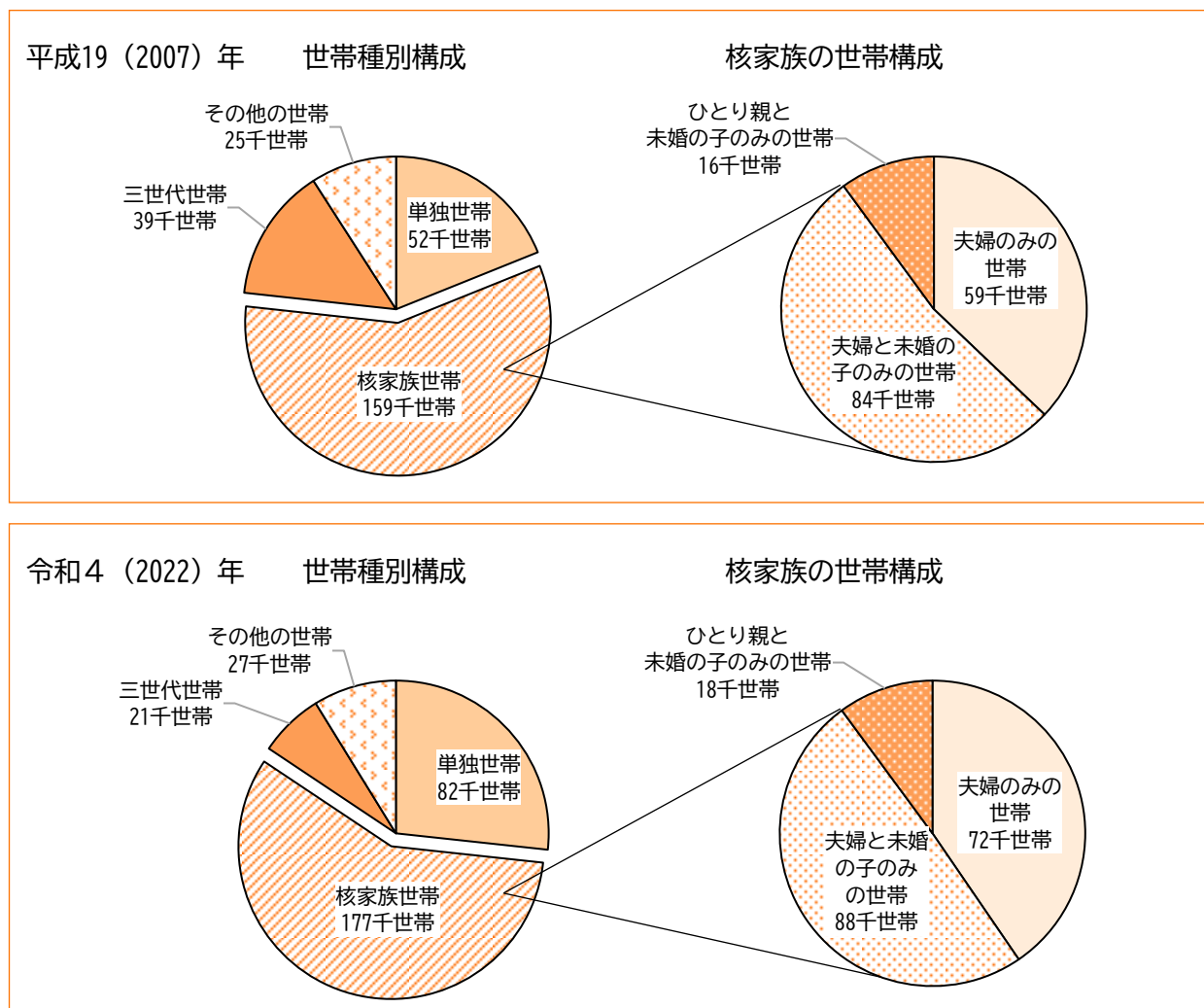
1 世帯あたりの人員数

(単位：世帯)

	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	268,207	286,055	300,004	308,765	320,221
6歳未満親族のいる世帯数	35,001	35,428	33,101	31,072	28,115
18歳未満親族のいる世帯数	83,390	81,677	78,181	76,019	72,040
6歳未満親族のいる世帯比率	13.0%	12.4%	11.0%	10.1%	8.8%
18歳未満親族のいる世帯比率	31.1%	28.6%	26.1%	24.6%	22.5%

出典：国勢調査

■世帯種別・核家族の世帯構成



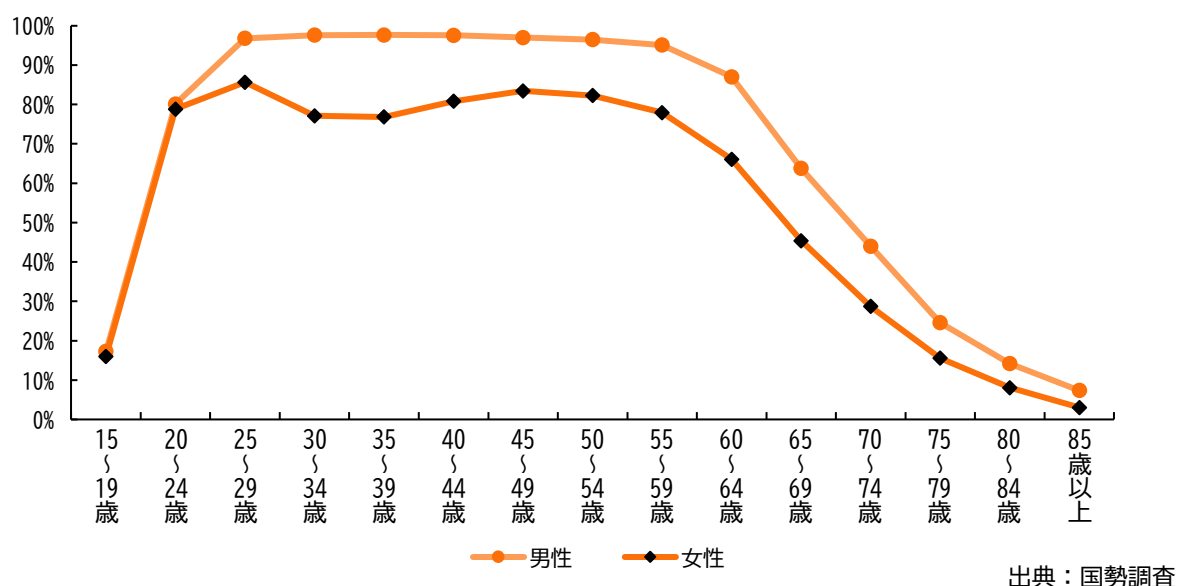
出典：国民生活基礎調査

(2) 子育てと仕事の両立

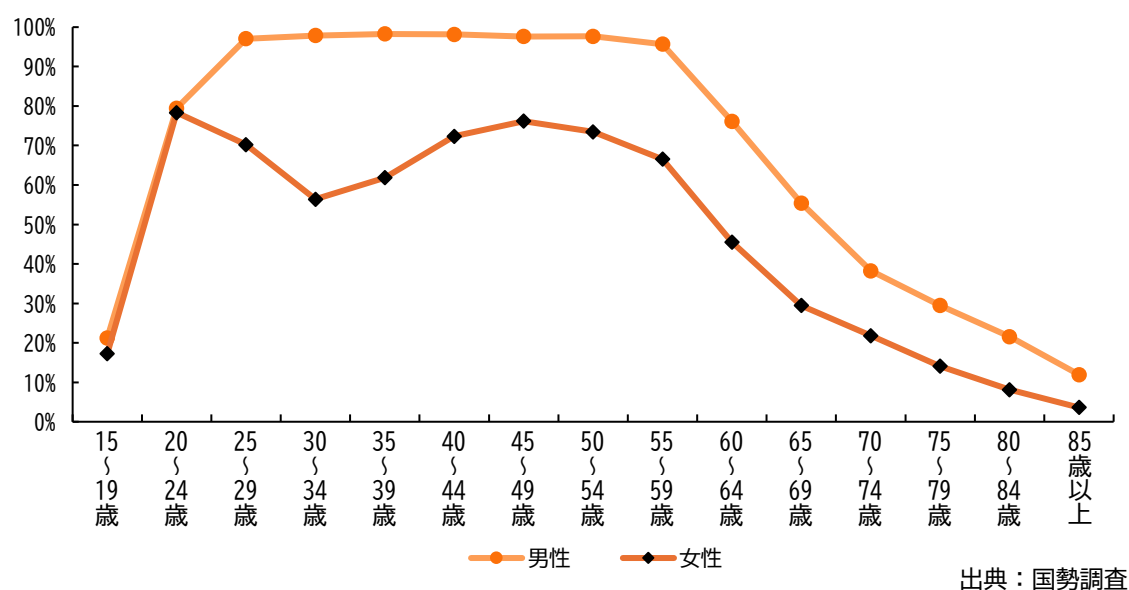
令和2（2020）年の本市の女性労働力率は、結婚・出産期にあたる年代に一旦下降し、その後、育児が落ち着いた頃に再び上昇するいわゆるM字カーブが、平成12（2000）年の下がり幅と比べると、緩やかになっています。こどものいる夫婦の就業状況を比較しても、「男親のみ就業者」の割合が減少し、「両親とも就業者」の割合が増加していることから、女性の就労促進が図られていることがうかがえ、共働きで子育てをする家庭が増えています。

こどもを預かる保育所等や放課後児童会の利用児童数は増加しており、利用ニーズが高まっています。

■年齢階級別労働力率（15歳以上）令和2（2020）年 浜松市



■年齢階級別労働力率（15歳以上）平成12（2000）年 浜松市



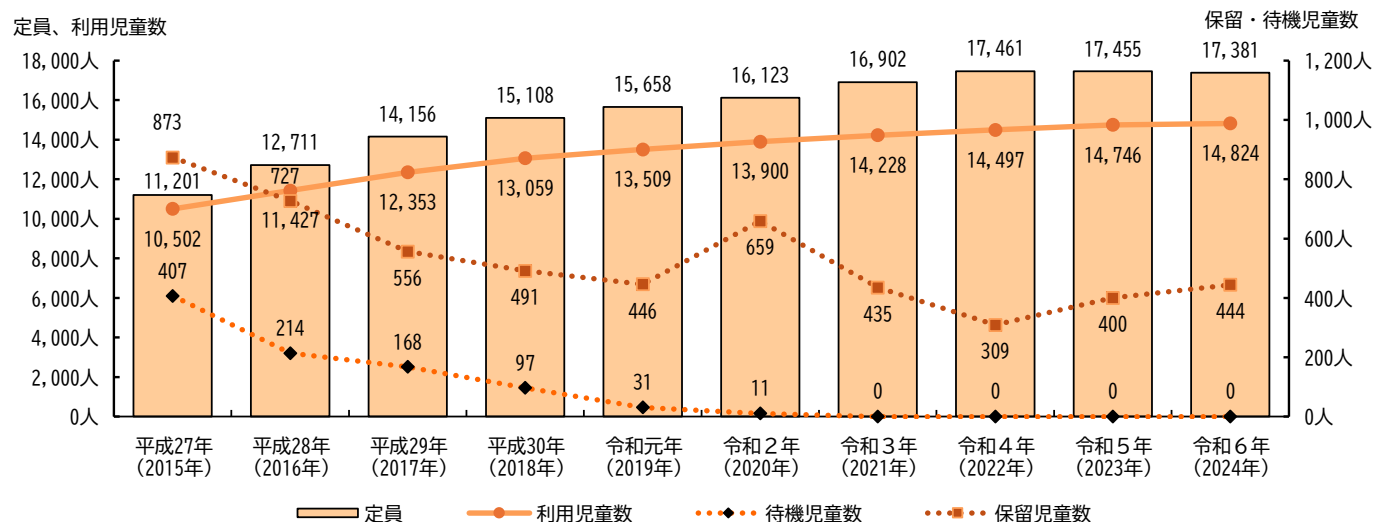
■浜松市のこどものいる夫婦の共働きの割合

(単位：%)

	平成12年（2000年）	令和2年（2020年）
両親とも就業者	49.75	60.12
男親のみ就業者	40.33	23.85
女親のみ就業者	2.84	3.25
両親とも非就業者	6.17	10.59

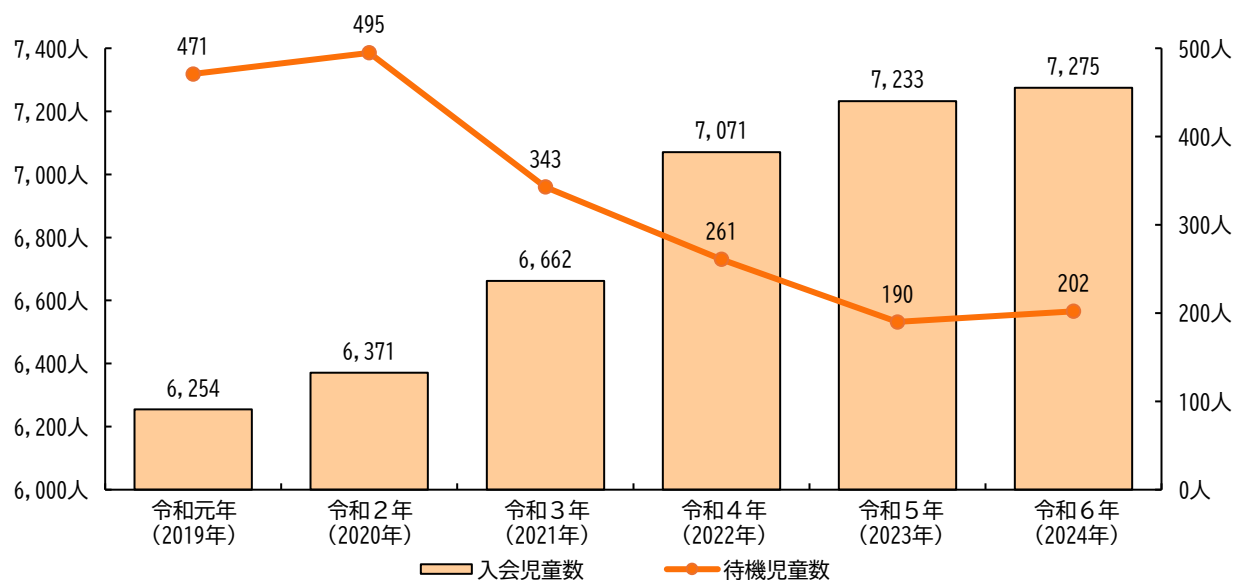
出典：国勢調査

■保育所等の定員、利用児童数、利用待機児童数の推移



出典：浜松市幼保支援課、幼保運営課

■放課後児童会の利用児童・待機児童数



(単位：人)

	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）
入会児童数	6,254	6,371	6,662	7,071	7,233	7,275
待機児童数	471	495	343	261	190	202

出典：浜松市教育総務課

(3) こどもの貧困問題

一定の所得水準以下で生活するこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は改善傾向にありますが、おおむね9人に1人が困窮し、何らかの支援を必要としています。特に、ひとり親家庭が含まれる「大人が1人の世帯」では、半数近くが経済的な困難さを抱えています。

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯に属するこどもの数は減少しており、19歳以下人口に対する比率も低下傾向にあります。一方で、就学援助の認定率は上昇傾向にあります。

①全国調査における貧困率の年次推移

(単位：％)

	旧基準							新基準	
	平成12年 (2000年)	平成15年 (2003年)	平成18年 (2006年)	平成21年 (2009年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成30年 (2018年)	平成30年 (2018年)	令和3年 (2021年)
こどもの貧困率	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
大人が1人	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6

出典：国民生活基礎調査

②浜松市内の生活保護受給世帯のこどもの状況

■19歳以下の被保護人員、人口比率の推移

(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
被保護人員	7,223	7,211	7,149	7,002	6,976	6,965	7,012	6,980
被保護人員 (19歳以下)	996	967	898	827	809	753	718	665
19歳以下人口に 対する比率	0.67%	0.65%	0.61%	0.57%	0.56%	0.53%	0.51%	0.49%

出典：厚生労働省 被保護者調査、浜松市人口統計

■浜松市の中学卒業後の進路の比較（令和4（2022）年）

(単位：％)

	進学率	就職率	その他	その他の内容
全中学校卒業生（n=7,497）	98.63	0.09	1.28	-
生活保護世帯に属する 中学校卒業生（n=50）	86.00	0.00	10.00	・職業訓練校通所 ・就職活動中 等

出典：文部科学省 学校基本調査、浜松市健康福祉部福祉総務課

③ひとり親家庭のこどもの状況

■浜松市の母子家庭、父子家庭の世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子家庭	3,585	3,892	4,036	4,033
父子家庭	493	486	473	519

出典：国勢調査

※母子家庭：未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

※父子家庭：未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）

■児童扶養手当受給世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全国	1,006,294	973,133	939,257	900,675	877,660	854,473	818,978	790,483
浜松市	4,876	4,734	4,541	4,349	4,366	4,285	4,100	3,978

出典：福祉行政報告例（各年度末現在）

■浜松市内の児童扶養手当受給世帯の児童数の推移

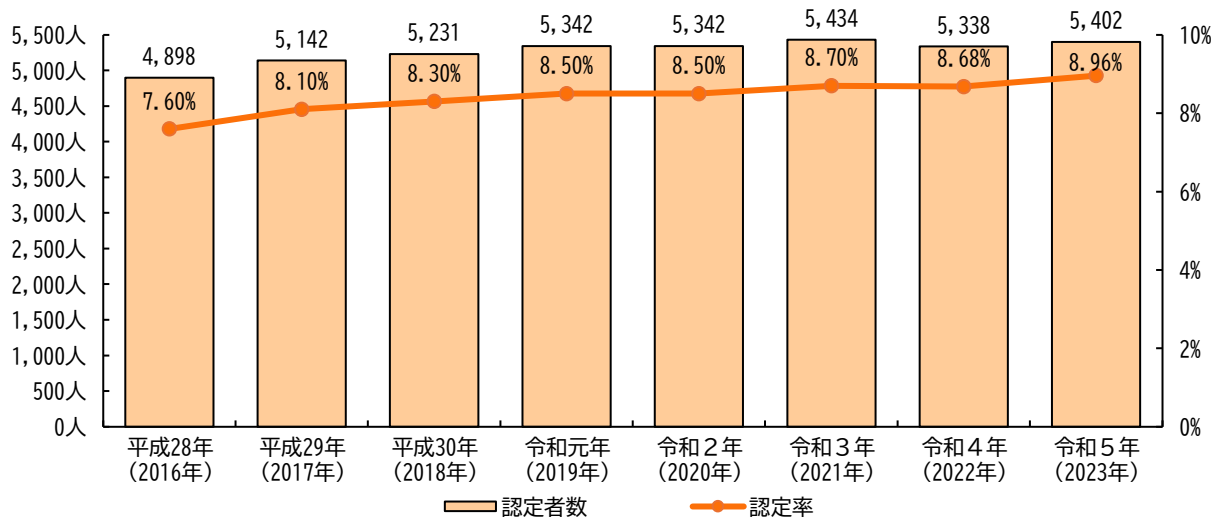
(単位：人)

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
19歳以下のこどもの数	148,667	147,532	146,091	144,057	142,260	139,803	137,066	134,397
児童扶養手当受給世帯 のこどもの数	7,418	7,307	7,112	6,866	6,592	6,611	6,462	6,170
19歳以下のこどもに 占める割合	4.99%	4.95%	4.87%	4.77%	4.63%	4.73%	4.71%	4.59%

出典：福祉行政報告例（各年度末現在）、浜松市人口統計（翌年度4月1日現在）

④就学援助認定者の状況

■就学援助認定者数・認定率の推移



(単位：人)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
認定者数	4,898	5,142	5,231	5,342	5,342	5,434	5,338	5,402
認定率	7.6%	8.1%	8.3%	8.5%	8.5%	8.7%	8.68%	8.96%

出典：浜松市教育支援課

(4) 児童虐待の増加

全国的に児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、育児に不安を抱え、子育てがしにくいと感じる保護者が増えています。本市でも児童相談所、家庭児童相談室での相談対応件数は増加傾向で、近年は高止まりしています。

本市における、家庭から離れて里親や児童養護施設等のもとの生活するこども（社会的養護のこども）の数は、毎年130人前後を推移していますが、最近では里親家庭で生活するこどもが増えています。

社会的養護のこどもの進学率は全体と比べると低く、特に高校卒業後の進路に差が生じています。

①児童虐待相談対応件数

(単位：件)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全国児童相談所	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659	219,170	-
浜松市児童相談所	494	474	575	764	833	823	872	761
浜松市家庭児童 相談室	310	286	285	340	280	272	332	320

出典：こども家庭庁家庭福祉課、浜松市こども家庭部子育て支援課

②浜松市の社会的養護のこどもの人数

(単位：人)

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
里親委託	28	31	32	43	49	54	53	
施設入所	107	108	88	87	82	72	79	
計	135	139	120	130	131	126	132	

出典：福祉行政報告例

③全国調査における社会的養護のこどもの中卒後の進路状況（令和4（2022）年度）

(単位：%)

	進学【高校等】	進学【専修学校等】	就職	その他
全中卒者	98.7	0.4	0.2	0.8
児童養護施設児童	94.8	2.3	1.4	1.5
里親委託児童	97.6	1.3	0.5	0.5

出典：こども家庭庁家庭福祉課

④全国調査における社会的養護のこどもの高卒後の進路状況（令和4（2022）年度）

(単位：%)

	進学【高校等】	進学【専修学校等】	就職	その他
全高卒者	57.0	20.2	15.1	7.7
児童養護施設児童	20.9	18.0	51.6	9.6
里親委託児童	34.2	23.8	31.1	11.0

出典：こども家庭庁家庭福祉課

3 こども・若者が直面する問題

(1) ヤングケアラー

家族のケアをしていると答えたこどもの割合は、小中学生、高校生全体で4.6%となっています。ヤングケアラーは、家事や兄弟姉妹の世話などのほか、感情面のサポートを行っていることも多く、精神的な負担が大きいことが分かっています。また、友達と遊ぶといったこどもらしい生活が送れないことや、勉強する時間が取れず学校生活にも影響が生じることがあります。

■家族の中にあなたがケアをしている人がいますかの回答 (単位：%)

	いる
全体 (n=53,101)	4.6
小学5・6年生 (n=13,696)	5.4
中学生 (n=20,564)	4.7
高校生 (n=18,841)	3.8

出典：令和3（2021）年度静岡県ヤングケアラー実態調査（浜松市分抽出）

(2) こども・若者の自殺の状況

30歳未満の若者の自殺者数は毎年変動がありますが、全年齢の総数の2割を占める年もあります。こどもや若者が心理的に追い込まれる前に、地域の中で気軽に話をする人々や行政、民間の窓口において、相談者の自殺のサインに気づき、悩みや困りごとに応じた相談窓口につないでいくことが求められます。

浜松市の自殺者数

(単位：人)

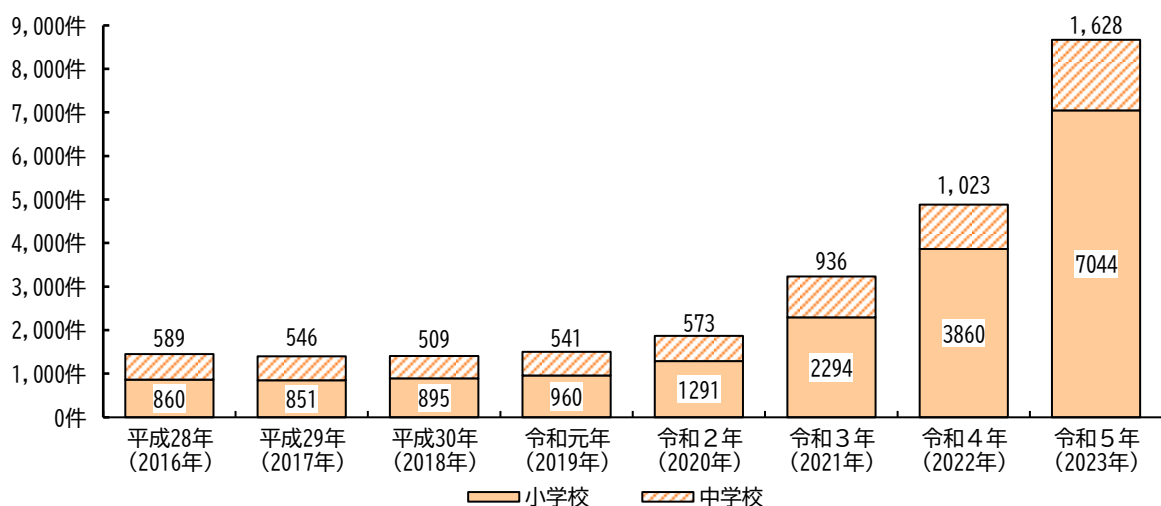
		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全年齢 (総数)	男性	78	90	76	75	87	87
	女性	34	34	34	33	40	51
	計	112	124	110	108	127	138
自殺者のうち、 30歳未満の若者	男性	9	6	8	16	10	9
	比率	11.5%	6.7%	10.5%	21.3%	11.5%	10.3%
	女性	5	7	3	6	11	10
	比率	14.7%	20.6%	8.8%	18.2%	27.5%	19.6%
	計	14	13	11	22	21	19
	比率	12.5%	10.5%	10.0%	20.4%	16.5%	13.8%

出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省 社会・擁護局 総務課 自殺対策推進室）

(3) いじめ認知件数の推移

小中学校におけるいじめの認知件数は、増加傾向にあり、令和3（2021）年度以降は急増しています。いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。未然防止の取組や早期発見の仕組みづくりなど、関係機関が連携していじめ防止等の対策を進めていく必要があります。

■いじめ認知件数の推移



(単位：件)

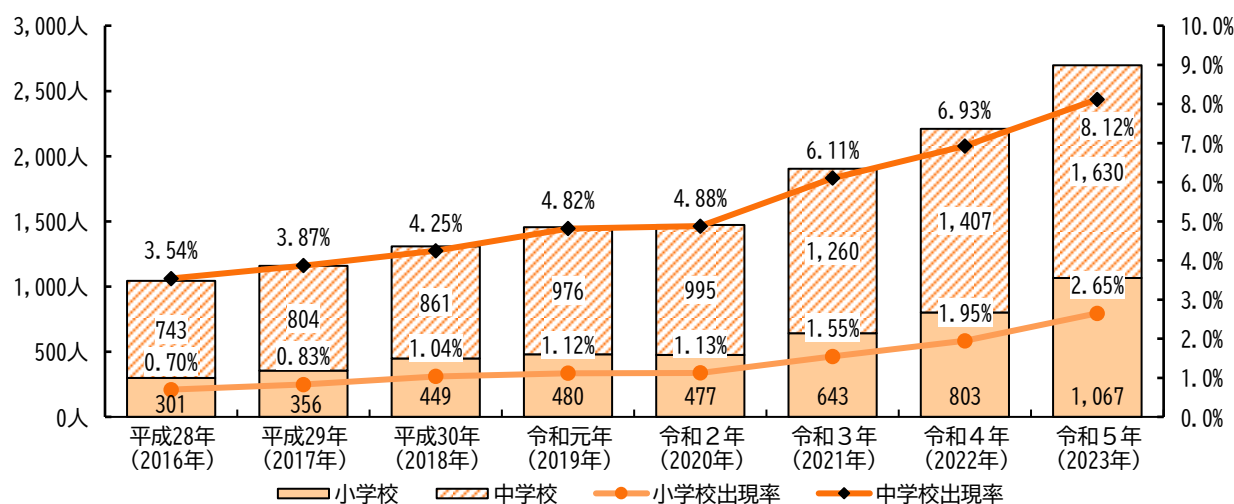
	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
小学校	860	851	895	960	1,291	2,294	3,860	7,044
中学校	589	546	509	541	573	936	1,023	1,628
合計	1,449	1,397	1,404	1,502	1,864	3,230	4,883	8,672

出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）

(4) 不登校

不登校の児童生徒数は増加傾向にあり、令和3（2021）年度以降は急増しています。不登校の原因は多様化、複雑化していることから、学校、家庭、地域の支援機関が連携して、適切な支援につなげることが必要です。こどもの教育機会確保の観点から、学校内外に多様な学びの場や相談の場を設ける取組の強化が求められます。

■市立小中学校の不登校児童生徒数の推移



(単位：人)

小学校	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全児童数	43,266	43,081	43,068	42,735	42,253	41,521	41,150	40,240
不登校児童数	301	356	449	480	477	643	803	1,067
出席率	0.70%	0.83%	1.04%	1.12%	1.13%	1.55%	1.95%	2.65%

(単位：人)

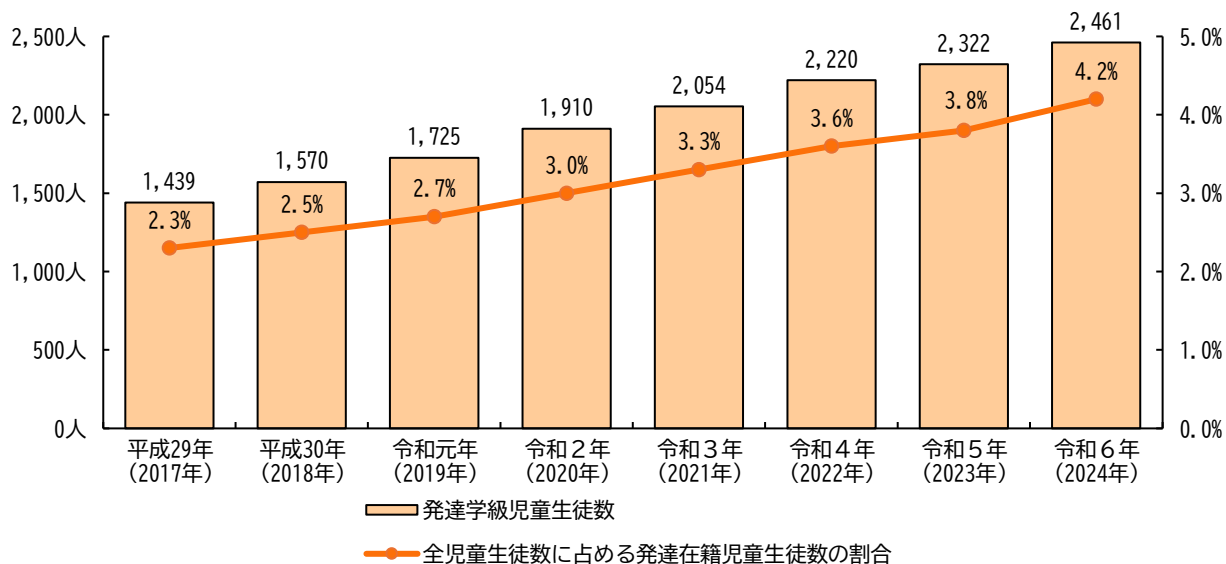
中学校	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
全生徒数	20,999	20,777	20,270	20,254	20,400	20,630	20,315	20,077
不登校生徒数	743	804	861	976	995	1,260	1,407	1,630
出席率	3.54%	3.87%	4.25%	4.82%	4.88%	6.11%	6.93%	8.12%

出典 浜松市教育支援課

(5) 障がいのあるこども

障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切に支援をする場として、通常の学級以外に発達支援学級や通級指導教室（言語、LD等、聴覚）などを設置しています。市立小中学校の発達支援学級に在籍する児童生徒数は、毎年増えています。発達支援学級への在籍を希望する児童生徒のニーズに応じて、社会自立につながる力を育む支援を充実させる取組が求められています。

市立小中学校の発達支援学級在席児童生徒数の推移



(単位：人)

全体	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
全児童生徒数	63,858	63,338	62,989	62,653	62,151	61,465	60,317	59,188
発達学級 児童生徒数	1,439	1,570	1,725	1,910	2,054	2,220	2,322	2,461
発達支援 学級数	268	286	316	354	371	404	420	437
全児童生徒数 に占める 発達在籍児童 生徒数の割合	2.3%	2.5%	2.7%	3.0%	3.3%	3.6%	3.8%	4.2%

出典：浜松市教育支援課

(6) 外国にルーツのあるこども

浜松市には、様々な国籍のこどもが数多く生活しています。外国にルーツのあるこどもたちは、日本語の習得や日本の学校生活への適応など、様々な課題を抱えています。外国人学校に在籍するこどもたちもありますが、多くが市立小中学校に在籍していることから、学校生活への適応指導や日本語の基礎指導など日本語の能力に合わせた支援を行っています。これらの支援を行っていますが、不就学など就学に課題を抱えるこどもたちは、依然として少数ではありますが存在しています。

(単位：人)

		令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
就学	公立小中学校	1,796	1,850	1,864	1,846	1,888
	外国人学校	243	214	172	173	191
就学支援教室等に在籍		3	12	16	12	30
就学または転出予定		3	8	7	4	4
不就学		0	2	0	3	5
合計		2,075	2,086	2,059	2,038	2,118

出典：浜松市外国人の子供の就学状況調査（各年5月1日現在）

4 各種調査から見る浜松市の現状

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、本市のこども・若者、子育て家庭の生活状況や意識、取り巻く環境等を把握するため、下表のとおり、アンケート調査や聞き取り調査を行いました。

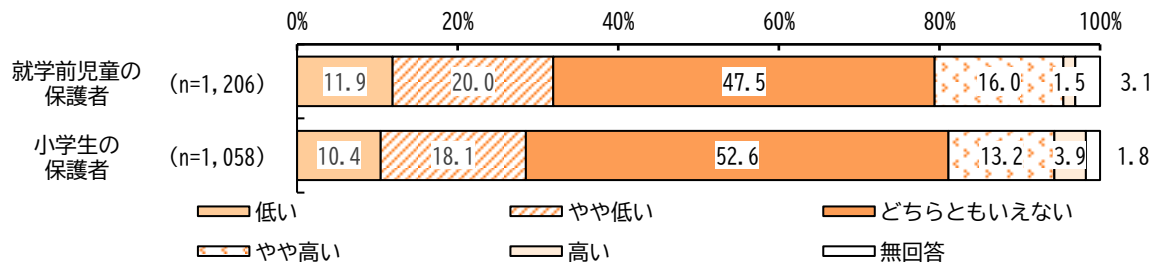
実施内容	回答方法	実施時期	対象者	調査数	回答数	回答率
①子ども・子育てに関するニーズ調査	郵送・インターネット	令和6（2024）年 1月～2月	就学前児童の保護者	3,000人	1,029人	34.3%
			小学生の保護者	2,000人	720人	36.0%
②子どもの生活実態調査	郵送	令和6（2024）年 1月	小学校5年生とその保護者	2,500人	1,206人	48.2%
			中学校2年生とその保護者	2,500人	1,058人	42.3%
			16～17歳の児童とその保護者	2,500人	853人	34.1%
③少子化に関する調査	インターネット	令和6（2024）年 1月～2月	18～49歳の市民	4,000人	977人	24.4%
④若者支援に関するアンケート調査	インターネット	令和6（2024）年 3月	SNS若者相談事業の利用者	-	56人	-
⑤若年層アンケート調査	郵送・インターネット	令和6（2024）年 7月～8月	満15～24歳の市民	3,000人	1,021人	34.0%
⑥こども・若者フリーボード	直接記入	令和6（2024）年 4月～6月	浜松市青少年の家、浜松こども館を利用するこども	-	1,087人	-
⑦こども・若者への意見聴取	現地聴取・アンケート	令和6（2024）年 6月～8月	こども（保護者含む）	-	369人	-
⑧支援者へのアンケート調査	現地聴取・アンケート	令和6（2024）年 10月	こどもの支援者	-	261人	-
⑨ひとり親へのアンケート調査	アンケート	令和6（2024）年 8月	児童扶養手当受給対象者	-	334人	-

(2) 調査結果から見えるこども・若者の状況

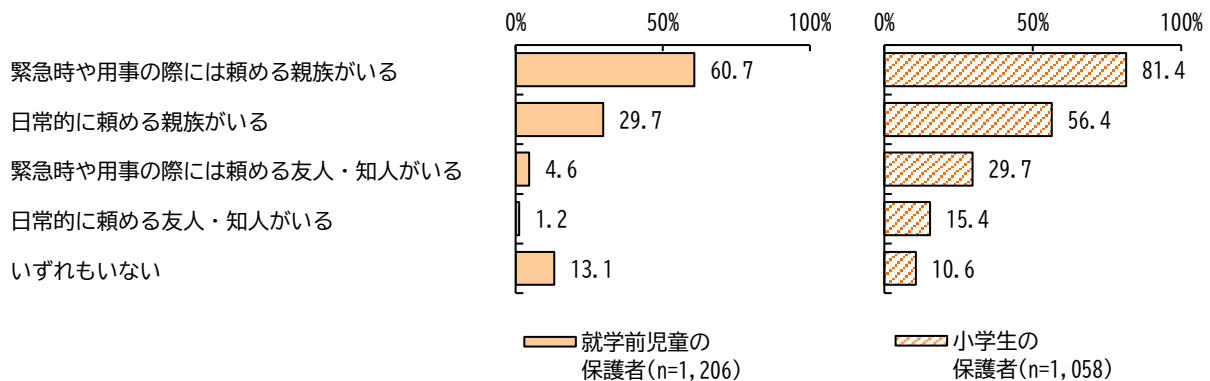
①子ども・子育てに関するニーズ調査

教育・保育及び子ども・子育て支援事業に関する現在の利用状況や今後の利用希望等の把握のほか、地域の子育て環境等の満足度や相談先、周囲からのサポートでの希望などを調査しました。また、周囲からのサポートで希望すること、子育て環境や支援に関する自由意見欄を設け、保護者から意見を伺うとともに、こどもから「うれしいこと」「困っていること」「もっとこうなるといいなあ」と思うことを伺いました。

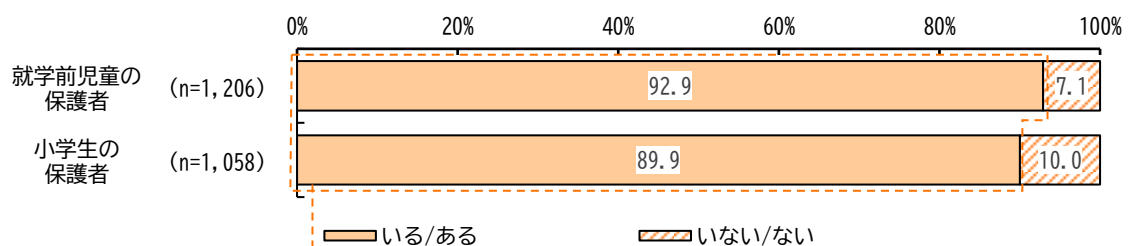
ア 地域の子育て環境や支援の満足度



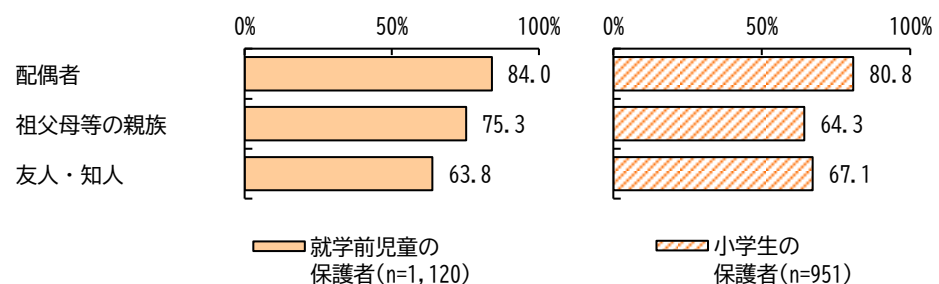
イ 子育てを頼める親族や友人・知人の有無



ウ 子育ての気軽な相談先の有無



「いる/ある」と答えた人の相談先



エ 周囲からのサポートで希望すること、子育て環境や支援に関する意見

【就学前児童の保護者の主な意見】

- 一時的にこどもを預かる施設やベビーシッターが気軽に使える環境が整ってほしい。
- 働いていなくてもこどもを気軽に預けられる場所がほしい。
- 親が病気の時にこどもを預けられる人や施設があると良い。
- 共働きのため、こどもが体調不良の時に仕事を休めない際に頼ることのできる支援がほしい。
- オンラインで相談できるなど、家で相談できる環境があると助かる。
- 父親教室などで父親としての自覚が持てる機会があれば良かった。
- こどもの体調不良で仕事を休む時、職場の理解がなく休みにくい。特に中小企業の意識啓発や職場体制の整備を要望したい。また、職場での育休取得の理解も進んでほしい。
- 男性の育児休業が推進されていない。男性から言い出しにくい職場環境がある。
- 室内で無料で遊べる児童館が増えてほしい。
- 徒歩圏内に公園がなく、離れた公園には駐車場がないため、利用することが難しい。駐車場付きの公園が欲しい。また、公園に古い遊具が多く安全面で心配である。

【小学生の保護者の主な意見】

- 祝日にこどもを預けられる場所があれば、もっと働きやすくなる。
- 放課後児童会を6年生までかつ、保護者の終業時刻までみてもらいたい。
- 長期休暇に普段は放課後児童会を利用していないこどもの預け先がほしい。また、長期休暇の預かりでは、様々なイベントを企画・開催して、こどもの体験機会を増やしてほしい。
- 放課後などに宿題や勉強をみてもらえるような場があると助かる。
- 小学生が放課後に友達と室内で遊べる場所があると良い。例えば協働センターの一部を使うなど、こどもだけで気軽に利用できる室内の遊び場を検討してほしい。
- 駐車場の整っている広い公園が遠く、数が少ない。
- 重度の障がいがあるこどもが利用できる放課後等デイサービスが増えてほしい。
- 交通量の多い通学路にガードレールなどの設置など、こどもの安全を確保してほしい。

オ こどもから市への意見 (単位：件)

No.	項目	件数	小学生からの主な意見
1	遊び場や居場所に関すること	68	● 小学生が安心して外で遊べる環境をつくってほしい。 ● 公園で自由に遊べるようにしてほしい。ボール禁止の理由を説明してほしい。 ● 雨の日に無料又はお小遣いで遊べる施設がほしい。 ● 室内で放課後みんなとすごせる所が欲しい。 ● 先生が忙しそうだから、なかなか自分の話を聞いてもらえない。 ● 放課後児童会は友達と遊べて楽しい。高学年になっても入りたい。 ● 小学校の部活の大会がなくなって残念。
2	学校生活に関すること	41	
3	学校施設に関すること	18	
4	通学や通学路に関すること	18	
5	放課後児童会に関すること	14	
6	学校給食に関すること	11	
7	部活に関すること	8	
8	その他	32	
合計		210	

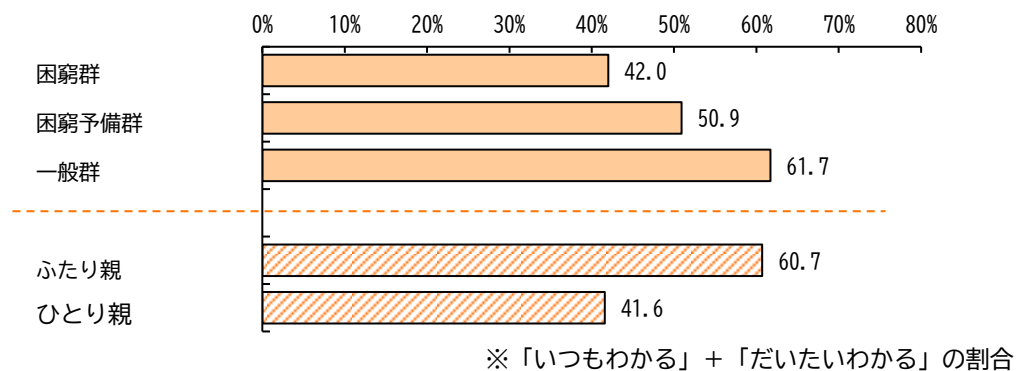
②子どもの生活実態調査

世帯の経済状況（困窮群、困窮予備群、一般群）や世帯の家族構成（ひとり親、ふたり親）により、こどもの生活状況等にどのような影響が生じているかを把握するため、こどもと保護者の回答を紐づけて、分析を行いました。また、市政に対する自由意見欄を設け、こども・保護者からの意見の把握を行いました。

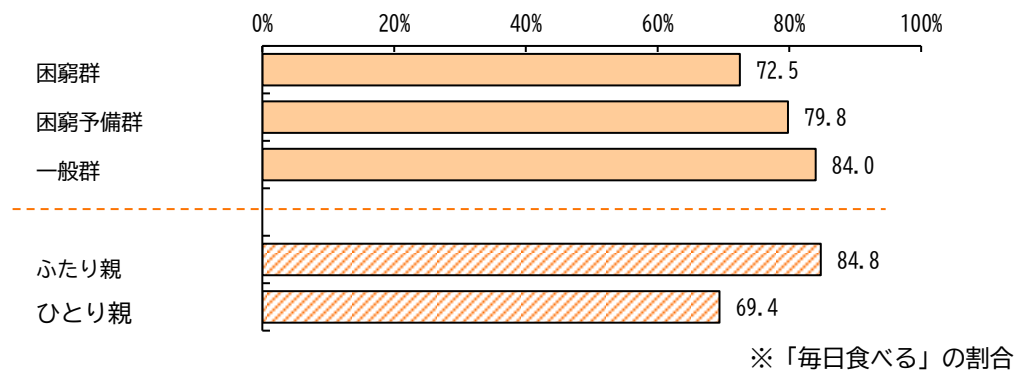
調査結果からは、経済的に困窮するほど、こどもの授業の理解度が低下する傾向があり、生活習慣も乱れやすい傾向が見られました。保護者についても、困窮するほどに、「相談相手や困った際に助けてくれる人がいない」と答える割合が増える傾向があり、孤立しやすい状況が確認できました。

また、ふたり親家庭に比べ、ひとり親家庭で同様の傾向が見られ、家庭環境による格差が生じており、こども・保護者それぞれに支援を行う必要があります。

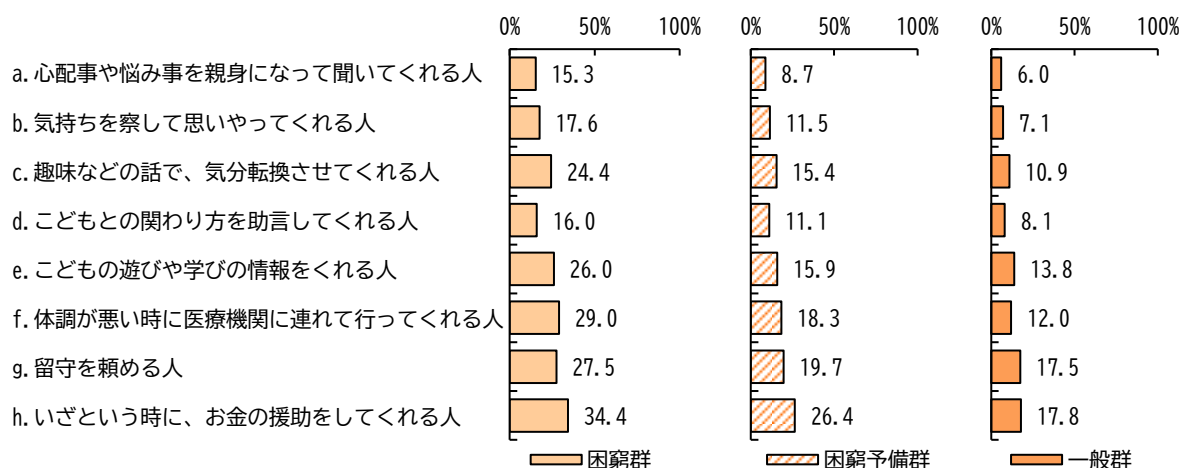
ア【小5・中2こども】授業の理解度（世帯の経済状況別、家族構成別）



イ【小5・中2こども】朝食の欠食状況（世帯の経済状況別、家族構成別）



ウ【小5・中2保護者】相談相手などがないと答えた割合（世帯の経済状況別）



エ 浜松市にしてもらいたいこと

【こども（小5・中2）の主な自由意見】（単位：件）

No.	項目	件数	特に多かった意見など
1	施設（公園、図書館、民間施設等）	195	●「施設」では、公園に関する意見が多く、「公園の増設」「遊具・設備の充実」に加えて、「ボール遊びや運動ができる公園」「天候に左右されない遊び場」「バスケットボールやスケートボードができる公園」の設置を望む声が寄せられました。 ●学校に関しては、「校則や制服の見直し」「部活動の地域移行への不安や期待」「施設設備の改善」に関する意見が多く寄せられました。
2	学校（校則、授業、施設・備品等）	184	
3	お金	139	
4	環境、防犯、防災	102	
5	夢、進学、職業	98	
6	こどもの居場所	69	
7	浜松市	64	
8	通学路、交通手段	43	
9	いじめ	38	
10	先生	36	
11	学習支援	26	

【こども（16～17歳）の主な自由意見】（単位：件）

No.	項目	件数	特に多かった意見など
1	学習スペース、自習室、居場所	77	●「学習スペース、自習室、居場所」では、「図書館の自習室が混んでいて使いにくい、利用時間が合わない」との声があり、「夜遅くまで使える無料の自習スペースが欲しい」との意見が多く寄せられています。 ●「同世代で交流できる場」「不安なことを相談できる場」など若者向けの支援が少ないとの意見がありました。
2	施設（公園、図書館、民間施設等）	60	
3	通学路、交通手段	60	
4	浜松市	47	
5	進学、職業	32	
6	学校（校則、授業、施設・備品等）	21	
7	お金	19	
8	先生	8	
9	環境、防犯、防災	5	

【保護者（小5・中2）の主な自由意見】（単位：件）

No.	項目	件数	特に多かった意見など
1	子育て支援全般の意見	162	●「子育て支援全般の意見」では、「給食費、保育料などの負担軽減の対象を広げてほしい」との意見が多く、「教育費の無償化」や「医療費助成の拡充」と合わせて、経済的な負担軽減を求める声が寄せられています。 ●共働きの家庭からは、「放課後や長期休暇にこどもが安心して過ごせる居場所が少ない」「地域で安心して過ごせる居場所が必要」との意見がありました。 ●「不登校・障がい・発達支援」では、「不登校のこどもが安心して過ごせる居場所があれば、保護者も孤立しにくい」「障がいがあるこどもの支援はあるが、専門施設の定員がいっぱいで利用できない」など支援の充実を求める声があがっています。
2	教育費の無償化・支援等	129	
3	学校・教育関連	127	
4	こどもの居場所・交流等	67	
5	医療費	49	
6	親・家庭の環境、教育の教育	46	
7	不登校・障がい・発達支援	45	
8	学習支援	34	
9	相談支援	31	
10	施設（公園、図書館、民間施設等）	28	
11	放課後児童会	26	
12	ひとり親に関すること	25	
13	安心・安全な地域づくり	24	
14	児童手当	14	
15	いじめ	4	

【保護者（16～17歳）の主な自由意見】（単位：件）

No.	項目	件数	特に多かった意見など
1	子育て支援全般の意見	70	●「子育て支援全般の意見」に関しては、「多子世帯への経済的な負担軽減」を望む声が多く、「教育費の無償化・支援等」では、「大学等の進学に関する金銭的負担の軽減」を求める意見が多く寄せられています。 ●「相談支援」では、「乳幼児期は充実しているが、小学生以降では対面で相談ができる所が少ない」「SNSやオンラインでの情報発信や相談窓口の設置を望む」との声も寄せられています。 ●「学習スペース、自習室、居場所」では、「虐待やいじめなど、家や学校でつらいことがあった時に誰でも利用できるかけこみ寺のような所があればよい」「放課後の居場所づくりで地域の人と中高生をつなぎ、運営ボランティアなどで活躍できると良い」との意見がありました。
2	教育費の無償化・支援等	42	
3	学校・教育関連	29	
4	相談支援	21	
5	学習スペース、自習室、居場所	15	
6	医療費	11	
7	親・家庭の環境、教育の教育	10	
8	不登校・障がい・発達支援	10	
9	児童手当	7	
10	ひとり親に関すること	5	
11	安心・安全な地域づくり	4	
12	施設（公園、図書館、民間施設等）	4	
13	学習支援	3	
14	いじめ	1	

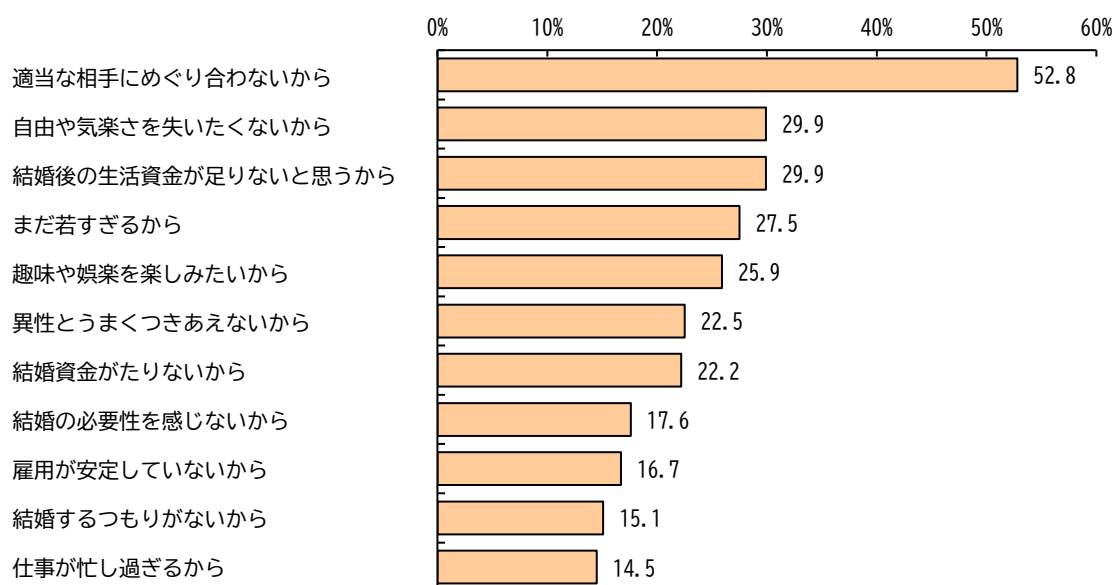
③少子化に関するアンケート調査

出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに関する市民の意識や関心について把握し、より効果的な少子化対策のあり方と施策を検討するため、市内在住の18歳から49歳までの男女に対して、アンケート調査にて、結婚観や妊娠・出産・子育てなどについて、調査をしました。

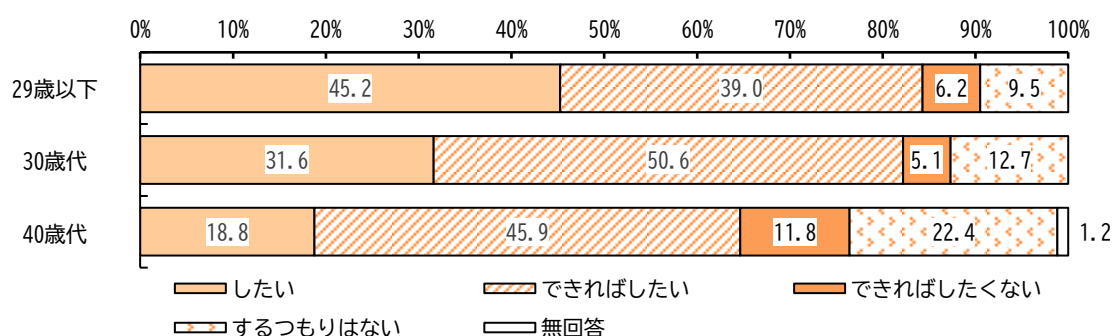
結婚していない若者の8割以上が「結婚したい・できればしたい」と回答しています。結婚しない理由は、適当な相手にめぐり合わない（52.8%）が最も多く、出会いの場の提供の支援が求められます。「結婚への不安感」や「こどもをほしいと思わない理由」の上位に「経済的な不安」が上っており、これから家庭を築く若者への経済的な負担軽減策が求められています。

また、本アンケート調査の結果を基に、効果的な少子化対策を実現するため、データ分析を実施し、支援策の検討を行いました。結婚のイメージの植え付けではなく、実際にこどもと遊ぶ体験型の婚活イベントや、イベント参加をあまり好まない20歳代後半の若者に対しては、非対面式の相談窓口やメタバース婚活のような仮想空間でのイベントなどが考えられます。

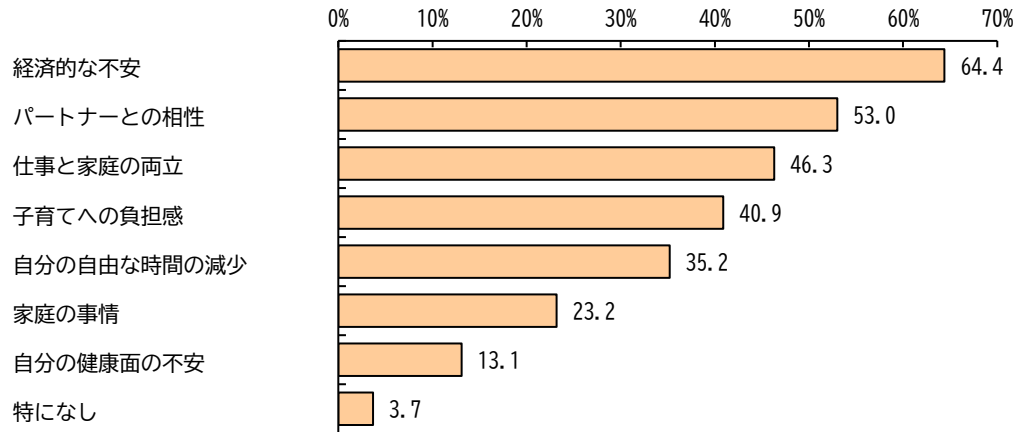
ア 結婚しない理由



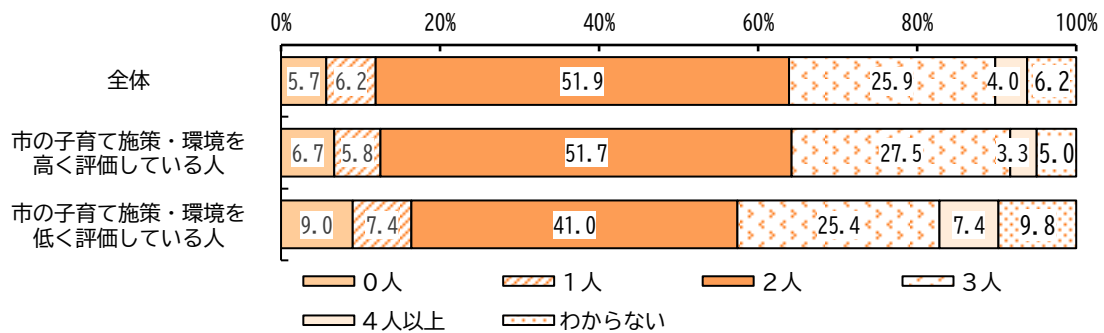
イ 結婚願望の有無（将来結婚したいと思うか）



ウ 結婚への不安感

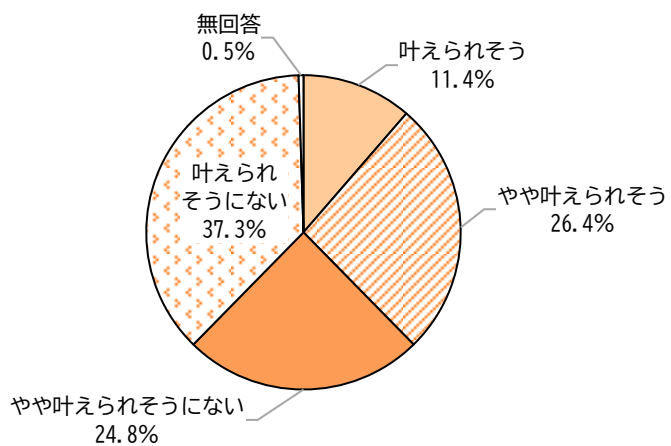


エ 理想とするこどもの人数

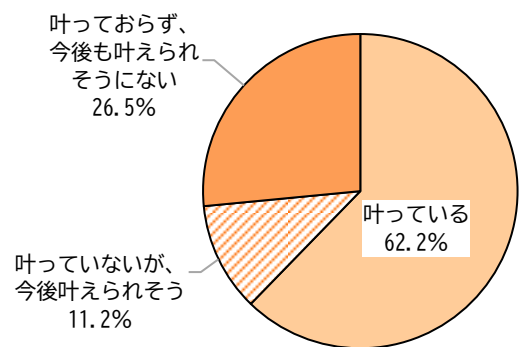


オ 理想とするこどもの人数を叶えられそうか

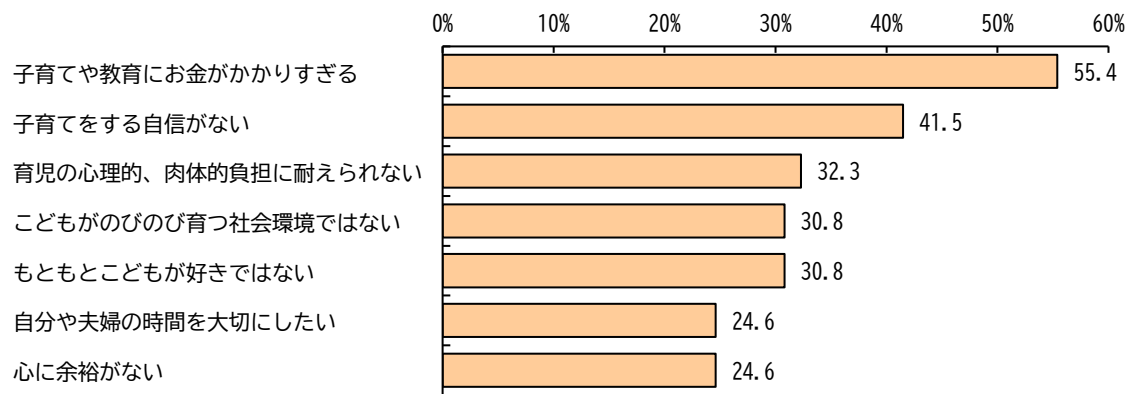
こどもがいない人



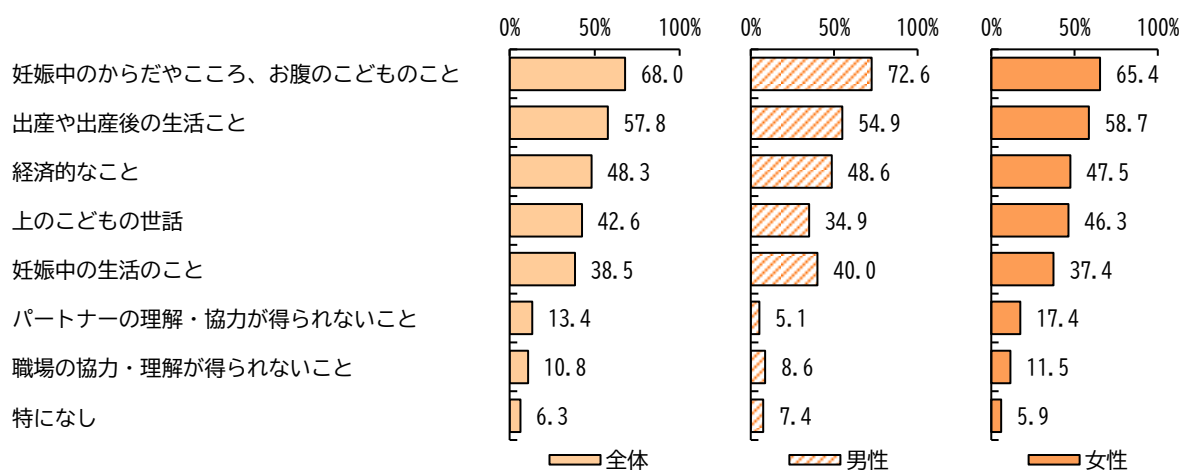
こどもがいる人



カ こどもをほしいと思わない理由



キ 妊娠中に困ったこと、不安感の内容



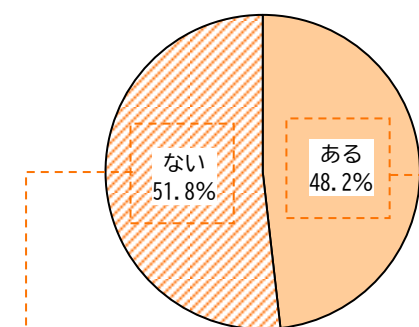
④若者支援に関するアンケート調査

「わかものライン相談@浜松市」の友だち登録者に対し、今後の若者支援施策の参考とするため、若者が利用できる支援機関の認知度や若者の居場所に関する調査を行いました。

家以外の居場所がないと答えた若者は51.8%おり、その主な理由として「そういった場所の情報がない、存在を知らない」(44.8%)、「安心できる人、知っている人がいない」(37.9%)を挙げています。自由意見では、「SNS相談が定期的に行われていることが安心につながっている」などの声が寄せられており、オンラインでのつながりも支えになっています。

ア 家以外の居場所の有無

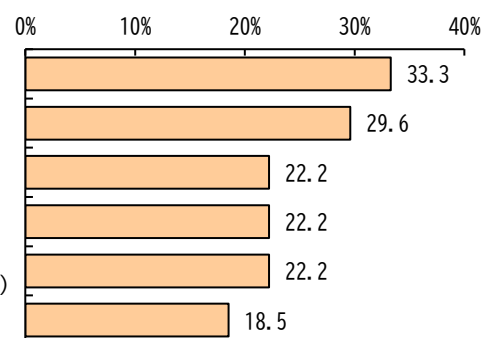
家以外に「ここに居たい」と感じる場所があるか



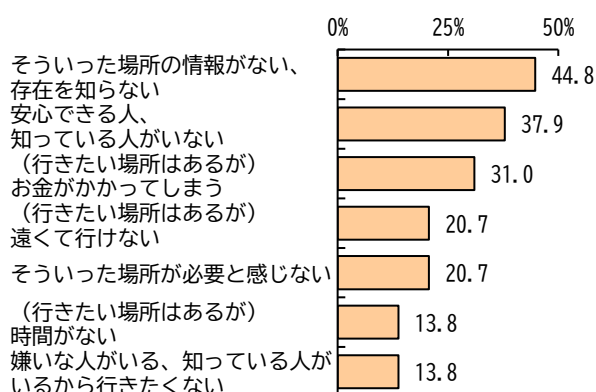
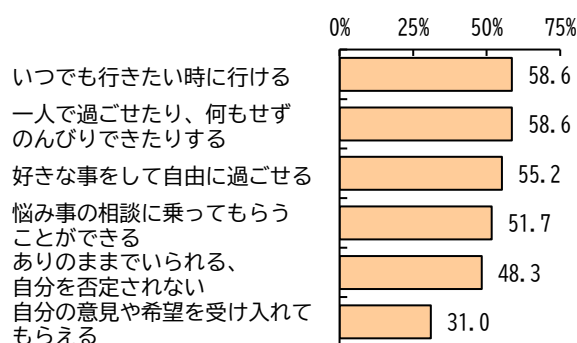
(居場所がないと答えた人)

イ (居場所があると答えた人)

どこを居場所と感じているか



ウ 家以外に「ここに居たい」と感じる場所がない理由

エ どのような場所であれば
行きたいと思うか

オ 市の若者支援施策についての意見

【居場所がないと答えた浜松市SNS相談利用者の主な意見】

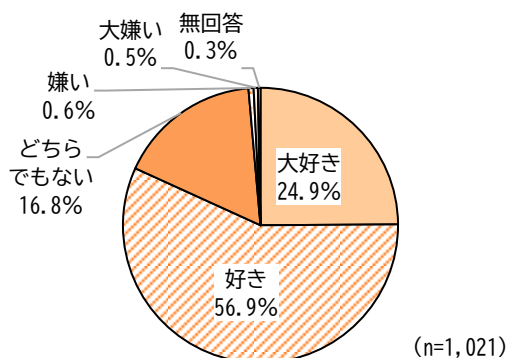
- ありとあらゆるSNS相談を使っているが、つながりやすさ、安心感は静岡県内で一番である。丁寧で寄り添ってくれていると感じる。
- SNS相談が定期的に行われていることが安心につながる。現実には自分に向き合ってくれる人がいると感じないが、SNSの相談員は向き合ってくれていると感じられる。
- やり取りの中で整理できず感情的に言葉を発しても、相談員が言い換えたり、考えをまとめたりして回答してくれるので、悩みや感情を整理できる面がある。
- 浜松市出身で、他地域への大学進学等で別の所に住んでいる人も利用できると良い。

⑤若年層アンケート調査

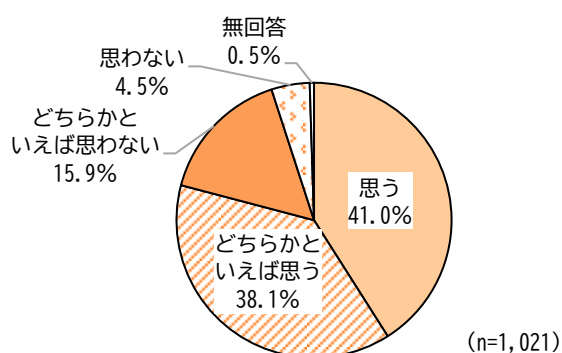
若年層の市政に対する関心・ニーズなどを把握し、今後の市政運営の参考とするため、アンケート調査を行いました。

調査の結果、「浜松のことが大好き・好き」「これからも浜松に住みたいと思う・どちらかといえば思う」と答えた割合はそれぞれおよそ8割で、本地域に対して愛着や魅力を感じていますが、「通いたいと思える大学や専門学校はある（あった）」がおよそ3割、「希望する就職先（企業など）は浜松にある（あった）」がおよそ4割にとどまっており、若者が求める進学先や就職先が少ないことわかりました。

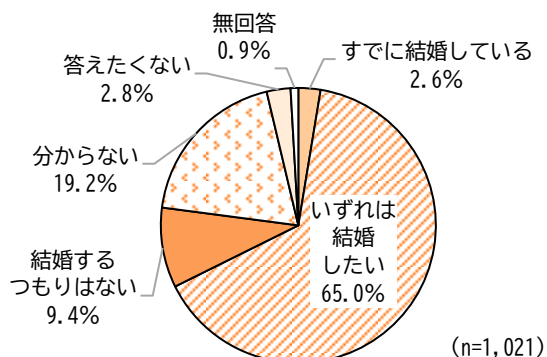
ア 浜松のことが好きか



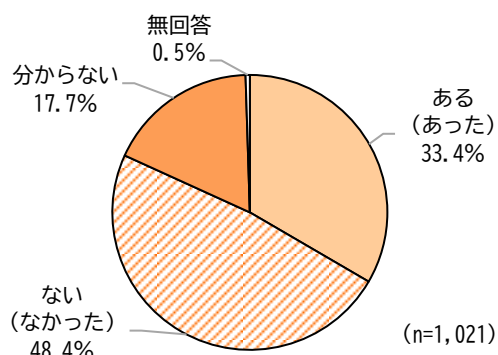
イ これからも浜松に住みたいか



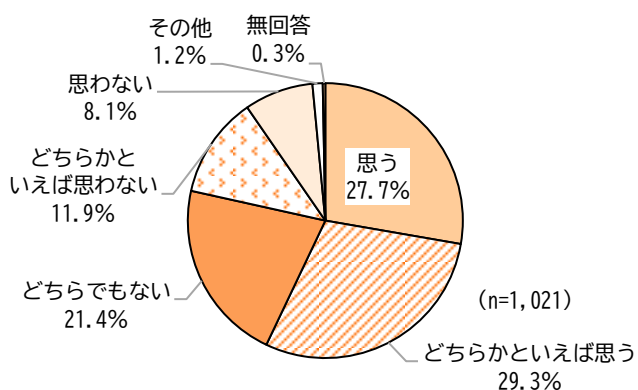
ウ 自身の結婚についての考え



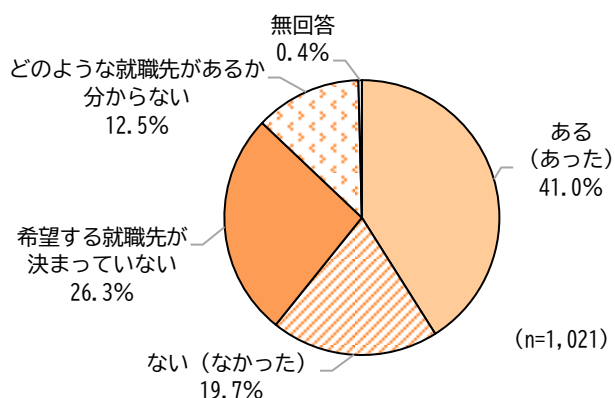
エ 浜松に、通いたいと思える大学や専門学校はある（あった）か



オ 浜松で働きたいと思うか



カ 希望する就職先（企業など）は浜松にある（あった）か

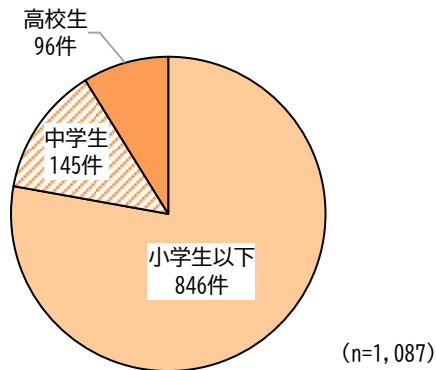


⑥こども・若者フリーボード

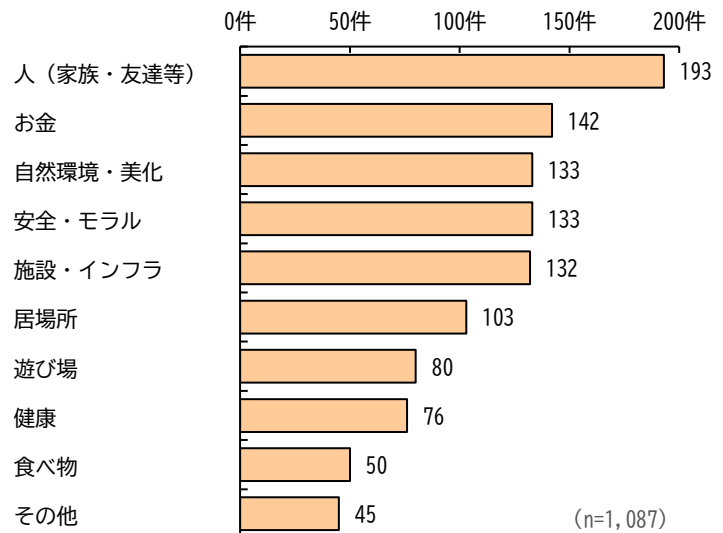
「大人になっても浜松市に住み続けるためには、何が必要？」(令和6年4月30日～令和6年6月30日)

浜松市立青少年の家と浜松こども館に、テーマに沿ってこどもからの自由な意見・アイデアを募集するフリーボードを設置しました。フリーボードでは、短文やキーワードでも意見を提示できるようにしており、小学生以下のこどもも参加しやすいように工夫しています。

ア 回答者属性



イ 意見カテゴリ



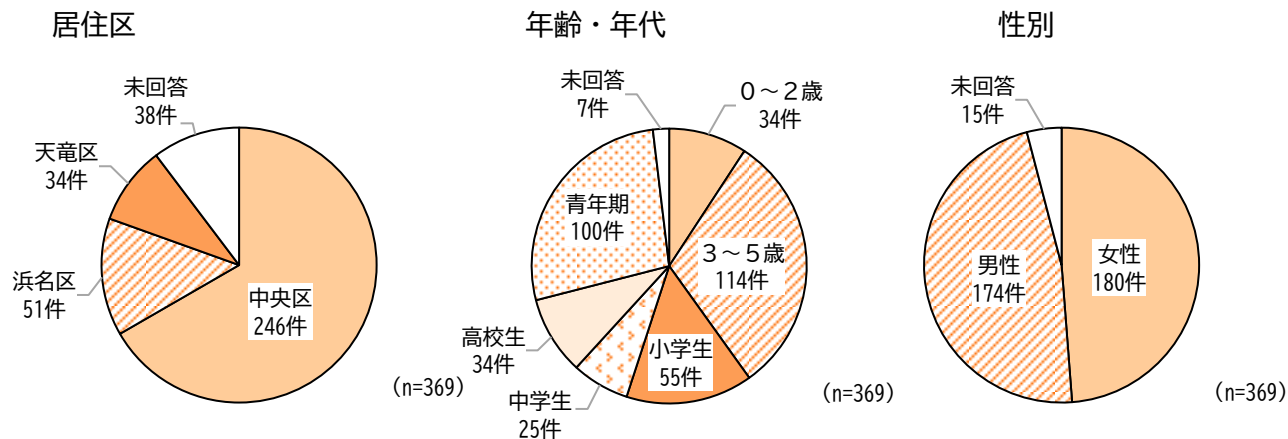
ウ 主な意見

年代	主な意見
小学生以下	・ 家族を大切にする ・ お金を大切にする ・ 自然を壊さない ・ いじめなしの楽しい街をつくる ・ 有名な施設をつくる ・ 家が安く建てられたり、借りられたりする ・ 遊べる場所を増やす ・ ふるさと給食を増やす
中学生	・ 人口を増やす ・ 税金を正しくつかう ・ 道路などがきれいな街 ・ 差別や偏見をなくす ・ 移動がスムーズにできる（バス、電車などの待ち時間の短縮） ・ 音楽の街らしい建物やイベント
高校生	・ 温かい人が多い街 ・ 安全な街（犯罪が少ない、落書きがない） ・ 働く場所（経済のまわらない街に未来はない） ・ 大学を増やす ・ 心身ともに健康な生活

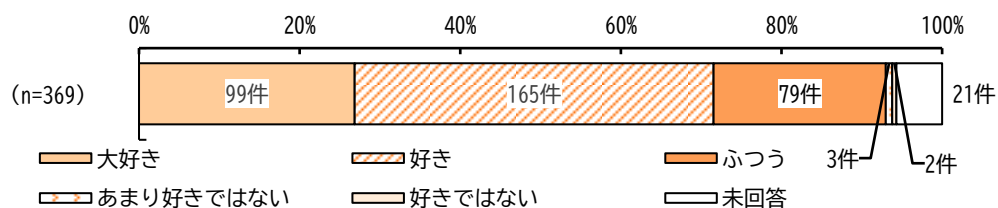
⑦子ども・若者への意見聴取

青年期までの子ども・若者に、浜松市への愛着や利用施設の過ごしやすさや浜松市のまちづくりへの意見などを伺うヒアリング、アンケート調査を実施しました。

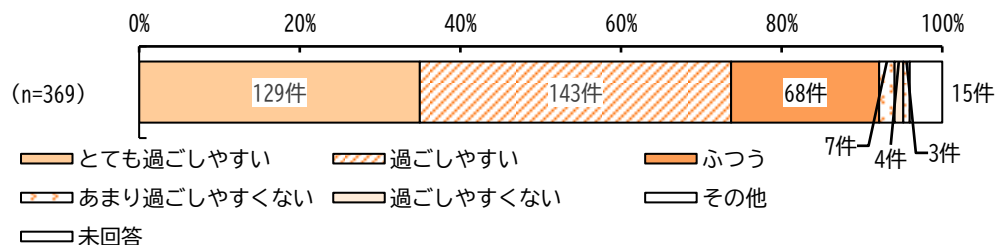
ア 回答者の属性



イ 浜松市への愛着



ウ こどもの利用施設の使いやすさ



エ 浜松市がもっと良くなるために必要なこと (単位：件)

No.	項目	件数	特に多かった意見など
1	公園・こどもの遊び場の充実	44	【公園・遊び場】 ●公園がもっとあるといいな。 ●公園にアスレチックがほしい。 ●サッカー、野球ができる公園を増やしてほしい。 ●室内で遊べる場所やプールを増やして。 【娯楽施設】 ●大きな遊園地、テーマパークがほしい ●イルカがいる大きい水族館あるといい。 ●交通系の博物館があるといい。
2	民間店舗・娯楽施設が増える	32	
3	交通・公共交通機関の整備	25	
4	子育て環境の充実	24	
5	魅力ある都市整備	23	
6	防災・安全なまちづくり	11	
7	福祉の充実	11	
8	浜松ならではの取り組み	9	

⑧支援者へのアンケート調査

こどもや子育て家庭等に関わりをもつ市内の機関・団体の支援者に、計画の骨子案に関するアンケート調査を行いました。日ごろのこどもや保護者等とのかかわりのなかで感じている必要な支援など、本市のこども計画の充実に向けた意見が寄せられました。

ア 回答機関・団体の属性

(単位：件)

支援者の属性	関わっている事業等	回答
子育て支援事業に従事	産後ケア、はますくヘルパー、子育て支援ひろば 等	13
保育・幼児教育に従事	保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業 等	123
学校教育に従事	小学校、中学校、高等学校 等	62
放課後の児童育成に従事	放課後児童会、放課後子供教室	18
障がい・困窮支援に従事	児童発達支援センター、学習支援教室、こども食堂 等	24
社会的養護に従事	児童養護施設、一時保護所	21
計		261

イ 支援者からの「浜松市こども計画」への主な意見

【こどもの権利】

- こどもの権利を守るという文面を第一に盛り込み、計画に記載してほしい。
- こどもの人権が守られ、こどもの意見が尊重される実効性のある計画になって欲しい。
- こども、若者目線、権利という視点、根本的な視点が弱い、子どもの権利条約は根本となる理念がもっと増えるといい。
- 基本理念の趣旨に「こどもの権利を保障するための取組を進めます」の追加が必要だと考える。
- ヤングケアラーやこどもの貧困に対する対策など、こども自身の権利を守るための方針が盛り込まれていて良いと思う。

【貧困・児童虐待等】

- 経済（収入）格差によって児童の学習やスポーツ体験等に差が生じないように、福祉的サポートの充実を切望する。
- こどもの貧困対策について、こどもに対する支援だけでなく、社会全体へのアナウンス等の施策が欲しい。
- 被虐待のあるこどもが親になり、子を虐待する連鎖がある。被虐待児が親になったとき、連鎖を生まない、長期的なしくみが必要だと感じている。
- 児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設について、受け入れ先を探すことの困難さは現場の声として聞かれている。
- 医療的なケアがあるこどもへの支援やその家族（特に母親）の就労の支援を充実してほしい。
- 外国籍の子どもへの支援の拡充が盛り込まれるとよい。

【学童期・思春期】

- 小学校入学以降の放課後の支援策が不十分である。預け先がなく一人で留守番して過ごすのは、こどもの発育、発達において悪影響を及ぼすため、取り組みの充実を望む。
- 「学校以外の育ちの場」を加えていただきたい。学校と並列の関係（居場所にとどまらず）
- 行政としての中小フリースクールの支援（本人の安心、家庭の安全につながる）
- こどもたちは日々成長し変化を求められている。こどもたちが選択できるように居場所をつくることが必要と感じる。

【若者支援】

- 高校生年代への支援が薄いと感じる。若者への支援への記載が充実されるべき。
- プレコンセプションケアを浸透させる取り組みが必要である。
- 何かしら心に傷がある中高生で、非行行為をすることもをサポートできる支援があると良い。

【保護者への支援】

- ソーシャルメディアの利用に関する問題を抱えるこどもが多い。幼少期からの家庭内の問題も含むため、保護者へのメディアリテラシーを伝える機会が必要である。
- いじめ、不登校にかかわるこどもだけでなく、保護者への施策も必要である。
- 一人っ子が多く、親と子が向き合いすぎてしまうので、こども同士のかかわりの場や、親と子のかかわりの場があると良い。
- 子育てに楽しみを見いだせる保護者となるよう親の力、家庭力向上に力を入れてほしい。
- 家族構成のカテゴリの中で特に社会から孤立しているのは父子家庭である。

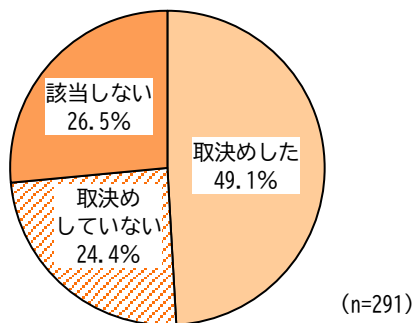
【全般】

- 地域全体でこどもを育てる視点が必要である。
- こども自身が充実を実感できる取り組みが必要だ。

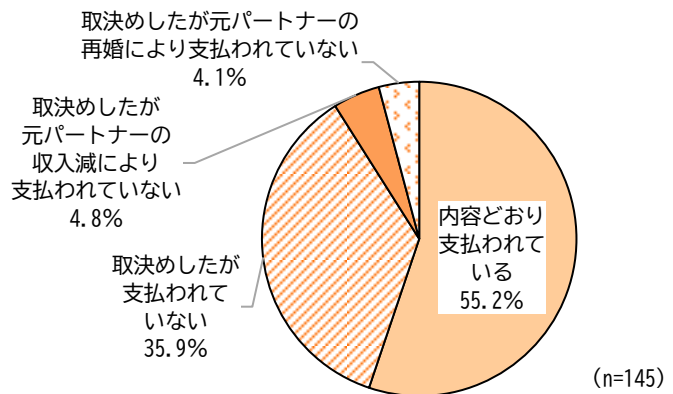
⑨ひとり親へのアンケート調査

毎年8月に児童扶養手当の受給世帯の方を対象に、ひとり親支援に関するアンケート調査を実施しています。離婚によりひとり親となった世帯を支える養育費の受け取り状況や、離婚後の親子間の面会交流の実施状況などを把握しています。養育費に関しては、該当する人のうち、およそ2/3が支払いの取り決めが行われていますが、内容どおり支払われているのは55%にとどまっており、ひとり親家庭が困窮する要因のひとつになっています。

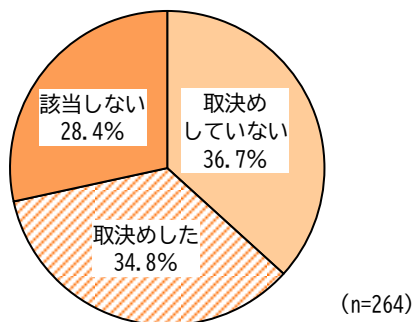
ア 養育費の取り決め状況



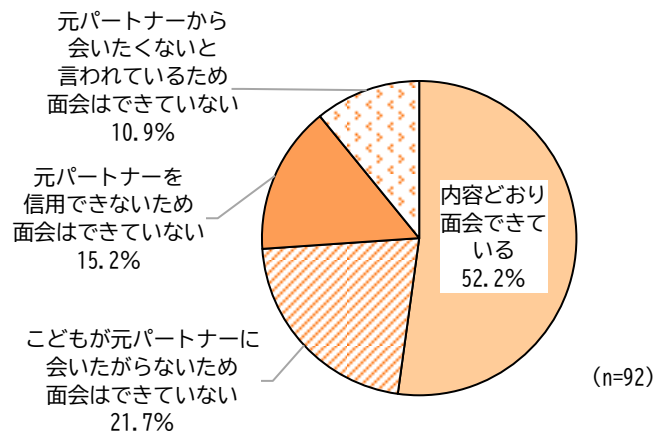
イ 養育費の受け取り状況



ウ 親子（面会）交流の取り決め状況



エ 親子（面会）交流の実施状況



5 課題の整理

統計資料や各種調査の結果を踏まえて、本市のこども・若者、子育て家庭を取り巻く課題を以下のとおり整理しました。

(1) 少子化を巡る状況の主な課題

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- 少子化によりこどもが減ることで、地域でのこども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てや子どもの育成環境が変容しています。
- こども・若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てにネガティブな印象を持つ若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育ては個人の選択により行われるものですが、希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

(2) こどもと家族を取り巻く環境の主な課題

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がいない世帯が増えています。保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、子育てと仕事の両立支援が求められています。また、教育・保育に係る施設や人材の充実など、こどもを安心して預けられる環境の整備が求められています。
- 経済的困窮の影響がこどもの学力や生活習慣に影響を与えるこどもの貧困の問題については、こどもの現在の貧困を解消するとともに、貧困の連鎖により将来にわたって困窮することを防ぐ取組が求められます。社会的な課題として、こどもへの支援と保護者の自立支援を充実させる必要があります。
- 児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、養育の不安やこどもの育てにくさなどから不適切な養育を行ってしまう家庭を早期に発見し、支援していく必要があります。また、保護が必要となったこどもを適切な養育環境のもと、自立に向けて育む取組も求められます。

(3) こども・若者が直面する問題の主な課題

- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対し、関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもに対する専門的な支援や外国にルーツのあるこどもに対する特有の支援のための体制づくりの充実が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 社会的養護のこどもは高校卒業後に家庭を頼れず、社会で孤立しやすいため、退所後のアフターケアが必要です。また、過去の経験による心の傷や将来への不安などで、精神的な問題を抱えているこどもも多く、長期的に自立を支援する必要があります。
- 家庭や学校に居場所がないこども・若者は孤立しやすく、安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- こどもが家族のケアをするヤングケアラーに対し、関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- デジタル社会が急速に進展する中、メディアリテラシーや情報モラルの習得が求められています。

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

全てのこども・若者が、夢や希望を持ち続け、健やかで幸せに成長できる社会を目指すため、こどもの権利を尊重し、子育て中の方々を応援する取組を進め、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」を実現します。

2 基本的な視点

全てのこども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります

全てのこどもや若者が、権利を保障され安心して健やかに育ち、心豊かな人間性と創造性を備え、自分の意見を主張することができる社会を目指します。

こども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します

こどもや若者の社会参画を進めることの意義を踏まえ、様々な社会課題に取り組むこども・若者や様々な状況にあって声を上げにくいこども・若者の意見を本市の事業へ反映できる仕組みの構築を目指します。

こども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じて切れ目なく支援をします

出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育に関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、こどもや若者が自立するまでライフステージを通じて、社会全体でこども・若者及び子育て当事者を支えていきます。

良好な子育て・成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる社会を実現します

こども・若者が成長段階で自己実現を図り、将来の可能性を広げるとともに、多様な価値観・考え方が尊重され、希望を抱いて成長できる社会を目指します。

若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します

結婚・出産・子育てに対して前向きに考えることができる環境を整備し、こどもに関しての希望を叶えられる社会づくりを目指します。

3 施策体系

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、浜松市総合計画基本計画（令和7（2025）～16（2034）年度）の基本政策の一つである「全ての子ども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり」に合わせて設定しました。

(2) 3つの基本施策

基本理念の実現に向け、子ども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、子ども大綱を勘案し、「ライフステージを通した施策」「ライフステージ別の施策」「子育て当事者への支援に関する施策」の3点を基本施策として定めます。

(3) 14の施策の柱

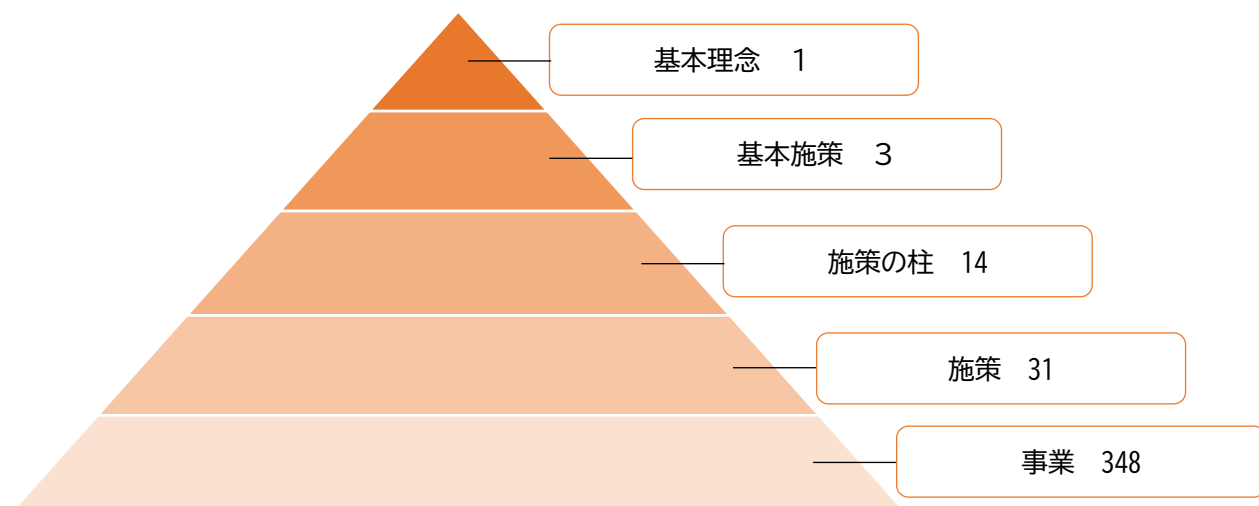
個別の課題や支援ニーズへ対応し、全ての子ども・若者や子育て当事者の幸せに資する施策であることを示すため、3つの基本施策を14の施策の柱へ落とし込み、取組の視点を整理します。

(4) 31の施策

14の施策の柱を推進するため、31の施策へさらに細分化し、取組の方向性を明確にするとともに、各課が事業として実施する具体的な取組について第4章で示します。

第4章では、「現状と課題」から見える「施策の方向性」を示し、展開していく「主な取組」を記載するとともに、表にすることで対象者を可視化しています。

資料編では、浜松市の全取組348事業を掲載し、第4章と連動させた構成としています。



※掲載事業には、現在、検討・調整中の事業も含まれているため、事業数は変更となる場合があります。

【こども計画版（令和7（2025）年度～）】施策体系

基本理念	基本施策	施策の柱	施策
全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松	Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
		2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
		3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
		4 こどもの貧困対策の推進	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
		5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
		6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
		7 こども・若者の安全の確保	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進
	Ⅱ ライフステージ別の施策	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保 施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実
		2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策2-② こどもの居場所づくりの推進 施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
		3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策3-③ 若者とその家族等への相談支援
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1-① こどもの育ちを支える経済支援
		2 地域子育て支援、家庭教育支援	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進
		3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
		4 ひとり親家庭への支援	施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

第4章 こども施策の展開

I ライフステージを通した施策

1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進

施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組

【現状と課題】

- こども家庭庁の調査（こども政策の推進に関する意識調査令和5（2023）年度）によると、「こどもは権利の主体である」と思っている人の割合は、約半数程度にとどまっています。
- こども・若者の権利を保障するためには、こどもは生まれながらに権利の主体であることを広く周知するとともに、こども・若者が自らの権利について学び、社会全体で理解を深めていくことが重要です。
- こども・若者は、多様な人格をもった「個」として尊重され、年齢・発達に応じた様々な方法で自らの意見を表明することができる機会が確保されることが必要です。

【施策の方向性】

- 令和5（2023）年に施行された「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの権利擁護など幅広い視点に立った「こどもの権利」に関する条例を整備します。
- また、こども・若者、保護者、教職員、幼児教育・保育関係者、青少年教育関係者、子育て支援関係者等に対し、「こどもの権利」に関する趣旨や内容について理解を促進し、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有していきます。
- こどもや若者が、自らの権利が侵害されたり困難を抱えたりした時に助けを求める方法等を学べるよう、教育・保育・養育等の場において、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● こどもの権利に関する条例整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● こどもの権利に関する情報発信・周知・啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● 人権教育の推進				○	○				○	教育センター
● 人権フェスティバル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	人権啓発センター

※主な取組に掲載した事業には、現在、検討・調整中の事業も含まれるため変更になる場合があります。
(P44～P74)

2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現

施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実

【現状と課題】

- こどもが天候や気温に左右されることなく、安全・安心に遊ぶことができる場や、様々な人と関わりながら多様な遊びや体験活動を経験できるイベント等のニーズがあります。
- 共働き世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化などを背景に、異年齢のこどもや高齢者と接する機会が減少していることから、交流する機会づくりが求められています。
- こどもが夢中になって遊ぶことができる、安全な場所の確保や様々な人と関わりながら、多様な遊びや体験活動ができる機会の提供と周知が必要です。
- 本を読む楽しさが味わえるように、全てのこどもが平等に本と触れ合うことができる場の提供をすることが必要です。

【施策の方向性】

- 児童館など、こどもが安全・安心に遊ぶことができる環境の整備に取り組み、こどもが参加できる遊びや体験の場を提供します。
- こどもが豊かな心や個性を育む上で重要な、多様な遊びの経験や各種体験活動、地域の人との世代間交流の機会などを充実させます。
- 保育・学校・家庭・地域において、こどもが本と触れ合うことのできる場を広く周知し、こどもが本に親しめるようにします。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 児童館		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 青少年の家	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
● ふれあい交流センターの運営		○	○	○	○			○	○	高齢者福祉課
● 学校図書館教育の充実				○	○				○	教育センター 中央図書館
● ブックスタート		○						○		中央図書館

施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成

【現状と課題】

- 乳幼児期の保護者が、望ましい食習慣の基礎をつくり、乳児の健やかな成長を促すことができるよう、離乳食をはじめとする食事等に関する必要な知識や判断力の向上を支援する必要があります。
- 食育活動を行う保育所等に対して、事業費の補助を行っています。
- 地場産物を活用した給食等を通じて、浜松の食文化を学ぶ機会を設けています。
- こどもの望ましい食習慣や生活習慣の形成のため、朝食摂取の重要性を周知していますが、休日の朝食摂取向上が課題であり、家庭への啓発と連携強化が必要です。

【施策の方向性】

- こどもが食生活を始めとした基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域の関係機関等へ食育や生活習慣についての情報発信を行います。
- 食育の推進に関する研修の実施や費用の補助を行い、食育推進活動を支援します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 乳幼児等健康教育事业		○	○					○		健康増進課
● 私立保育所等事業費補助金 (食育推進) (私立保育所等事業費助成事業)		○	○						○	幼保支援課
● 食育の推進（市立保育所等）		○	○						○	幼保運営課
● 食に関する指導・地産地消の推進				○	○			○		健康安全課

施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進
【現状と課題】

- 都市計画に基づく公園整備や地域住民による河川愛護活動が行われており、引き続き、都市公園等の整備や河川環境の維持管理が必要です。
- 公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めており、引き続き、浜松市公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づいた整備が必要です。
- 通学路には毎年多くの整備要望が寄せられており、関係機関と連携し、速やかな安全対策を講じることが求められています。
- まちなかへの移住支援により、令和4（2022）年度は29件85人、令和5（2023）年度は37件116人が居住誘導区域内に移住しましたが、引き続き、子育てにかかる保護者の経済的負担や心理的不安の軽減を図る必要があります。
- 学校施設バリアフリー化推進事業計画に基づき、段差解消やバリアフリースイールの整備を進めています。

【施策の方向性】

- こどもや子育て当事者の目線に立った、こどもの遊び場の確保や保護者や地域住民が交流しやすい機会の創出となるよう、公園や公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化、河川や道路などの環境整備を総合的に推進します。
- 多世帯が支え合う同居等を促進し、育児の心理的・身体的負担を軽減し、安心感のある子育て環境づくりを推進します。
- 学校施設のバリアフリー化を図り、児童・生徒ほか施設利用者の安全・安心の確保に向けた整備を進めていきます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 都市公園等の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公園課
● 児童遊園等の維持管理		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 公共建築物のユニバーサルデザインの推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公共建築課
● 河川愛護支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	河川課
● 子育て応援環境づくりの推進	○	○	○	○				○		住宅課
● 学校施設のバリアフリー化				○	○					教育施設課
● 通学路の安全対策			○	○	○					道路企画課

施策2-④ 外国にルーツのある子ども・若者への教育・支援の推進

【現状と課題】

- 外国人市民との共生社会づくりの満足度は上昇傾向にありますが、共生に関する理解促進や外国人市民の地域社会への参画及び活躍促進が必要です。
- 外国人児童生徒の特性に応じた就学カリキュラムの編成や言語支援が必要な子どもへの母語によるサポートが求められています。
- また、自らが望む将来の進路・キャリア支援につながるよう、文化や慣習等の相違など、実態に即した支援が必要です。
- 外国人の子ども・若者の定住化が進んでおり、生活に密着した行政情報を多言語にて届けていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 子どもや若者が一人ひとりの自分らしさを大切にしながら成長することができるよう、外国人の子どもや若者への教育支援や、異文化理解・国際交流の取組を推進します。
- 外国人児童生徒が多数在籍する小中学校に就学支援員を配置するとともに、言語の支援が必要な児童生徒が在籍する学校に就学サポーターを派遣します。
- 次世代を担う外国人の子ども・若者が日本で成長し、生活していく上で必要な日本語の習得やキャリア形成過程への支援を強化します。
- 浜松国際交流協会等の関係機関と連携し、必要な情報を届けられるよう様々なツールで継続的な多言語による情報発信を行っていきます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 多文化共生センター事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国際課
● 次世代のための日本語学習支援教室				○	○	○				国際課
● 外国につながる次世代の学習支援事業						○	○	○		国際課
● 外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業				○	○					国際課 教育支援課
● 外国人子供教育支援推進事業				○	○			○		教育支援課
● 在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	国際課

施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
【現状と課題】

- 学校の特色や地域の実態を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）をテーマとした探究的な学びに取り組んでいる学校が増えています。
- 実験や観察などを通して環境問題を学び、環境に配慮した行動ができる人を育てるため、環境学習プログラムの普及啓発を行い、市内の学校等で活用されています。
- 理科やものづくりについての教育は、地域における学習及び体験の場を提供する取組を大学・企業・行政が連携して行っています。今後は、その取組を充実させていくことが必要です。
- 性別により役割を固定化する固定的性別役割分担意識は、依然として社会に根強く残っています。

【施策の方向性】

- こどもの興味・関心を生かしつつ、持続可能な開発目標（SDGs）等の視点を取り入れた探究的な学習のさらなる充実を目指していきます。
- より多くの学校等で環境学習プログラムを展開し、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進していきます。
- こどもたちが自分の個性や能力を発揮できる多様なプログラム提供を支援し、専門家による実体験の機会をととして、こどもたちの科学への興味・関心を高めていきます。
- 情報発信において、男女共同参画意識啓発のための情報誌発行に取り組みます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 探求的な学習の推進				○	○				○	教育センター
● 環境学習プログラム			○	○	○	○			○	環境政策課
● 理科・ものづくり教育支援事業				○	○					教育センター
● 男女共同参画情報誌「ハーモニー」発行							○	○	○	UD・男女共同参画課

3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援

施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進

【現状と課題】

- 女性のやせは、貧血や将来の不妊・出産時のリスクを高めると言われています。令和4（2022）年度の女性のやせの割合は20.3%と年々増加しています。そのため、若い世代からのプレコンセプションケアの周知・啓発が必要です。
- 全ての妊婦・子育て世帯が安心してこどもを産み育てられるよう、多様なニーズに対応した切れ目のない支援体制が必要です。
- 市内7箇所に「こども家庭センターを」開設し、妊娠期から子育て期までの総合的な相談窓口を設置しました。今後は、気軽に相談できる窓口としての周知・啓発活動が必要です。

【施策の方向性】

- 中学生から20代の若者を対象に、日々の生活習慣や健康管理の重要性を伝え、次世代のこどもの健康につながるよう、プレコンセプションケアを推進していきます。
- 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、「こども家庭センター」の周知を強化し、相談体制の充実と関係機関との連携強化に努めます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 妊娠期健康講座事業	○							○		健康増進課
● 思春期性教育事業					○	○		○		健康増進課
● 妊娠SOS相談	○				○	○	○	○		健康増進課
● こども家庭センター	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課

施策3-② 小児医療の充実

【現状と課題】

- 少子化に関するアンケート(令和6(2024)年3月)では、「子育てがしやすくなったと感じる環境」について、医療費助成が充実した環境だと「思う」が81.2%となっており、医療費助成の充実が求められています。
- 令和6(2024)年4月の診療分から乳幼児の通院無償化を実施し、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図りました。
- マイナ保険証への移行が進むなど、本市においても医療・福祉・子育てサービスのデジタル連携により、市民サービスを向上させる取り組みが求められています。
- 児童とその家族に対し、自立支援員による個別相談を実施しています。

【施策の方向性】

- 学校等での各種健診の実施や子ども医療費の助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図っていきます。
- 医療機関等と自治体をつなぐ情報連携基盤(PMH)について、窓口手続きの簡素化、助成情報確認の効率化等が期待できることから、医療費助成業務等における活用を図ります。
- 学校健康診断情報等の電子化や、PHR(パーソナルヘルスレコード=個人健康情報管理)との連携を検討していきます。
- 多様化する相談内容に適切に対応できるよう、関係機関と連携し、相談体制の強化を図っていきます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 乳幼児医療費助成		○	○							子育て支援課
● 小・中学生、高校生世代医療費助成				○	○	○				子育て支援課
● 学校健康診断情報の電子化				○	○					健康安全課
● 小児慢性特定疾病対策事業		○	○	○	○	○				健康増進課
● 未熟児養育医療費支援事業		○								健康増進課

4 こどもの貧困対策の推進

施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減

【現状と課題】

- 令和5（2023）年度に実施した浜松市子どもの生活実態調査にて、経済的困難等を抱える家庭のこども（中2・16～17歳）の約6割が、学校外の無料学習支援について「使ってみたい」「興味がある」と回答しており、学習や進学に対する支援を求めています。
- また、「経済的な理由でこどもを習い事に通わせることができない」と回答した保護者（小5）は、全体では5.3%でしたが、経済的困難等を抱える家庭の保護者に限ると33.3%ができないと回答しており、学校外教育を受ける機会に格差が生じています。
- 高校・大学進学の支援強化を図り、高校進学から大学等進学まで切れ目のない支援が必要です。

【施策の方向性】

- 経済的困難等を抱える家庭の児童に対し、学校外での学びの学習機会の提供や進学に向けた支援を行うことで、目標に向かって取り組む力や挑戦する意欲を高め、将来の自立に必要な力を育みます。
- 経済的困難等を抱える家庭の児童に対し、学校外での学習機会の提供や進学に向けた支援を行うことで、目標に向かって取り組む力や挑戦する意欲を高め、将来の自立に必要な力を育みます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 学習支援事業					○	○				子育て支援課
● こども習い事応援事業				○						子育て支援課
● 育英事業						○	○			教育支援課

施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進

【現状と課題】

- ひとり親家庭の保護者は、就業率は高いものの所得が低く、子育てを他の家族に頼れない状況にあり、こどもの養育に対する生活・経済的支援が必要です。
- 経済的な困窮などにより、十分な社会経験を得られない環境にあるこども達に対し、生活スキルや対人関係能力を習得する機会を提供することが必要です。
- 多様な家庭環境や相談需要に対応するため、支援員（スクールソーシャルワーカー等）を配置し、気軽に相談できる体制整備と支援制度の周知徹底が必要です。

【施策の方向性】

- ひとり親家庭への養育費確保支援や生活に困窮している家庭に対する生活支援、就労支援等を行うほか、経済支援などの支援制度を充実させ、一人ひとりの状況に合ったきめ細かな支援を提供します。
- 地域の支援団体等との連携により、安心して過ごせる場を提供し、学習支援やこども食堂などのこどもの居場所づくりの活動を充実させ、家族以外の多様な大人との交流や様々な体験の機会を通じて、こども達の社会性や自立に必要な力を育みます。
- 支援員の配置時間や人員を増やし、課題解決のための効果的な配置と活用を図ります。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 生活に困窮している家庭に対する相談・支援					○			○		福祉総務課
● 養育費取決・確保支援								○		子育て支援課
● フードパントリー支援事業									○	子育て支援課
● 生活支援居場所事業				○	○					子育て支援課
● スクールソーシャルワーカー配置事業				○	○			○	○	指導課
● 自立支援プログラム策定事業								○		子育て支援課

5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援

施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実

【現状と課題】

- 発達障がいの理解が広がり、相談・診療希望者が増加したことによる相談・診療の待機期間の長期化を解消することが必要です。
- 令和6（2024）年4月に医療的ケア児等相談支援センターを設置し、医療的ケアを必要とする人やその家族、関係機関からの相談業務に対応しています。
- 発達の遅れや発達に特性のあるこどもに対して、その子が持つ能力や可能性を伸ばすため、できるだけ早期にその子にあった適切な支援を提供することが必要です。
- 各種手当や制度の運用を通じて、経済的支援を行っています。
- 市立幼稚園6園に「発達支援の部屋」を設置し、専任の担当が個別または少人数での支援を行っています。支援体制の強化や相談対応の質の向上、多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実が求められています。

【施策の方向性】

- 障がいのあるこども・若者が個々の特性や状況に応じた適切かつ質の高い支援を受けられるよう障がい児支援体制の整備の推進を図ります。
- 専門的な相談支援と関係機関の連携を強化し、早期発見・早期療育のための体制の整備やこどもとその家族に対する支援の充実を図ります。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 障害児通所支援事業		○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
● 発達障害者支援人材育成事業									○	子育て支援課
● 医療的ケア児等支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
● 市立幼稚園における発達支援の部屋の設置			○					○	○	幼保運営課
● 浜松市発達相談支援センター「ルピロ」		○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
● たんぽぽ広場		○						○		子育て支援課
● 私立保育所等要支援児童保育補助金		○	○					○	○	幼保支援課

施策5-② 関係機関や地域との連携強化
【現状と課題】

- 相談内容が多様化・複雑化していることから、関係機関との連携を深め、包括的な支援体制の構築が必要です。
- こどもの成長に伴い、かかわる機関が変わっていくため、乳幼児期から学齢期、青年期に至るまで、一人ひとりの発達段階に応じて関係機関が連携することが必要です。

【施策の方向性】

- 地域における、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携した早期からの切れ目のない発達支援・家族支援の取組を進めます。
- 各ライフステージにおいてこどもの情報を引き継ぎ、家庭と保健、医療、福祉、教育機関等が連携し、一貫した支援を行えるよう体制を整備します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 障がい者相談支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
● こころの健康相談	○	○	○	○	○	○	○	○		障害保健福祉課
● 就学教育相談・就学支援			○	○	○			○	○	教育支援課
● 巡回指導、巡回相談				○	○				○	教育支援課
● 発達障害者支援体制整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課

6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応

施策6-① 児童虐待防止対策等の強化

【現状と課題】

- 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を実現するため、要保護児童の対応を行う職員の専門性向上と、地域ネットワークを構成する関係機関との連携強化が必要です。
- 困難を抱える妊産婦や子育て世帯が増加している現状を踏まえ、子育ての負担軽減と孤立防止を目指し、地域全体で子育てを支える包括的な支援体制の整備が必要です。
- 保護や支援を必要とするこども・若者が安心・安全な環境で過ごすことで、健やかに成長できるよう、個別の課題やニーズに対応したきめ細かな専門的支援が必要です。

【施策の方向性】

- こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、関係機関と連携し、包括的な支援を提供することにより、虐待の予防と再発防止に努め、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。
- 子育て世帯、こどもの孤立や児童虐待を未然に防ぐため、子育ての負担を軽減する支援や、親子間の適切な関係性の構築を図る支援を実施します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 子どもを守る地域ネットワーク	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課
● 養育支援訪問事業	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 子育て短期支援事業		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
● 課題を抱えるこどもの居場所の確保				○	○	○				子育て支援課
● 親子の絆を育む支援プログラム		○	○					○		子育て支援課
● 困難を抱える若者の安全な居場所の確保						○	○			子育て支援課
● こどもの相談援助・虐待防止・権利擁護		○	○	○	○	○		○	○	児童相談所

施策6-② 社会的養護体制の充実

【現状と課題】

- 児童養護施設等の退所者のアフターケア対策や未成年後見人支援など、継続的な支援の必要性が高まっています。
- 児童養護施設等の小規模化及び地域分散化の取組は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間にわたる『施設地域分散化等加速化プラン』に基づき、計画的に進められています。さらに、多機能化・機能転換の一環として、在宅支援機能の強化も図られています。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する生活支援及び養育に関する相談支援の必要性が高まっています。
- 児童養護施設等入所児童や施設職員等の関係者に対し、こどもの権利や意見表明等支援事業について理解を促すため、周知・啓発活動を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 児童養護施設等を退所後、自立生活上の困難や孤立を抱える者等の相談支援や必要な情報提供を行います。また、必要に応じて、一時的に施設に滞在できる環境を提供し、自立支援を行います。
- できる限り良好な家庭的環境の中で養育が実施されるよう、引き続き、児童養護施設等の小規模化及び地域分散化への取組を支援します。また、これらの施設が在宅支援の専門機関として多機能化・機能転換に取り組むことで、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への養育支援体制の充実が図られるよう支援します。
- 家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、居場所や食事の提供、相談支援ができる体制の整備を進めます。
- 社会的養護を必要とするこどもが適切な保護と養育を受けることができるよう、関係機関との連携強化及び児童福祉司や児童心理司等の対応技術の向上を図ります。
- 児童養護施設等入所児童の権利と意見表明を支援するため、こども達と施設職員等の関係者に研修を実施します。また、意見表明等支援員を養成する研修の実施と支援員の確保に努め、こどもの権利に対する理解促進を図ります。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 施設等退所者への自立支援						○	○			子育て支援課
● 児童福祉施設整備助成事業									○	子育て支援課
● 特定妊婦等への生活支援	○									子育て支援課
● 未成年後見人に対する助成		○	○	○	○	○				子育て支援課
● こどもの権利擁護		○	○	○	○	○				子育て支援課

施策6-③ ヤングケアラー対策の推進

【現状と課題】

- 令和5（2023）年度からヤングケアラー相談窓口を開設し、ヤングケアラーコーディネーターを配置しました。
- 当事者や家族からの相談は少ない現状にあり、ヤングケアラー相談窓口のさらなる周知が必要です。また、こどもや家庭に関わる機関がヤングケアラーへの理解を深めることが必要です。
- 様々な家庭環境の中で多様な問題等を抱えたこどもに寄り添い、教育機会の確保や学力向上支援等の教育支援の強化が必要です。

【施策の方向性】

- こどもや家庭にかかわる機関へのさらなる周知啓発を図ることで、ヤングケアラーを早期に把握し、こどもの意向に寄り添った必要な支援につなげていきます。
- 学校現場における、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員により相談体制を強化し課題解決に取り組めます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● ヤングケアラー支援推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
● 教育相談推進事業				○	○	○				教育支援課
● スクールソーシャルワーカー配置事業				○	○			○	○	指導課

7 こども・若者の安全の確保

施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成

【現状と課題】

- 青少年育成指導員と協力して補導活動及び環境浄化活動を実施していますが、こども・若者の行動範囲の多様化に伴い、活動エリアを郊外へ拡大する必要性が生じています。
- こどもの安全を守るため、不審者から緊急避難できる「こども110番の家」の登録協力を、家庭や事業所に広く呼びかけ、設置場所の拡大を図る必要があります。
- 国の調査（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）によると、ネットいじめの件数が増加し、2022年度は2万3,920件で、過去最多となっています。こうした背景から、本市でもインターネット利用時のトラブル事例や安全に利用するための心構え等に関する情報モラル講座のニーズが高まっています。
- 社会環境の変化に伴いこどもたちの行動様式が変化しているため、学校と地域が連携し、こどもたちの実情に応じた健全育成を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 犯罪被害との遭遇からこども・若者を守るため、補導・環境浄化活動を推進していきます。
- 近年の多様化する事件や事故からこどもたちを守るため、こどもを取り巻く環境の変化に注視しながら、安全対策や啓発活動に取り組みます。
- ネットいじめやSNSに起因する犯罪被害を防止するため、年齢に応じた内容と方法で情報モラル教育を推進します。
- 青少年の健全育成を目指し、学校、家庭、地域などこどもを取り巻く様々な立場の人と連携をとり、地域社会の環境浄化と教育力の向上に努めます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 補導・環境浄化事業				○	○	○	○			こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 情報モラル講座				○	○	○		○		こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 通学路の交通安全対策			○	○	○					健康安全課 幼保運営課
● 登下校防犯対策の推進				○	○		○	○	○	健康安全課
● こども110番の家			○	○	○			○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 青少年健全育成会		○	○	○	○	○				こども若者政策課 (青少年育成センター)

施策7-② こども・若者の自殺対策の推進

【現状と課題】

- 本市の30歳未満の若者の自殺者数は毎年変動がありますが、全年齢の総数の2割を占める年もあります。
- こどもや若者が心理的に追い込まれる前に、家族や友人・地域の人々・行政機関・民間団体などが、こどもや若者の自殺のサインに気づき、悩みや困りごとに応じた相談窓口へ速やかにつなぎ、地域社会全体で支援する体制が必要です。
- SNSを活用した新たな相談ツールの導入により、こども・若者からの相談件数が大幅に増加しています。

【施策の方向性】

- 学校や地域等の関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応できる情報交換や体制づくりを図ります。
- 本市の相談機関一覧表やいのちをつなぐ手紙を発行し、学校、公共施設、医療機関などで広く配布し、自殺予防や自殺対策に関する広報啓発を図ります。
- ストレスマネジメント教室の対象を拡大し、早期からの支援体制を整えます。また、専門家と教職員の連携を深め、チームでの対応力を高めることで、こどもの心身の健康と学校生活の充実を図ります。
- 電話相談に踏み切れない若者等への相談窓口として、SNSを活用した相談支援事業を実施します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 浜松市の相談機関一覧表、いのちをつなぐ手紙の発行	○			○	○	○	○	○	○	健康医療課 精神保健福祉センター
● 若者支援地域協議会					○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 子どものための ストレスマネジメント教室				○						教育支援課 精神保健福祉センター
● わかものライン相談@浜松市						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)

Ⅱ ライフステージ別の施策

1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）

施策1-① 妊娠、出産、幼児期における保健・医療の確保

【現状と課題】

- 経済的支援の充実と、相談支援の連携強化を図り、必要な支援が必要な人に届く支援体制を整備する必要があります。
- 産後ケア事業の利用実人数は1,604人であり、出生数に対する利用割合は33.9%と全国平均を大きく上回っています。引き続き、利用者のニーズ把握を行い、必要な支援を提供していく必要があります。
- 5歳児健康診査の実施を通して、こどもの身体的・社会的発達状況を確認し、就学に向けて地域でのフォローアップ体制を構築することが必要です。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、妊婦や子育てをしている保護者の中には、不安感や負担感を抱えている人もおり、子育ての相談をできる人や家事・育児を手助けしてくれる人が求められています。

【施策の方向性】

- 不妊に悩む夫婦等に対し、治療にかかる費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問」等の家庭訪問を通じて、対象者の心身の健康状態や子育てに関する悩み等に応じ、対象者に寄り添った支援を行います。
- 産後ケア事業を通じて母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、保護者及びその家族が健やかな育児をできるように支援します。
- 保健、医療、福祉、教育の各分野の連携による、5歳児健康診査及び地域のフォローアップ体制の整備を検討していきます。
- 妊婦や子育て中の家庭を訪問し、家事の手伝いや育児相談を行うことで、子育て等の不安や負担の軽減を図ります。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 不妊専門相談センター							○			健康増進課
● こんにちは赤ちゃん訪問	○	○						○		健康増進課
● 産後ケア事業		○						○		健康増進課
● 乳幼児健康診査事業		○	○							健康増進課
● はますくヘルパー利用事業	○	○						○		子育て支援課

施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実

【現状と課題】

- 施設整備等による定員拡大により保育所等利用待機児童ゼロは維持されていますが、今後も保育ニーズの増加が見込まれています。保育ニーズに応じた適切な定員を確保するとともに地域の実情に応じた保育施設の適正配置や柔軟な施設運営が必要です。
- 令和6(2024)年度は、こども誰でも通園制度試行的事業を26施設で実施しました。令和8(2026)年度の本格実施に向けて利用ニーズの把握及び受け皿の確保が必要です。
- 病児対応型施設5箇所と病後児対応型施設2箇所の計7箇所にて病児・病後児保育を実施しています。令和5(2023)年度の利用実績は延べ3,053人(前年度比1,094人増)と増加傾向にあり、受け皿の拡充と利用しやすい体制づくりが必要です。
- 設置主体や施設類型に関わらず、全施設において質の高い幼児教育・保育の提供が求められており、本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく実践をしています。令和6(2024)年度には、幼児教育と小学校教育の接続の重要性に鑑み、本市独自の幼小接続期の教育・保育実践の参考資料『浜松市版「つながる」カリキュラム』を作成しました。
- 核家族化や共働き家庭の増加など家族形態の多様化に伴い、子育て支援ひろばへのニーズも変化しており、休日開所や父親向けプログラムの充実が求められています。

【施策の方向性】

- 保育所等利用待機児童ゼロを維持するとともに、認定こども園、幼稚園、保育所等において、こどもが安全・安心な環境の中で質の高い幼児教育・保育や子育て支援を受けることができるよう、関係機関の連携強化や支援の充実に取り組みます。
- こども誰でも通園制度について、実施施設や利用者へのヒアリング等から利用ニーズを把握し、本市の実情に沿った制度設計を行い、受け皿を確保します。
- 病児・病後児保育施設の利用ニーズに応じた実施施設を確保するとともに、ICTの導入等により実施施設の負担軽減や利便性向上を図ります。
- 本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づいた質の高い幼児教育・保育を推進するとともに『浜松市版「つながる」カリキュラム』の普及啓発と活用促進を図ります。
- 子育て支援ひろばでは、各地域の特性に合わせたサービス内容の検討や多様なニーズに対応できるプログラムを実施し、こどもの健やかな育ちを支援します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 幼児教育・保育の提供		○	○					○		幼保支援課 幼保運営課
● こども誰でも通園制度		○						○		幼保支援課 幼保運営課
● 病児・病後児保育事業		○	○	○				○		幼保支援課
● 本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく幼児教育・保育の推進									○	幼保運営課
● 浜松市版「つながる」カリキュラムの活用									○	幼保運営課
● 子育て支援ひろば、児童館	○	○						○	○	子育て支援課

2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）

施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくり

【現状と課題】

- 学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営を進める「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」を活用した、地域とともにある学校づくりの推進が必要です。
- 「令和の日本型学校教育」の構築において『主体的・対話的で深い学び』を実現し、ICT活用の推進を行うため、適切な環境整備と運用が求められています。
- こどもの運動習慣確立と体力向上、こどもの個性や可能性を引き出すスポーツ機会の拡大のため、地域や競技団体など様々な主体の参画を促すことが必要です。
- 学習指導要領に基づいた魅力ある授業実践のため、各学校の実態や教科の特性を踏まえた実践的な研修の充実が必要です。

【施策の方向性】

- 学校運営協議会を通じた学校の運営課題解決や教育目標達成のための指導・助言を行うとともに、研修会を実施し、関係者の資質向上を目指します。
- 授業でICT端末を安定的に利用するために、端末や通信環境の整備・運用を行い、児童生徒の学習活動を支えます。
- ジュニアスポーツ競技者の増加及び競技者の競技力向上とその未来を応援するため、競技者を「ささえる」側となる団体等の活動を支援します。
- 学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図るため、こどもの実態や学校の特色を生かした授業実践につながる教員研修を実施します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 学校運営協議会の運営支援				○	○	○				教育総務課
● 1人1台タブレット型端末の整備				○	○					教育施設課
● ジュニア選手育成強化事業、ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金				○	○				○	スポーツ振興課
● 教職員研修事業									○	教育センター

施策2-② こどもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

- こども食堂など、こどもの居場所づくりに取り組む団体は多く、本市では、運営費の助成やネットワーク形成などの支援を行っています。こども食堂などの運営は任意団体やNPO法人、個人が自己資金の持ち出しをしている場合が多く、立上げや運営に対する支援が必要です。
- 令和6（2024）年度には、放課後児童健全育成事業の定員を133名拡大し、7,777名まで増加させましたが、202名の待機児童が発生しています。専用施設の整備、幼稚園の空き教室活用などの取組を行っていますが、偏在的な需要増加への対応が必要です。
- 放課後や週末等において、地域住民等の参画で学習支援・体験活動を行うことで、児童の安全・安心な活動場所を確保しつつ、児童の豊かな人間性を涵養することが求められています。

【施策の方向性】

- こども食堂など、こどもの居場所づくりの運営や立上げにかかる費用の助成などを行い、こどもの居場所づくりを支援します。
- 安心安全な放課後の児童の居場所として放課後児童会の環境整備を進めるとともに、放課後の児童の居場所と放課後児童健全育成事業の待機児童解消に向けて、民間活力による定員拡大を促進し、地域ごとの需要に応じた柔軟な対応を行います。
- 地域と学校の連携・協働による、放課後や週末等における学習支援及び体験活動の機会づくりを支援します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● こどもの居場所づくり助成事業費補助金									○	子育て支援課
● こどもの貧困対策コーディネーター配置事業		○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課
● 放課後児童会の開設・運営				○				○	○	教育総務課
● 放課後子供教室の実施				○				○	○	教育総務課
● 類似放課後児童クラブへの補助金交付				○				○	○	教育総務課

施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進

【現状と課題】

- 成年年齢引き下げに伴い、若者が早期に社会的責任を負うことになりました。学校教育と社会教育の連携を強化し、成年としての権利と責任の理解が深まるよう学習指導要領の着実な実施が必要です。
- 若年層に対する主権者教育の推進を図るため、市内の高等学校等において、出前講座（市内延べ14校、2,840人）を実施し、選挙に対する啓発を行いました。引き続き、若者の政治参加意識を高める取組の実施が必要です。
- 少子化や核家族化により、こどもが乳幼児にふれあう機会が減少しています。結婚・妊娠・子育て等のライフデザインを自分事として描くきっかけづくりが必要です。

【施策の方向性】

- 社会の中で自立した生活を送るために必要な知識を身に付けることができるよう、主権者教育や消費者教育、ライフデザイン等に関する意識啓発の取組を推進します。
- 乳幼児とのふれあいや、子育て中の保護者から出産・育児の話を聞くことで、命の尊さや親の愛情に触れ、自分の将来について考える機会を提供します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● こどもの発達段階に応じた保健指導				○	○					健康安全課
● 若年層への選挙啓発の実施（出前講座）				○	○	○				市・区選挙管理委員会
● 学校における主権者教育の推進				○	○	○			○	教育センター 市立高等学校
● 赤ちゃんとのふれあい体験事業				○	○					子育て支援課

施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進

【現状と課題】

- 学校では従来の紙媒体のアンケートに加え、一人一台タブレット型端末を活用した「はままついじめアンケート」を実施することにより、いじめの認知件数は年々増加しています。
- いじめ問題対策連絡協議会では、いじめの実態や関係機関の取組を共有して連携を図っていますが、より連携を深化させ、相互連携による取組を展開することが必要です。

【施策の方向性】

- いじめ見逃しゼロを目指し、タブレット端末を活用した「はままついじめアンケート」を定期的実施することで、いじめを早期に発見し、組織的な対応につなげていきます。
- いじめ防止等のために「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、適切に対応します。
- いじめ防止に関する取組の検証・検討を行い、関係機関との連携によるいじめ防止対策を展開します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 生徒指導事業				○	○	○		○	○	指導課
● 心の健康観察				○	○	○				教育支援課
● いじめ問題対策連絡協議会				○	○	○			○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● いじめ問題再調査委員会				○	○	○			○	こども若者政策課 (青少年育成センター)

施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備

【現状と課題】

- 校内まなびの教室は、小学校に13教室、中学校に37教室設置し、約600人の利用があります。
- 校外まなびの教室は、市内に10教室設置し、約350人の利用があります。
- こどもにとって安心できる居場所となっていますが、教室数の不足や支援員の人材不足への対応が必要です。
- 教育・福祉・医療・労働などの関係機関が連携し、不登校児童生徒への支援を行っており、今後は、連携の強化と情報共有や支援の一貫性が必要です。

【施策の方向性】

- 校内まなびの教室について、必要度が高い学校から設置を進めていきます。
- 校外まなびの教室について、どこからも通いやすい場所への教室設置を進めていきます。また、フリースクール等の民間施設との連携により、学びの場の多様化を図ります。
- 教育、福祉、医療、労働などの関係機関との情報交換や支援計画を共有できる体制を図り、より包括的で継続的な支援体制の整備を行います。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 校内まなびの教室				○	○					教育支援課
● 校外まなびの教室				○	○					教育支援課
● 教育相談支援事業				○	○	○				教育支援課
● 浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業						○	○			産業振興課

3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）

施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進

【現状と課題】

- 若者にとって魅力ある地域づくりの推進のため、奨学金制度・外国人支援・障がい者支援・移住促進などの様々な取組を行っています。今後は、教育・就業・起業・生活環境など多面的なアプローチが必要であり、これらの施策を有機的に連携させ、相乗効果を生み出すことが課題となっています。
- 国が令和4（2022）年度に、こども・若者を対象に行ったアンケート調査では、国や地方自治体の制度や政策について、約7割のこども・若者が意見を伝えたいと回答しており、意見表明機会の確保が求められています。
- 包括連携協定や「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」への参画を通じ、大学等高等教育機関と連携しています。双方の資源を生かした協働や学生との交流により地域社会の発展を図っていく必要があります。
- 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）からの移住促進のため、移住・就業支援金を支給しており、本制度を利用した本市への移住者は毎年増加しています。一方で、テレワークでの転職なき移住者が多いため、市内の企業に就業する移住者の確保が課題となっています。

【施策の方向性】

- 魅力ある雇用の創出や若者への修学・就労・起業支援に取り組み、将来の地域の担い手の確保につなげます。
- 若者自身が提案した提言や意見を本市の施策に反映することで、若者の地域社会への愛着を育むとともに、地域づくりの担い手として主体的に活動する人材を育成します。
- 柔軟で革新的な地域づくりを進めるため、若者の声を積極的に取り入れ、これからの地域における持続可能な発展につなげていきます。
- 地域社会の発展に向けて、大学等高等教育機関や学生との連携・交流を強化するとともに、民間団体や他の行政機関とも連携を推進していきます。
- 市内の企業に就業する移住者を確保するため、移住支援と浜松商工会議所の就業支援との連携をより一層強化します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 移住・就業支援金							○	○		市民協働・地域政策課
● 重度訪問介護利用者大学修学支援						○	○			障害保健福祉課
● 学生のためのアントレプレナーシップ醸成コミュニティ「Doer Tribe Hamamatsu」						○	○			スタートアップ推進課
● 大学等高等教育機関との連携							○			企画課

施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援

【現状と課題】

- 少子化に関するアンケート（令和6（2024）年3月）では、結婚していない若者の8割以上が「結婚したい・できればしたい」と回答しています。また、結婚しない理由は、適当な相手にめぐり合わない（52.8%）が最も多く、出会いの場の提供が求められます。
- また、「結婚への不安感」や「こどもをほしいと思わない理由」の上位に「経済的な不安」が上っており、これから家庭を築く若者への経済的な負担軽減策が求められています。
- こども・若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てにネガティブな印象をもつ若者も一定数います。

【施策の方向性】

- 結婚を希望する若者に対して多様な出会いの場を提供し、結婚したいと思える人に巡り合える可能性を高め、結婚の希望を実現する支援を行います。
- 若者が結婚に対して前向きに考えられるよう、経済的負担を軽減し、安心して結婚生活をスタートできる環境づくりを支援します。
- 自身のライフプランニングやキャリア形成を考える機会を設け、結婚・妊娠・出産・子育てに関する経済的な不安を払拭し、若い世代の自己実現を支援します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 結婚支援・婚活イベント							○			こども若者政策課
● 結婚新生活支援事業補助金							○			こども若者政策課
● 未来の自分を考える機会の提供					○	○	○			こども若者政策課

施策3-③ 若者とその家族等への相談支援

【現状と課題】

- 若者支援においては、高校生年代以降の若者を支える仕組みが手薄で、実態が十分に把握されていません。また、年齢や制度による支援の狭間があり、複雑化・長期化する問題に対しては、市内外の支援機関・団体等との連携の強化が必要です。
- スクールカウンセラーをメンタルヘルスサポーターとして養成し、校内・校区研修の講師を務めることで、課題を継続支援していく体制が図れており、今後は、未実施の学校においても実施を進めていく必要があります。
- 官民協働によるひきこもり支援を実施し、医療、福祉などを含めた相談支援を実施するとともに、社会参加に向けた支援を実施しており、ひきこもり当事者への直接的な支援だけでなく、家族全体を支える包括的な支援体制の構築が課題となっています。
- 若者支援に関するアンケート調査（令和6（2024）年3月）において、30.4%の若者が「若者が利用できる支援機関等を『どれも知らない』」と回答しており、若者に対する効果的な情報提供が必要です。

【施策の方向性】

- 社会生活を営む上で困難を抱える若者やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や伴走型の支援（訪問、家庭支援、同行支援等）を行うとともに、安全で安心できる居場所を提供し、若者の自立、成長を支えます。
- ひきこもり地域支援センターのサテライトを浜名区に設置・運営を開始し、当事者・家族の居場所及び相談支援事業を実施し、より包括的で長期的な支援体制を構築していきます。
- 若者に関する支援機関の情報を広く周知することで、支援を必要とする若者やその家族が適切なサービスにつながるができる環境を整備します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
● 児童・生徒のこころのケア研修の実施									○	精神保健福祉センター
● ひきこもり地域支援センターによる相談支援						○	○	○	○	精神保健福祉センター
● こども・若者支援機関ガイドはままつホッとナビ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減

施策1-① こどもの育ちを支える経済支援

【現状と課題】

- 令和元（2019）年10月から幼児教育・保育の無償化制度が開始し、利用に係る費用の無償化が実施されたことで、多くの家庭の経済的負担が軽減されました。
- 令和6（2024）年9月から認可保育施設の保育料について、きょうだいカウントに係る年齢制限を撤廃し、第2子以降の保育料負担の軽減を図りました。
- 経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、小中学校への就学支援を行っており、援助を必要とする児童生徒の生活実態を正確に把握し、支援が必要な家庭に情報が行き届くように学校・行政・地域が一体となって支援体制を強化する必要があります。
- 令和6（2024）年10月より児童手当の法改正が行われ、所得制限の撤廃や支給期間の延長、第3子以降の支給額増額など制度の拡充が図られました。

【施策の方向性】

- 幼児教育・保育の無償化や就学支援等の経済支援により、子育てにかかる経済的負担を軽減します。
- 経済的理由による就学困難を防ぎ、支援を受けることへの心理的障壁を取り除くため、制度の利用がこどもの教育機会を保障する重要な権利であることを広く周知・啓発していきます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 幼児教育・保育の無償化		○	○					○		幼保支援課 幼保運営課
● 保育料多子負担軽減事業		○						○		幼保支援課
● 就学援助事業				○	○					教育支援課
● 児童手当		○	○	○	○	○	○	○		子育て支援課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭の教育力向上支援の推進

【現状と課題】

- 子育て情報センターは、市内の子育て関連情報を集約し、必要な家庭に適切な情報を提供する役割を担っており、ポータルサイトや各種SNSを活用した情報発信を積極的に行っています。
- 本市においても様々な子育て支援事業を実施していますが、対象となる当事者に情報が届かず、制度があっても使われていないといった状況を回避する必要があります。
- 核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育ての知識や経験の継承機会が減少するなか、家庭教育の重要性への理解と関心を高める家庭教育講座の必要性が増しています。
- 地域での孤立や子育てに負担感を抱える妊産婦や子育て世帯が気軽に相談でき、必要な支援につながることでできる身近な相談先の整備が必要です。

【施策の方向性】

- 地域の実情に応じた必要な支援や子育て情報を提供し、地域子ども・子育て支援事業を推進します。
- 市民協働による子育て支援の拠点において、地域の様々な子育て支援機関や団体と連携し、親子の交流促進、子育てスキルの向上、子育てを支援する人材の育成を目的とした各種プログラムを提供します。
- 保護者が家庭においてこどもの生活習慣や自立心等を育む教育を行えるよう、関係機関と連携して保護者に寄り添った家庭教育の支援に取り組みます。
- 身近な子育て支援の相談窓口は、中学校区に1箇所を目安とした整備を目標とし、利用者が気軽に立ち寄れ、アクセスしやすい場所での相談体制の構築に取り組みます。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 子育て情報センター	○	○	○	○				○	○	こども若者政策課
● 身近な子育て支援の相談窓口	○	○	○	○	○	○	○	○		子育て支援課 幼保支援課 幼保運営課
● 家庭教育講座								○		こども若者政策課
● ファミリー・サポート・センター	○	○	○	○				○	○	こども若者政策課
● 天竜区保育ママ事業		○	○	○						天竜福祉事業所 社会福祉課 幼保支援課
● 地域住民のボランティア活動(地区社会福祉協議会)への支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課

3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備

【現状と課題】

- 令和5（2023）年度に実施した調査において、平日の女性の家事育児等の従事時間は4時間53分、男性は1時間24分でした。共働き世帯が増加する中、未だ家事育児等の負担は女性に大きく偏っており、男性の家事育児参画の理解促進が求められています。
- 令和6（2024）年度実施のセミナー後アンケートでは、77.2%の参加者が正社員を希望しており、正社員志向が強まっています。また、令和2（2020）年の国勢調査では、浜松市は、雇用者に占める正規の職員・従業員の割合は46.5%であり、政令指定都市20市中15位となっており、正規雇用の拡大や非正規雇用者のキャリアアップ支援が求められています。
- 家族農業経営では、経営と生活の境目が明確ではないことが多く、各世帯員の役割や労働時間などの就業条件が曖昧になり、不満やストレスが生じることがあり、家族間のパートナーシップを確立することが求められています。
- 保育所等で実施する一時預かり事業は、令和5（2023）年度延べ14,609人（前年度比1,812人増）の利用があり、保護者の就労の事由による利用が最も多くなっています。次いで、育児に伴う負担の解消の事由での利用が多く、その割合は増加傾向にあります。多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる体制整備が求められています。

【施策の方向性】

- 性別にかかわらず誰もが子育てと仕事を両立できる環境づくりや、男性の家事育児参画促進に取り組みます。
- 家族間のパートナーシップを確立するため、就業条件などを明文化した家族経営協定を締結することで魅力ある農業経営を目指します。
- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、一時預かり等の保育サービスを提供します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● 男性の家事育児参画促進講座	○						○	○		UD・男女共同参画課
● 浜松市女性就労支援事業								○		産業振興課
● 家族経営協定								○	○	農業振興課
● 保育所等での一時預かり（一般型、余裕活用型 など）		○	○					○		幼保支援課 幼保運営課

4 ひとり親家庭への支援

施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

【現状と課題】

- 市営住宅の優先枠については、令和5（2023）年度実績で11戸配置、3戸入居があり、今後は各区に優先枠を広げて設定していく必要があります。
- ひとり親の就業率は9割近くに達し、母子世帯の母の正規雇用割合も上昇傾向にありますが、所得は低い状況です。市指定の講座受講費用の一部補助を通じて、資格・技能の取得を促進し、仕事に必要な知識や資格の取得支援を継続し、安定した収入が得られる職業への就業を支援していく必要があります。
- 全国ひとり親世帯等調査(令和3（2021）年度)において、ひとり親家庭で最も困っていることは「家計」であり、母子家庭で49.0%、父子家庭で38.2%が悩みを抱えています。

【施策の方向性】

- 住居支援策を推進し、ひとり親家庭の安定した生活基盤の確保を図っていきます。
- ひとり親家庭への経済支援や就労支援を充実させるとともに、相談支援の体制を強化し適切な支援につなげることで、それぞれの家庭が抱える課題の解決につなげていきます。
- こどもの教育費など家計の不安を持つひとり親に対し、ファイナンシャルプランナーによる生計相談を実施し、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、自立を支援します。

【主な取組】	妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者	【担当課】
● ひとり親家庭の市営住宅への優先入居		○	○	○	○			○		住宅課
● 自立支援教育訓練給付金								○		子育て支援課
● ひとり親家庭のための生計相談								○		子育て支援課
● 児童扶養手当								○		子育て支援課

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

- ・こども基本法において、こども施策の基本理念として「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。
- ・また、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取し、反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。
- ・本市では、こどもたちの意見を日常的に収集する「こども版市長へのご意見箱」、中学生が市政に提言を行う「浜松市中学生未来議会」、大学生との意見交換を行う「地方創生に関する大学連携事業」等を通じて、こども・若者等への意見聴取を実施しています。これにより、こども・若者の状況やニーズをよりの確に把握・反映させ、施策の実効性を高めていきます。
- ・さらに、年齢や発達に応じて、様々な形で自らの意見を表明できる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進

- ・こども・子育て支援は、保育・教育・保健・福祉・医療などの多岐にわたる分野において、幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員や主任児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、様々な専門職により支援がなされています。
- ・こども・子育て支援のさらなる充実のため、本市では、子育て支援員研修（地域保育コース・地域型保育事業）の実施やOJTの強化を通じて、こども・子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成等に取り組み、支援の充実を進めていきます。
- ・また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員・児童委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げることで、地域ネットワークの構築に取り組んでいきます。

(3) 子育てDXの推進

- ・国は、令和6（2024）年7月に「こども政策DXの推進に向けた取組方針」を示し、「こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、べんりなものにしていく」という目標を掲げています。
- ・本市においても、浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報提供システムの構築など、子育てDXを推進していきます。
- ・さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

2 施策の推進体制

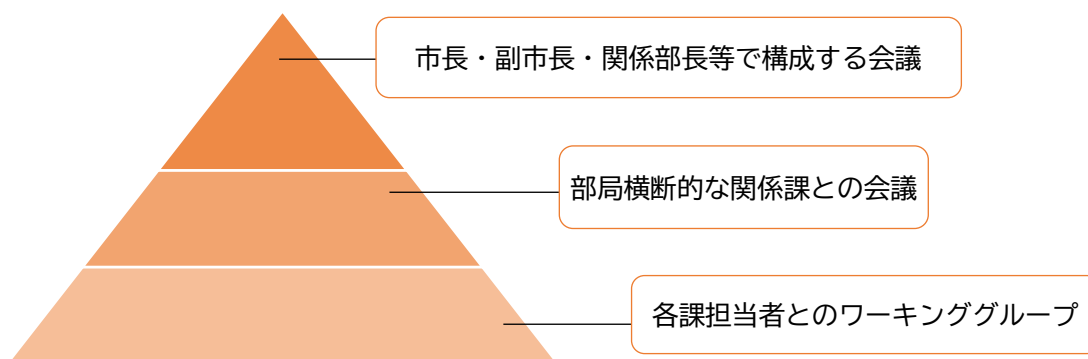
(1) 推進体制

庁内体制

- 市長・副市長・関係部長等で構成する会議において、こども・子育て支援及び少子化対策に関する総合的な施策の展開について検討・調整等を行います。
- 関係課と連携し、部局横断的な協力体制を構築します。これにより、出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、教育に至る各段階に応じた切れ目のない支援を総合的に推進するための検討・調整等を行います。

関係機関としての合議体

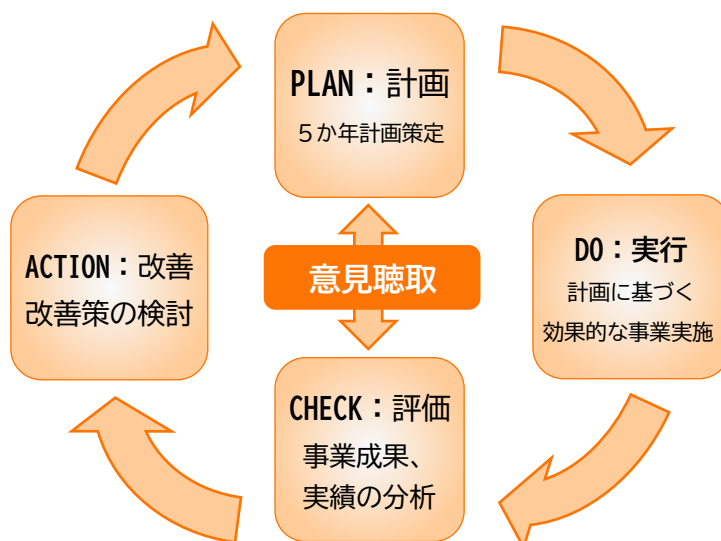
- 学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から構成される「浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において、浜松市こども計画の推進等について審議を行います。
(この分科会は、こども基本法に規定する「地方版子ども・子育て会議」として位置づけられています。)



(2) 点検及び評価

浜松市こども計画を着実に推進していくため、こども家庭部が進捗管理を行い、実績の評価や課題の整理をします。

また、「浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」等で意見を求めるとともに、こども等の意見を聴取し、これらの結果を施策の推進につなげ、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。



3 数値目標の設定と進捗管理

(1) 全体目標 計画全体にかかる評価指標と目標値を設定します。

評価指標	現状値	目標値 (R11)
浜松市が子育てしやすいと思う人の割合	62.2%	70.0%

(2) 個別目標 施策の柱ごとに評価指標と目標値を設定します。

No.	施策の柱	評価指標	現状値	目標値 (R11)
1	こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	「こどもは権利の主体である」と思う人の割合	54.4%	60.0%
2	心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	こどもや若者の遊び場や体験活動の機会や場が十分にあると思う人の割合	-	増加
3	健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合	86.3%	90.0%
4	こどもの貧困対策の推進	家庭の経済状況にかかわらず、こども・若者が健やかに成長できる社会となっていると思う人の割合	-	増加
5	障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容が推進されていると思う人の割合	27.2%	35.0%
6	保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応ができていていると思う人の割合	-	増加
7	こども・若者の安全の確保	自分たちの安全を守ってくれている人や場所があることを知っていると思う児童生徒の割合	-	教育総合計画による
8	こどもの誕生前から幼児期までの支援	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0%	増加
9	こどもが自分らしく生きる力を育むための支援(学童期・思春期)	自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小 86.6% 中 86.4%	小 90.0% 中 90.0%
10	若者の自立と社会参画に向けた支援(青年期)	これからも浜松に住みたいと思う若者の割合	41.0%	50.0%
11	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	現在、金銭面で生活が苦しいと感じている人の割合	46.8%	40.0%
12	地域子育て支援、家庭教育支援	妊娠・出産・子育てに温かい社会の実現に向かっていると思う人の割合	27.8%	35.0%
13	共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	こどもの世話や看病について頼れる人がいると思う子育て当事者の割合	-	増加
14	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭で孤立していると感じる人の割合	-	減少

※現状値が不明で、目標値を増加・減少としているものは、R7調査結果を基に目標値を設定します。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

1 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める事項

子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとしています。

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件や、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動できる区域を定めることとなっています。

本市では、次の諸条件を考察したうえで、教育・保育等提供区域を設定しました。

（１）考察した諸条件

ア 地理的条件・人口・交通事情等について

- 本市は、天竜川中流域の中山間地から下流域の遠州灘までの総面積 1558.11 km²と、広大な市域を有しています。
- 令和6（2024）年の住民基本台帳における本市の総人口は、785,210人であり、公共交通機関、道路交通網が発達しておりインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中央区が約77.1%、浜名区が約19.7%、天竜区は約3.2%になっています。
- 天竜区と浜名区の一部の中山間地域では、人口減少による過疎化や高齢化が進んでいます。

イ 就学前における教育・保育の利用状況（令和6（2024）年度）について

- 4月時点での就園率は、0～2歳児43.0%、3～5歳児94.6%となっています。
- 4月時点での保育所等（認定こども園の保育所機能、地域型保育事業を含む）の利用率は、0歳児15.7%、1歳児53.4%、2歳児57.3%、3歳児50.7%、4歳児49.3%、5歳児45.3%となっています。
- 4月時点の幼稚園等（認定こども園の幼稚園機能を含む）の利用率は、3歳児43.2%、4歳児45.6%、5歳児49.7%となっています。
- 保育所等の利用率は、年度末にかけて変化をするため、3月時点での0～2歳児の利用率は、48.5%（令和6（2024）年3月）となっています。
- 幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能（1号認定）のある施設は合わせて172園、園児数は8,163人（5月1日時点）です。定員に対する園児数の割合は52.7%となっています。
- 認定こども園の保育所機能（2・3号認定）のある施設及び保育所は合計138園で、園児数は13,831人です。定員に対する園児数の割合は86.4%となっています。
- 地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）は63園で、地域枠の園児数は751人です。定員に対する園児数の割合は79.6%となっています。

ウ 就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況について

- 平成27（2015）年度の子ども・子育て支援新制度開始以降、施設整備等により2・3号認定の定員拡大を図り、認可保育施設の定員は、平成27（2015）年度の106施設11,201人（認定こども園12、保育所83、地域型保育事業11）から、令和6（2024）年度では201施設17,381人（認定こども園81、保育所57、地域型保育事業63）となっています。
- 市立幼稚園・保育所の老朽化した施設については、順次改修工事等を行い、保全に努めています。
- 私立幼稚園の認定こども園への移行や私立保育所等の老朽化対策を目的とする改築等に対して補助を行っています。
- 令和6（2024）年4月時点で、本市は認可外保育施設が96施設あります。そのうち、認証保育所は8施設（定員412人）、企業主導型保育事業は34施設（定員852人）となっています。

エ その他社会的条件（地域との関わり）について

- 子育てやこどもの育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等のこども育成団体と協力して、こどもが健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

（2）教育・保育提供区域の設定

教育・保育事業

事業等名称	区域設定	設定理由
No.1 特定教育・保育施設		
● 認定こども園 ● 幼稚園 ● 保育所	市全域	市内全域の認定こども園、保育所等の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる市全域を提供区域として設定します。
No.2 特定地域型保育事業		
● 家庭的保育事業 ● 小規模保育事業 ● 事業所内保育事業 ● 居宅訪問型保育事業	市全域	市内全域の小規模保育事業、事業所内保育事業の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる市全域を提供区域として設定します。

地域子ども・子育て支援事業

事業等名称	区域設定	設定理由
No.1 利用者支援事業		
(1) 基本型	市全域	保育相談センターを設置し、電話やビデオ通話等により、保育所等の入所に関する案内や一時預かり事業などの保育サービスについて情報提供を行います。市内全域の保育所等に関する案内や情報提供が可能であることから、市全域を提供区域として設定します。
(2) 地域子育て相談機関型	市全域	地域の関係機関と連携しながら、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。行政区にかかわらず利用可能であることから、市全域を提供区域として設定します。
(3) こども家庭センター型	行政区	母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、各健康づくりセンターや福祉事業所で妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。地域の妊産婦、こども、保護者等の把握・対応や関係機関との連携をこども家庭センターの管轄エリアごとに実施する必要があることから、行政区を提供区域と設定します。
No.2 時間外保育事業 (延長保育事業等)	市全域	時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、それらの提供区域が市全域であるため、当事業も同様に市全域を提供区域と設定します。
No.3 放課後児童健全育成事業	行政区	小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。
No.4 子育て短期支援事業	市全域	緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まることから、市全域を提供区域と設定します。
No.5 乳児家庭全戸訪問事業	行政区	生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供及び訪問後の継続支援等を行います。各こども家庭センターが中心となり情報提供や相談・支援を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。

事業等名称	区域設定	設定理由
No.6 (1) 養育支援訪問事業	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、必要な支援内容に応じた支援者の訪問を受けることができるため、市全域を提供区域と設定します。
No.6 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	行政区	こども家庭センターごとに要保護児童対策地域協議会を設けており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。
No.7 地域子育て支援拠点事業	行政区	利用者が居住する行政区にかかわらず、利用する会場を選択できるが、身近な地域の交流等を通じて子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。
No.8 一時預かり事業 (一般型・余裕活用型、幼稚園型)	市全域	一般型及び余裕活用型一時預かり事業は、市内全域の認定こども園・保育所等の中から施設を選択することから、市全域を提供区域と設定します。また、幼稚園型一時預かり事業は、利用者が居住する行政区にかかわらず、提供場所である認定こども園・幼稚園を選択することから、市全域を提供区域と設定します。
No.9 病児保育事業	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、希望する施設を選ぶことができ、施設側の状況等により受け入れる施設が決まることから、市全域を提供区域と設定します。
No.10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	市全域	ファミリー・サポート・センターは、行政区域を越えて育児の相互援助活動が展開されるため、市全域を提供区域と設定します。
No.11 妊婦健康診査事業	市全域	妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましいこと、また、県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、市全域を提供区域と設定します。
No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	市内全域の各施設を利用する低所得世帯等を対象とするため、市全域を提供区域と設定します。
No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、市全域を提供区域と設定します。

事業等名称	区域設定	設定理由
No.14 子育て世帯訪問支援事業	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、必要な支援内容に応じた支援者の訪問を受けることができるため、市全域を提供区域と設定します。
No.15 児童育成支援拠点事業	市全域	対象児童が居住する行政区にかかわらず、利用する居場所を選択することから、市全域を提供区域と設定します。
No.16 親子関係形成支援事業	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、必要なプログラムを実施する会場を選択することから、市全域を提供区域と設定します。
No.17 妊婦等包括相談支援事業	行政区	妊娠8か月頃の全ての妊婦を訪問し、妊婦に寄り添いながら相談に応じたり、出産・育児等の見通しを立てるための面談を行い、必要な支援に繋がります。各こども家庭センターが中心となり情報提供や相談・支援を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。
No.18 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、希望する施設を選択できることから、市全域を提供区域と設定します。
No.19 産後ケア事業	市全域	利用者が居住する行政区にかかわらず、利用する施設を選択できることから、市全域を提供区域と設定します。

3 量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みの考え方

国の方針では、量の見込みを算出するうえで、利用状況及び利用希望把握調査等により把握した利用希望を踏まえることとしています。本市では、令和6（2024）年3月の「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、各事業の利用状況を考慮して算出します。

(2) 提供体制確保の考え方

ニーズ調査や人口の推計等により算出した「量の見込み」（必要数等）に応じた「確保の内容」（定員数等）を本計画終期の令和11（2029）年度末までに確保できるよう、計画的に提供体制を整えていきます。

(3) 教育・保育の「量の見込み」と「確保の内容」

ア 保育利用率の目標数値

3号認定こどもの保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率の目標数値（3月時点）を次のとおり設定します。

全体57.6% ＜参考＞（0歳児44.5%、1歳児65.5%、2歳児62.4%）

イ 量の見込み、確保の内容とその実施時期

認定こども園及び保育所の増改築等の施設整備などにより、保育ニーズに応じた2号認定・3号認定の定員を確保します。

● 1号認定 ●

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
①量の見込み		7,285	6,574	5,848	5,262	4,769
②確保の内容	特定教育・保育施設	6,420	6,420	6,420	6,420	6,420
	従来型幼稚園	3,091	3,091	3,091	3,091	3,091
②－①		2,226	2,937	3,663	4,249	4,742

● 2号認定 ●

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
①量の見込み		8,201	8,191	8,085	8,100	8,206
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	2,973	2,969	2,931	2,936	2,974
	上記以外	5,228	5,222	5,154	5,164	5,232
②確保の内容	特定教育・保育施設	9,196	9,198	9,273	9,348	9,423
	（認証保育所）	192	192	192	192	192
②－①		1,187	1,199	1,380	1,440	1,409

● 3号認定（0歳児） ●

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
①量の見込み		1,853	1,904	1,950	1,991	2,026
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,748	1,748	1,778	1,793	1,808
	特定地域型保育事業	224	254	284	314	344
	（認証保育所）	41	41	41	41	41
②－①		160	139	153	157	167

● 3号認定（1歳児） ●

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
①量の見込み		2,721	2,816	2,896	2,975	3,052
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,478	2,480	2,500	2,520	2,540
	特定地域型保育事業	352	382	412	442	472
	（認証保育所）	41	41	41	41	41
②－①		150	87	57	28	1

● 3号認定（2歳児） ●

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
①量の見込み		2,834	2,739	2,809	2,866	2,922
②確保の内容	特定教育・保育施設	2,738	2,738	2,788	2,813	2,838
	特定地域型保育事業	373	408	443	478	513
	（認証保育所）	41	41	41	41	41
②－①		318	448	463	466	470

(4) 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」

国が定める19事業について、次のとおり、提供体制を整備します。

No.1 利用者支援事業（1）基本型

●事業概要

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育相談センターを配置します。

●量の見込みの考え方

保育相談センターの箇所数を量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：箇所)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

No.1 利用者支援事業（2）地域子育て相談機関型

●事業概要

こども家庭センター等関係機関と連携しながら、身近な場所で、子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。

●量の見込みの考え方

地域子育て相談機関の機能を担う箇所数を量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

中学校区に1箇所を目安に設定することを目指し、整備を進めます。

(単位：箇所)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	48	48	48	48	48
	②確保の内容	6	6	48	48	48
	②－①	▲42	▲42	0	0	0

No.1 利用者支援事業（3）こども家庭センター型

●事業概要

こども家庭センターの機能として、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、各福祉事業所や健康づくりセンターで妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。

●量の見込みの考え方

こども家庭センターの機能を担う箇所数を量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：箇所)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7	7
	②－①	0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	4	4	4	4	4
	②確保の内容	4	4	4	4	4
	②－①	0	0	0	0	0
浜名区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②－①	0	0	0	0	0

No.2 時間外保育事業（延長保育事業等）

●事業概要

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園等で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。令和6（2024）年度現在、市立保育所20園、私立保育所35園、認定こども園80園、地域型保育事業59園で実施されており、令和5（2023）年度は4,776人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

国が示した標準的な方法をもとに、教育・保育の量の見込みを考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：実利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	5,514	5,528	5,560	5,628	5,725
	②確保の内容	5,514	5,528	5,560	5,628	5,725
	②－①	0	0	0	0	0

●事業概要

就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余
裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。令和6（2024）年度（5月1日現在）は、167箇
所の放課後児童会で定員7,777人に対して7,275人の登録がありました。

●量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、近年の入会希望数の増減も考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

学校教室の積極的活用を図るとともに、その他既存公共施設等の活用を検討調整し、必要に応じた施
設整備等を行います。あわせて、放課後児童健全育成事業への民間活力の導入を促進し、様々なニーズ
に対応したこどもの居場所を増やすことで、必要な量を確保します。

（単位：人／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	7,563	7,746	8,030	8,427	8,984
	1年生	2,229	2,229	2,229	2,233	2,224
	2年生	2,129	2,087	2,055	2,018	1,980
	3年生	1,790	1,781	1,763	1,747	1,730
	4年生	557	576	592	607	624
	5年生	557	662	793	938	1,113
	6年生	301	411	598	884	1,313
	②確保の内容	8,281	8,526	8,771	9,016	9,261
	②－①	718	780	741	589	277

中央区	①量の見込み	5,342	5,489	5,730	6,085	6,601
	1年生	1,631	1,628	1,624	1,623	1,612
	2年生	1,518	1,482	1,454	1,422	1,389
	3年生	1,333	1,305	1,270	1,236	1,202
	4年生	267	283	297	311	326
	5年生	366	450	556	677	825
	6年生	227	341	529	816	1,247
	②確保の内容	5,862	6,052	6,242	6,432	6,622
	②－①	520	563	512	347	21

(単位：人／年)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
浜名区	①量の見込み	2,078	2,107	2,142	2,176	2,207
	1年生	557	559	561	564	564
	2年生	570	563	559	553	547
	3年生	424	443	459	477	494
	4年生	269	267	264	260	255
	5年生	185	205	230	254	281
	6年生	73	70	69	68	66
	②確保の内容	2,240	2,285	2,330	2,375	2,420
	②－①	162	178	188	199	213

天竜区	①量の見込み	143	150	158	166	176
	1年生	41	42	44	46	48
	2年生	41	42	42	43	44
	3年生	33	33	34	34	34
	4年生	21	26	31	36	43
	5年生	6	7	7	7	7
	6年生	1	0	0	0	0
	②確保の内容	179	189	199	209	219
	②－①	36	39	41	43	43

No.4 子育て短期支援事業

●事業概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。令和6（2024）年度現在、市内9施設で実施し、令和5（2023）年度は延べ324人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数／年)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	316	314	311	309	307
	②確保の内容	316	316	316	316	316
	②－①	0	2	5	7	9

●事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。令和5（2023）年度は、保健師または助産師が4,685人の対象者を訪問しました。

●量の見込みの考え方

計画期間中の0歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：訪問人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	5,058	5,034	5,008	5,010	4,996
	②確保の内容	5,058	5,034	5,008	5,010	4,996
	②－①	0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	3,970	3,952	3,931	3,933	3,922
	②確保の内容	3,970	3,952	3,931	3,933	3,922
	②－①	0	0	0	0	0
浜名区	①量の見込み	1,012	1,007	1,002	1,002	1,000
	②確保の内容	1,012	1,007	1,002	1,002	1,000
	②－①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	76	75	75	75	74
	②確保の内容	76	75	75	75	74
	②－①	0	0	0	0	0

No.6 (1) 養育支援訪問事業

●事業概要

養育支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等の養育支援訪問員がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的に令和5（2023）年度は、延べ753回の支援を実施しました。

●量の見込みの考え方

要保護児童数に、要支援児童数を勘案して延べ利用回数を算出しました。

●確保の内容の考え方

今後、量の見込みが上回れば、養育支援訪問員の増員を検討し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用回数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	793	793	793	793	793
	②確保の内容	832	832	832	832	832
	②－①	39	39	39	39	39

No.6 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

●事業概要

児童虐待の発生の未然防止や深刻化・重症化を防ぐため、また、こどもの権利を保障するため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び関係機関職員、関係機関の専門性の向上及び連携強化を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

●事業概要

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。令和6（2024）年度現在、子育て支援ひろば25箇所、浜松こども館1箇所、児童館4箇所等市内各地で実施しています。令和5（2023）年度は延べ265,466人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	334,599	332,975	331,285	330,766	329,379
	②確保の内容	364,941	364,941	364,941	364,941	364,941
	②－①	30,342	31,966	33,656	34,175	35,562
中央区	①量の見込み	267,679	266,380	265,028	264,613	263,503
	②確保の内容	280,663	280,663	280,663	280,663	280,663
	②－①	12,984	14,283	15,635	16,050	17,160
浜名区	①量の見込み	60,228	59,936	59,631	59,538	59,288
	②確保の内容	70,802	70,802	70,802	70,802	70,802
	②－①	10,574	10,866	11,171	11,264	11,514
天竜区	①量の見込み	6,692	6,659	6,626	6,615	6,588
	②確保の内容	13,476	13,476	13,476	13,476	13,476
	②－①	6,784	6,817	6,850	6,861	6,888

No.8 一時預かり事業（１）一般型一時預かり事業及び余裕活用型一時預かり事業

●事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所や認定こども園等で一時的に預かり、必要な保育を行います。令和5（2023）年度は延べ14,609人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

利用実績を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	19,142	18,538	18,024	17,662	17,421
	②確保の内容	31,650	31,995	32,160	32,325	32,490
	②－①	12,508	13,457	14,136	14,663	15,069

No.8 一時預かり事業（２）幼稚園型一時預かり事業

●事業概要

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、幼児を対象に預かり保育を行います。令和6（2024）年度現在、市立幼稚園21園、私立幼稚園39園、認定こども園72園で実施されており、令和5（2023）年度は、延べ約357,000人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

利用実績を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は従来型幼稚園分）

（単位：延利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	310,726	299,085	281,723	262,068	239,431
	②確保の内容	783,244	770,260	770,260	770,260	770,260
	特定教育・保育施設	654,644	643,660	643,660	643,660	643,660
	従来型幼稚園	126,600	126,600	126,600	126,600	126,600
	②－①	472,518	471,175	488,537	508,192	530,829

No.9 病児保育事業

●事業概要

乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあつて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。令和6（2024）年度現在、市内に病児・病後児保育施設が5箇所、病後児保育施設が2箇所あり、令和5（2023）年度は延べ3,053人の利用がありました。

●量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、児童数推計を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

特定の時期に利用希望者が集中した場合にも対応できるよう、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	3,161	3,241	3,325	3,430	3,551
	②確保の内容	8,000	9,600	9,600	9,600	9,600
	②－①	4,839	6,359	6,275	6,170	6,049

No.10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

●事業概要

乳幼児及び小学生の預かりや送迎等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を登録し、市民による育児の相互援助活動を支援します。令和6（2024）年度末現在、提供会員及び依頼・提供会員として357人が会員登録しており、令和6（2024）年度は2,000件以上の援助活動が行われました。

●量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用実績を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	2,909	2,763	2,625	2,491	2,369
	②確保の内容	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
	②－①	2,391	2,523	2,675	2,809	2,931

No.11 妊婦健康診査事業

●事業概要

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査3回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

●量の見込みの考え方

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：実利用人数／年)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	4,977	4,954	4,928	4,930	4,916
	②確保の内容	4,977	4,954	4,928	4,930	4,916
	②－①	0	0	0	0	0

No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

●事業概要

低所得世帯等を対象に、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用の一部を補助するとともに、生活保護世帯等を対象に、日用品及び文房具等の購入に要する費用等の一部を補助します。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

●事業概要

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

●事業概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。

●量の見込みの考え方

本事業（はますくヘルパー利用事業・養育支援ヘルパー）の利用実績を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

令和6（2024）年度の訪問支援員の人数の基に、週1回訪問すると仮定して算出しています。

現状の体制により、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：延利用件数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	3,341	3,284	3,230	3,166	3,095
	②確保の内容	5,304	5,304	5,304	5,304	5,304
	②－①	1,963	2,020	2,074	2,138	2,209

No.15 児童育成支援拠点事業

●事業概要

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設します。また、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供することにより、虐待の防止や一時保護解除の家庭への円滑な復帰を図ります。

●量の見込みの考え方

福祉行政報告例第45表：児童相談種類別対応件数における「児童相談所から福祉事務所送致または通知」該当件数を対象児童数として設定しました。

上記の対象児童数をもとに、初年度の量の見込み17件として計算しました。

その後は継続ケースも見込んで計算しました。

●確保の内容の考え方

今後の事業計画体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数／年)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	17	34	51	68	85
	②確保の内容	20	40	60	80	100
	②－①	3	6	9	12	15

No.16 親子関係形成支援事業

●事業概要

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけ、健全な親子関係の形成ができるよう支援を行います。

●量の見込みの考え方

要支援児童及び要保護児童の数を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

●確保の内容の考え方

プログラムを実施できる人材を育成し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：実利用人数／年)

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	498	490	482	472	461
	②確保の内容	180	420	560	560	560
	②－①	▲318	▲70	78	88	99

●事業概要

妊娠8か月頃の全ての妊婦を訪問し、妊婦に寄り添いながら相談に応じ、関係機関とも情報を共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談を行い、必要な支援に繋がります。令和5（2023）年度は、保健師または助産師が3,146人の対象者を訪問しました。

●量の見込みの考え方

計画期間中の妊娠届出数を量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：訪問人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	4,845	4,797	4,749	4,702	4,655
	②確保の内容	4,845	4,797	4,749	4,702	4,655
	②－①	0	0	0	0	0
中央区	①量の見込み	3,779	3,742	3,704	3,668	3,631
	②確保の内容	3,779	3,742	3,704	3,668	3,631
	②－①		0	0	0	0
浜名区	①量の見込み	969	959	950	940	931
	②確保の内容	969	959	950	940	931
	②－①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	97	96	95	94	93
	②確保の内容	97	96	95	94	93
	②－①	0	0	0	0	0

No.18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

●事業概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる事業です。令和6（2024）年度は26園で試行的事業を実施しました。

●量の見込みの考え方

国が示した標準的な方法で算出しました。

●確保の内容の考え方

令和6（2024）年度の試行的事業を踏まえ、量の見込みに対する必要な量を確保します。

※定員一人1月あたりの受入可能時間数は176時間として算出。

（単位：人）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	309	290	279	266	253
	②確保の内容	78	129	161	212	268
	②－①	▲231	▲161	▲118	▲54	15

No.19 産後ケア事業

●事業概要

1歳未満の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定の促進により、健やかな育児ができるよう、宿泊や日帰り、訪問で心身のケアや育児のサポートを行います。

●量の見込みの考え方

過去の実績から、見込伸び率を乗じて量の見込みとしました。

●確保の内容の考え方

全支援が必要な人全てに支援が行き届くことを目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

（単位：訪問人数／年）

年度		令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
市全域	①量の見込み	6,132	6,132	6,255	6,318	6,132
	②確保の内容	6,132	6,132	6,255	6,318	6,132
	②－①	0	0	0	0	0

資料編

1 浜松市のこども施策に関する事業一覧

I ライフステージを通した施策

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
1　こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進											
施策1-①　人権教育・人権啓発活動の取組											
1	こどもの権利に関する条例整備 (こども若者政策運営経費)	令和5（2023）年制定の「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの権利擁護など幅広い視点に立った「こどもの権利」に関する条例を整備します。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
2	こどもの権利に関する情報発信・周知・啓発 (こども若者政策運営経費)	「こどもの権利」に関する趣旨や内容を関係者に周知し、こどもの権利に関する理解促進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課
3	人権教育の推進 (人権教育の推進)	国や県、市、市町人権教育連絡協議会等との連携により、学校教育における人権教育を推進します。				○	○			○	教育センター
4	人権フェスティバル (人権啓発事業)	小学生の人権書道・ポスターコンテスト及び中学生の人権作文コンテストを行い、人権尊重の理解を深めます。また、人権に関わる講演会を実施します。	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター
2　心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現											
施策2-①　地域における遊びや体験活動等の機会の充実											
5	親子（母子）健康手帳の交付 (母子保健事業全般)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○								健康増進課
6	親子ひろば事業 (私立保育所等事業費助成事業)	認定こども園及び保育所において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。	○	○	○					○	幼保支援課
7	親子ひろば事業 (親子ひろば事業（市立保育所等）)	認定こども園及び保育所において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。	○	○	○					○	幼保運営課
8	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） (私立保育所等事業費助成事業)	認定こども園などにおいて、全てのこどもの育ちを応援し、就労要件を問わず利用できるこどもの良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対して支援の強化を図ります。		○						○	幼保支援課
9	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） (乳児等通園支援事業（市立保育所等）)	保育所等において、全てのこどもの育ちを応援し、就労要件を問わず利用できるこどもの良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対して支援の強化を図ります。		○						○	幼保運営課
10	本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく幼児教育・保育の推進 (浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」)	設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通した学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。								○	幼保運営課

※資料編に掲載した事業には、現在、検討・調整中の事業も含まれるため、変更になる場合があります。(P100～P147)

【 I ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現												
施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実												
11	浜松市版「つながる」カリキュラムの活用	文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」を受け、本市における幼児教育と小学校教育の接続の重要性に鑑み作成した、浜松市独自の幼小接続期の教育・保育実践の参考資料の普及啓発や活用を図ります。								○	幼保運営課	
12	こども家庭センターでの相談支援（こども家庭センター運営事業）	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援の実施をします。	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課 健康増進課
13	親子の絆を育む支援プログラム	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。		○	○					○		子育て支援課
14	赤ちゃんとのふれあい体験事業（赤ちゃんとのふれあい体験事業）	小・中学生が乳幼児とのふれあい、子育て中の親から出産や育児の話聞くことを通して、命の尊さや自分の育ち、親への愛情について考える機会を提供します。					○	○				子育て支援課
15	子育て支援ひろば（地域子育て支援拠点事業）	地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援ひろばを設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。	○	○						○		子育て支援課
16	身近な子育て支援の相談窓口	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、必要な助言を行うことを検討するものです。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
17	身近な子育て支援の相談窓口（市立幼稚園、保育所）の検討	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、必要な助言を行うことを検討するものです。	○	○	○	○	○	○		○		幼保運営課
18	児童館（児童館運営事業）	子育て親子が気軽に集う児童館を設置・運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
19	移動児童館（子育て家庭支援事業）	子育てに対する保護者の不安軽減やこどもの健やかな育ちを支援するために、児童とその保護者に情報提供や支援を行う場を提供し、地域全体で子育て支援を推進します。		○						○		天竜福祉事業所 社会福祉課
20	青少年の家（青少年の家管理運営事業）	創造的な体験や交流活動の場を提供し、次代の社会を担う青少年の健全な育成を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現											
施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実											
21	天竜自然体験センター運営・整備事業 (天竜自然体験センター運営・整備事業)	船明ダム湖と周辺の森林を活用し、児童及び生徒の宿泊訓練並びに各種団体等の研修を通して青少年の健全な育成及び生涯学習の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○		こども若者政策課
22	伝えようふるさとの味開催事業 (食と農の地域ブランド推進事業)	親子で参加する食育体験プログラムの開催により、都市と農山漁村との交流促進や食文化の醸成、食育の推進を図ります。				○			○		農業水産課
23	体験活動の推進 (体験活動の推進)	学習指導要領に基づく着実な実施を図ります。				○	○			○	教育センター
24	青少年団体等活動助成事業費補助金 (青少年団体等活動助成事業)	地域社会において、青少年の健全育成や豊かな人間形成に努める青少年団体等の活動を支援します。				○	○	○			こども若者政策課
25	青少年支援体験活動 (青少年支援体験活動事業)	様々な悩みを抱える青少年の立ち直り支援のため、体験活動コーディネーターを配置し、地域企業・事業所、ボランティア団体等の協力を得て、職業体験活動やボランティア活動を実施します。						○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
26	ふれあい交流センターの運営 (高齢者施設等運営事業)	高齢者の生きがいづくり及び健康増進並びに地域の子育てを支援するとともに、高齢者とこどもの世代を超えた交流の場を提供します。	○	○	○	○			○	○	高齢者福祉課
27	F S C森林認証の取得及び活用 (森林認証推進事業)	F S C森林認証を活用し、持続可能な森林経営・管理を実施するとともに、市民にその大切さを啓発します。				○	○	○	○	○	林業振興課
28	音楽等発表会開催事業 (音楽等発表会開催事業)	中学生の音楽発表会をホール等施設で開催できる機会を提供します。 幼小中の図画工作や美術作品を鑑賞する機会を提供します。				○	○				教育センター
29	児童図書等の購入 (児童図書等の購入)	資料の購入等により絵本をはじめとした児童図書の充実を図ります。	○	○	○	○					中央図書館
30	ブックスタート (ブックスタート)	0歳児と保護者を対象に絵本の読み聞かせやわらべうたの実演、絵本の配布等を行います。	○						○		中央図書館
31	学校図書館教育の充実 (学校図書館教育の充実)	こどもたちが読書を通して、これからの社会を生き抜くために必要な資質・能力の育成を目指し、学校における読書活動の推進を図ります。				○	○			○	教育センター
施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成											
32	ベジメータ(R)を用いた野菜摂取量の見える化による周知啓発 (野菜摂取量増加等の促進)	野菜摂取量（特に緑黄色野菜）を増やすことで、将来の健康や糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症を予防するために、野菜摂取状況を数値で「見える化」する皮膚カロテノイド測定器（ベジメータ(R)）を活用して周知啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康増進課 ウエルネス推進事業本部
33	食に関する指導・地産地消の推進 (小学校) (小学校給食事業)	安全安心でおいしい給食を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して、正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。				○			○	○	健康安全課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現												
施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成												
34	食に関する指導・地産地消の推進 (中学校) (中学校給食事業)	安全安心でおいしい給食を提供し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。					○			○	○	健康安全課
35	食に関する指導・地産地消の推進 (学校給食センター) (学校給食センター事業)	共同調理場において安全安心でおいしい給食を提供していくことで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。			○	○	○			○	○	健康安全課
36	乳幼児等健康教育事業 (乳幼児等健康教育事業)	妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた養育者の健康の保持増進、乳幼児の健やかな発育・発達を促します。		○	○					○		健康増進課
37	〔再掲〕 伝えようふるさとの味開催事業 (食と農の地域ブランド推進事業)	親子で参加する食育体験プログラムの開催により、都市と農山漁村との交流促進や食文化の醸成、食育の推進を図ります。				○				○		農業水産課
38	私立保育所等事業費補助金(食育推進) (私立保育所等事業費助成事業)	認定こども園及び保育所における食育推進事業に要する経費を補助し、食育活動の推進を図ります。		○	○						○	幼保支援課
39	食育の推進(市立保育所等) (食育の推進(市立保育所等))	市立保育所等において、食をテーマとした活動を実施することにより、児童の食育の推進を図ります。		○	○						○	幼保運営課
40	こどもの居場所づくり助成事業 (こどもの居場所づくり助成事業)	子ども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、運営、立上げの補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。									○	子育て支援課
施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進												
41	〔再掲〕 ふれあい交流センターの運営 (高齢者施設等運営事業)	高齢者の生きがいづくり及び健康増進並びに地域の子育てを支援するとともに、高齢者とこどもの世代を超えた交流の場を提供します。		○	○	○	○			○	○	高齢者福祉課
42	天竜区保育ママ事業 (保育ママ事業)	天竜区における保育ニーズに柔軟に対応するため、保育ママによる保育を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図り、子育てと就労の両立を支援します。		○	○	○				○		幼保支援課
43	都市公園等の整備 (公園整備事業)	こども・高齢者・障がいのある人など誰もが安全・安心して利用でき、花とみどりを親しむ豊かな環境を享受できる快適空間を創造するため、都市公園等の計画的な整備を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公園課
44	児童遊園等の整備 (児童遊園等整備支援事業)	児童が身近で遊ぶことのできる遊園を整備することにより、健康で健全な児童の育成を図ります。		○	○	○	○	○		○		子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現											
施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進											
45	通学路の安全対策 (交通安全施設等整備・修繕事業)	自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者（高齢者やこども、障がいのある人等）及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。			○	○	○				道路企画課
46	都市公園のバリアフリー化 (都市公園バリアフリー化事業)	バリアフリー法に基づき、高齢者や障がいのある人を含む来園者が、支障なく園内移動や施設利用できる環境を整えるため、バリアフリー化が不十分な既存の都市公園において、園路、駐車場やトイレ等の改修を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	公園課
47	公共建築物のユニバーサルデザインの推進 (公共建築物ユニバーサルデザイン推進事業)	全ての人が快適に利用できる公共建築物を提供するため、ユニバーサルデザイン等に配慮した設計及び工事監理業務を実施し、公共建築物の適正な整備水準を確保します。	○	○	○	○	○	○	○	○	公共建築課
48	道路施設のユニバーサルデザイン化 (交通安全施設等整備・修繕事業)	自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者（高齢者やこども、障がいのある人等）及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	道路企画課
49	学校施設のバリアフリー化 (学校施設バリアフリー化推進事業)	バリアフリー法が改正され、小・中学校が対象となったことを受け、施設のバリアフリー化を図り、児童・生徒ほか施設利用者の安全・安心の確保に向けた整備を進めます。				○	○				教育施設課
50	河川愛護支援 (河川愛護支援事業)	河川愛護団体が実施する河川愛護活動及び河川愛護精神を育むことを目的とする事業について、予算の範囲内において支援します。	○	○	○	○	○	○	○	○	河川課
51	まちなか定住促進補助事業 (住まいづくり推進事業)	安全安心で公共交通や都市機能が充実した居住誘導区域内への移住を促進し、あわせて家族がお互いを支え合う三世代同居を支援します。	○	○	○	○			○		住宅課
52	子育て応援環境づくりの推進	子育てにかかる保護者の経済的負担や心理的不安の軽減を図るため、住まいづくりの視点から多世帯が支え合う同居等を促進し、安心感のある子育て環境づくりを推進します。	○	○	○	○			○		住宅課
施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進											
53	[再掲] 音楽等発表会開催事業 (音楽等発表会開催事業)	中学生の音楽発表会をホール等施設で開催できる機会を提供します。 幼小中の図画工作や美術作品を鑑賞する機会を提供します。				○	○				教育センター

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現											
施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進											
54	多文化共生センター事業 (多文化共生センター事業)	外国人市民の定住化に対応した様々な支援を実施するため、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、多言語による生活相談や情報提供を行うとともに、地域における多文化共生の取組や多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施するなど、本市における多文化共生の推進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	国際課
55	私立学校教育振興事業費補助金 (私立学校教育振興助成事業)	安心して学ぶことのできる教育環境を整備し、私立学校における教育の振興を図ります。				○	○	○			こども若者政策課
56	外国語指導助手（ALT）の配置 (生きた英語力育成事業)	英語の授業を通して、児童生徒の言語や外国の文化に対する理解を深める。英語によるコミュニケーション能力の育成を図るため、小学生・中学生・高校生を対象に、外国語指導助手(ALT)を活用した授業を実施します。				○	○	○			教育センター
57	子育て情報サイトぴっぴ (浜松市子育て情報ポータルサイト管理運営事業)	平成17(2005)年度より、子育て支援等に関する情報を一元的に集約した子育て情報サイトを、市内の子育て支援団体と市民協働で運営しています。また、ポータルサイトは日本語を含んだ7か国語(日本語原文、英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、スペイン語、ベトナム語)の翻訳にも対応しています。	○	○	○					○	こども若者政策課
58	在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」 (在住外国人向けHP「カナル・ハママツ」管理運用事業)	生活者としての外国人市民が求める情報を提供するため、英語、ポルトガル語、やさしい日本語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語の7言語によるホームページを管理運用します。	○	○	○	○	○	○	○	○	国際課
59	ウェルカムバック (ウェルカムバック)	本市に転入する外国人を対象に、就学や税金、ごみの出し方、防災、交通安全、自治会活動などに関する外国語版の冊子やチラシをひとまとめにしたオリエンテーションツール「ウェルカムバック」を配付しています。	○	○	○	○	○	○	○	○	国際課
60	次世代のための日本語学習支援教室 (日本語学習支援講座)	次世代を担うこどもを対象に、一人ひとりが自分らしさを発揮することができるよう、必要な日本語学習支援を行います。				○	○	○			国際課
61	日本語学習等支援者養成講座 (日本語学習等支援者養成講座)	日本語ボランティア活動希望者等の学習支援者を対象に養成講座を開催します。								○	国際課
62	地域日本語学習支援事業 (地域日本語学習支援事業)	地域において活動する日本語ボランティアなどを対象とした地域日本語学習支援を行います。				○	○	○		○	国際課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 心身の健やかな成長を支えるこどももんなか社会の実現											
施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進											
63	外国につながる次世代の学習支援事業 (外国につながる次世代の学習支援事業)	外国にルーツを持つ青少年の社会参加を促進するため、外国人青少年の支援に係る関係諸機関の情報共有や課題克服を図るネットワーク会議を開催するとともに、高等学校などに在籍する外国人青少年を対象に職業意識の醸成や自らの将来を考える動機づけとなる研修や、就業・進学に関する情報提供などのキャリア支援を行います。						○	○	○	国際課
64	外国人子供教育支援推進事業 (外国人子供教育支援推進事業)	日本語指導が必要な児童生徒等に対する「特別的教育課程」を編成し、実施するための指導者及び支援者の適正な配置・派遣を行います。				○	○			○	教育支援課
65	進路について語る会 (進路について語る会(外国にルーツを持つ若者とその家族への支援))	浜松市に暮らす外国人児童生徒及びその保護者を対象に、日本の高校進学の仕組みや教育費等、今後の進路選択に必要な情報を提供します。				○	○	○		○	教育支援課
66	外国人のこどもの不就学ゼロ作戦事業 (外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業)	外国人のこどもの就学促進のため、関係機関と連携し、不就学等就学に課題を抱える外国人のこどもの学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を行います。				○	○				国際課
67	外国人学校等への支援 (外国人学校支援事業)	外国人のこどもの教育環境の充実や教育機会の提供及び不就学解消に資するため外国人学校に対する教育事業費や外国人学校に在籍する児童生徒保護者への教科書購入費の助成など、外国人学校への支援を行います。				○	○			○	国際課
施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進											
68	探求的な学習の推進 (教育研究・指導事業)	各学校において、総合的な学習等の時間で、持続可能な開発目標をテーマとした探求的な学びの中で教育を進めており、教育センターにおいては、具体的な学びの在り方について指導・助言を行います。								○	教育センター
69	環境学習プログラム (環境学習会開催事業)	環境問題について「考える・学び合う・行動を変革する」ため、環境学習プログラムを学校等で展開します。			○	○	○	○		○	環境政策課
70	理科・ものづくり教育支援事業 (理科・ものづくり教育支援事業)	大学・企業・行政が連携して、若者の理科離れや技術者不足を食い止め、地域に根ざす優れた人材を地域で育てるため、理科やものづくりに関して、学校における教育の充実や地域における学習及び体験の場を構築するとともに、近隣地域における様々な活動主体が連携し、情報を共有して、相互に啓発し合う地域ネットワークを構築します。				○	○				教育センター

【 I ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現											
施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進											
71	学生のためのアントレプレナーシップ 醸成コミュニティ「Doer Tribe Hamamatsu」 (次世代スタートアップ育成事業)	次世代人材（高校生、大学生、大学院生、専門学校生）をはじめ、先駆者である地域の先輩起業家・エンジニア等多様なイノベーション人材が集まるコミュニティを形成し、浜松地域の次世代を担うスタートアップ経営者及びトップエンジニアを育成します。						○	○		スタートアップ 推進課
72	こらぼ講座 (こらぼ講座（男女共同参画アドバイザー派遣事業）)	市民団体、学校、企業等が開催する男女共同参画意識向上のための学習会に講師を派遣します。				○	○	○	○	○	UD・ 男女共同参画課
73	地域ふれあい講座 (人権啓発事業)	幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、様々な人権問題について理解を深め、人権意識を高めるとともに、家庭におけるこどもへの人権教育の一助となる講座を実施します。								○	福祉総務課 人権啓発センター
74	人権啓発・教育広報活動 (人権啓発事業)	多くの市民が参加するイベント等に出向き、啓発活動を実施する。各種広報媒体（ソーシャルメディア、公共交通機関での広告等）を活用して、人権について啓発・教育を進めます。	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター
75	男女共同参画情報誌 「ハーモニー」発行 (男女共同参画情報誌「ハーモニー」発行)	男女共同参画意識啓発のための情報誌を発行します。							○	○	UD・ 男女共同参画課
3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援											
施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進											
76	妊娠期健康講座事業 (妊娠期健康講座事業)	妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた養育者の健康の保持増進、乳幼児の健やかな発育・発達を促します。	○							○	健康増進課
77	思春期性教育事業 (思春期性教育事業)	妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた養育者の健康の保持増進、乳幼児の健やかな発育・発達を促します。					○	○		○	健康増進課
78	妊娠SOS相談 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○				○	○	○	○	健康増進課
79	特定妊婦等に対する産科受診等支援事業 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○								健康増進課
80	産後ケア事業 (産後ケア事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。		○						○	健康増進課
81	[再掲] こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課 健康増進課
82	親子健康手帳（母子健康手帳）交付 親子すこやか相談 (母子保健型利用者支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○	○	○						健康増進課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援											
施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進											
83	出産・子育て応援交付金給付事業 (令和7(2025)年～ 妊婦支援給付事業) (出産・子育て応援交付金給付事業)	妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊婦・子育て世代の経済的負担を軽減する経済的支援(出産・子育て応援交付金の給付)を一体的に実施します。	○							○	健康増進課
84	妊産婦健康診査 (妊婦・産婦健康診査事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。	○								健康増進課
85	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 (妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。	○								健康増進課
86	乳幼児医療費助成 (子ども医療費助成事業)	乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○						子育て支援課
87	小・中学生、高校生世代医療費助成 (子ども医療費助成事業)	小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。					○	○	○		子育て支援課
88	ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成)	医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
89	健康経営セミナー実施事業 (健康経営セミナー実施事業)	健康経営セミナーに参加した市内企業等が、健康経営に取り組んで健康投資を行い、従業員がフェムテック等の利活用を通じた恩恵を享受することで、誰もが健康でいきいきと働くことができる環境を整えます。	○						○		ウエルネス推進事業本部
90	[再掲] ベジメータ(R)を用いた野菜摂取量の見える化による周知啓発 (野菜摂取量増加等の促進)	野菜摂取量(特に緑黄色野菜)を増やすことで、将来の健康や糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症を予防するために、野菜摂取状況を数値で「見える化」する皮膚カロテノイド測定器(ベジメータ(R))を活用して周知啓発を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	健康増進課 ウエルネス推進事業本部
91	はますくQ&Aサイト (子育て情報発信事業)	官民協力の下、運営をしている子育て情報サイト内で、発達段階において子育てに関する問い合わせ内容をQ&A形式で紹介します。	○	○	○	○				○	こども若者政策課
92	はますくノートのデジタル化 (発達障害者支援体制整備事業)	こどもの成長発達を記録し、関係機関と情報の共有を図り、こどもの成長を支えるための「子育てサポートノート はますくノート」について、親子(母子)健康手帳のデジタル化に合わせて、デジタル化を検討します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援											
施策3-② 小児医療の充実											
93	〔再掲〕 乳幼児医療費助成 (子ども医療費助成事業)	乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○						子育て支援課
94	〔再掲〕 小・中学生、高校生世代医療費助成 (子ども医療費助成事業)	小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。				○	○	○			子育て支援課
95	〔再掲〕 ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成)	医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
96	学校健康診断情報の電子化（小学校） (児童健康診断事業)	学校保健安全法に基づき、小学校児童に対し健康診断を行い、児童の健康の保持増進を図ります。				○					健康安全課
97	学校健康診断情報の電子化（中学校） (生徒健康診断事業)	学校保健安全法に基づき、中学校生徒に対し健康診断を行い、生徒の健康の保持増進を図ります。					○				健康安全課
98	小児慢性特定疾病医療費助成 (小児慢性特定疾病対策事業)	厚生労働省で定められた疾患で18歳未満の児童に対し、治療に要する医療費の一部を助成します。また、児童とその家族の支援を行うため自立支援員による個別相談を実施します。		○	○	○	○	○			健康増進課
99	自立支援（育成）医療費助成 (自立支援育成医療費支援事業)	18歳未満の身体上の障がい等を有する者等であり、治療によって確実な効果が期待される場合、治療に要する医療費及び補装具を購入する経費の一部を助成します。		○	○	○	○	○			健康増進課
100	結核児童医療費助成 (結核児童医療費等支援事業)	長期の療養を必要とする結核にかかっている児童を指定された病院に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、且つ児童の療育生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給します。		○	○	○	○	○			健康増進課
101	未熟児養育医療費助成 (未熟児養育医療費支援事業)	出生時体重2000g以下の未熟児に対し、治療に要する医療費の一部を助成します。		○							健康増進課
4 こどもの貧困対策の推進											
施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減											
102	幼児教育・保育無償化事業 (認可外保育施設) (幼児教育・保育無償化関連事業)	認可外保育施設の利用者負担（保育料）に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		○	○					○	幼保支援課
103	幼児教育・保育無償化事業 (従来型私立幼稚園) (私立幼稚園等無償化関連事業)	私立幼稚園（従来型幼稚園）の利用者負担（保育料）に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		○	○					○	幼保支援課
104	幼児教育・保育の無償化 (市立幼稚園の副食費) (幼児教育・保育無償化関連事業 (市立幼稚園))	市立幼稚園の副食費の免除対象者に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。			○					○	幼保運営課
105	学習支援事業 (学習支援事業)	児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯など経済的困難を抱える家庭の中学1年生から高校3年生までの児童を対象に、進学に向けた学習支援を実施します。					○	○			子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4 こどもの貧困対策の推進											
施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減											
106	こども習い事応援事業 (生活困窮世帯への習い事等支援事業)	生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学4年生から6年生までの児童の「学校外の学びの機会」を保障するため、習い事や学習塾にかかる費用の一部をクーポンにより助成を実施します。				○					子育て支援課
107	生活支援居場所事業 (生活支援居場所事業)	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難等を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。				○	○				子育て支援課
108	就学援助事業 (就学援助事業)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。				○	○				教育支援課
109	育英事業 (育英事業)	経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。						○	○		教育支援課
110	進学・就職準備給付金 (生活保護扶助事業)	生活保護受給世帯の世帯員であった者で、進学または就職により保護を廃止となる者に対して、進学または就職の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。(就職準備給付金は令和6(2024)年度から開始します)						○			福祉総務課
111	住宅扶助事業 (生活保護扶助事業)	生活保護受給世帯のうち、世帯員が大学等への進学により保護が廃止となり、その者が同居して通学する場合、世帯員が減員しても住宅扶助基準の上限額を減額しない措置を実施します。							○		福祉総務課
施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進											
112	子育て世帯に対するフードパントリー支援事業 (子育て世帯に対するフードパントリー緊急支援事業)	生活に困窮する子育て世帯に対し、食料品や生活用品等を配付するとともに、困りごとの相談や支援策の情報提供により、社会的孤立の解消を図ります。		○	○	○	○	○		○	子育て支援課
113	〔再掲〕 こどもの居場所づくり助成事業 (こどもの居場所づくり助成事業)	子ども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、運営、立上げの補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。								○	子育て支援課
114	〔再掲〕 生活支援居場所事業 (生活支援居場所事業)	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難等を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。				○	○				子育て支援課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0 ～ 2歳児	3 ～ 5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4 こどもの貧困対策の推進											
施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進											
115	こどもの貧困対策コーディネーター配置事業 (こどもの貧困対策コーディネーター配置事業)	地域でこどもを支える体制づくりのため、「子どもの貧困対策コーディネーター」を配置し、地域の活動団体等の社会資源の発掘・子ども食堂などの立上げ支援や団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や支援者の資質向上など団体活動支援を実施します。	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課
116	ひとり親家庭等日常生活支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援します。	○	○	○	○			○		子育て支援課
117	母子生活支援施設での支援 (母子生活支援施設)	育児不安の解消や児童虐待防止のため、子育て家庭に対して各種相談の実施、家庭への訪問員等の派遣、児童相談所への送致を行います。監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課
118	ひとり親家庭の悩み事相談及び生活支援講習会の実施 (ひとり親家庭等生活向上事業)	ひとり親家庭が日頃直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施します。							○		子育て支援課
119	自立支援プログラム策定事業 (自立支援プログラム策定事業)	就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細やかな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を実施します。							○		子育て支援課
120	〔再掲〕 ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成)	医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○	○	○	○	○		子育て支援課
121	ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業))	おねがい(依頼)会員の子を、市内のまかせて(預かり)会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。	○	○	○	○				○	こども若者政策課
122	生活に困窮している家庭に対する相談・支援 (生活困窮者自立支援事業)	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の連携体制を構築します。					○		○		福祉総務課
123	被保護者就労支援事業 (生活保護扶助事業)	生活保護受給者のうち、15歳から64歳までの稼働能力を有しながら就労の機会が得られない者または就労意欲が不十分な者などに対し、就労支援を行います。						○	○	○	福祉総務課
124	生活保護受給者等就労自立促進事業 (生活保護扶助事業)	ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等と連携して、生活保護受給者等の就労支援を行います。							○	○	福祉総務課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4 こどもの貧困対策の推進											
施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進											
125	ハローワーク等との連携による一体的な就業支援 (各就業支援事業の活用促進)	ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう支援し、こども家庭センター、ひとり親サポートセンター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため各種就業支援事業の周知を図ります。								○	子育て支援課
126	ひとり親サポートセンターにおける就業に関する総合的な支援 (母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化)	ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関して総合的に支援します。								○	子育て支援課
127	資格取得のための講習会 (資格取得のための講習会)	母子家庭の母等が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を修得するための就業支援講習会を実施します。								○	子育て支援課
128	ママの働くための出張講座 (マザーズハローワーク連携事業)	子育て世帯の働くことへの不安の解消や保育所等の支援の積極的な活用を促進するため、子育て中もしくは妊娠中の母親に対して、浜松マザーズハローワークと連携し、就労準備に向けた情報提供を行う説明会を開催します。	○							○	子育て支援課
129	男性の家事育児参画促進講座 (男性の家事育児参画促進講座)	男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。	○						○	○	UD・男女共同参画課
130	母子生活支援施設、助産施設での保護・支援 (母子生活支援・助産施設保護事業)	監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課
131	ひとり親家庭の市営住宅への優先入居 (市営住宅管理事業)	15歳以下のこどもを扶養（同居）しているひとり親家庭について、市営住宅へ優先入居を認めます。(優先枠の設定)		○	○	○	○			○	住宅課
132	自立支援教育訓練給付金 (自立支援教育訓練給付金事業)	ひとり親家庭の親が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進します。								○	子育て支援課
133	高等職業訓練促進等給付金 (高等職業訓練促進給付金等事業)	看護師等、ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で就業する場合の給付金を支給します。								○	子育て支援課
134	児童扶養手当 (児童扶養手当支給事業)	ひとり親家庭等に対し所得制限額に応じた手当を支給し、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ります。		○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
135	自立支援手当 (ひとり親家庭等自立支援手当支給事業)	2人以上の児童を監護するひとり親になって間もない世帯に対し、児童扶養手当に手当額を上乗せすることにより経済的負担を軽減し、自立に向けた支援をします。		○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
136	遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業)	児童の父母等が病気等により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。		○	○	○	○	○		○	子育て支援課

【 I ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4 こどもの貧困対策の推進											
施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進											
137	交通遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業)	児童の父母等が交通事故により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
138	母子父子寡婦福祉資金 (母子父子寡婦福祉資金)	児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父または扶養している児童等に対して資金の貸し付けを行います。					○	○	○	○	子育て支援課
139	私立保育所等通園費支援 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)	私立保育所等に在園している児童のうち、生活保護世帯を対象に、園で使用する日用品等の購入に要する費用の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。	○	○					○		幼保支援課
140	ひとり親サポートセンター等における養育費相談 (養育費相談)	ひとり親サポートセンター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援します。							○		子育て支援課
141	ひとり親サポートセンター等における養育費セミナー (養育費セミナー)	ひとり親サポートセンター等で養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催します。							○		子育て支援課
142	養育費取決・確保支援 (養育費取決・確保支援事業)	養育費の取決めを行っていないひとり親家庭の親が養育費の取決めや未払い養育費の確保に要する費用を助成します。							○		子育て支援課
143	〔再掲〕 就学援助事業 (就学援助事業)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。				○	○				教育支援課
144	〔再掲〕 育英事業 (育英事業)	経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。						○	○		教育支援課
145	こども家庭センターにおける相談支援 (子育てに関する相談)	こども家庭センターの窓口において、こどもの養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。							○		子育て支援課
146	ファイナンシャルプランナーによる生計相談 (生活・生計の維持に関する相談)	ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援します。							○		子育て支援課
147	若者支援地域協議会 (若者支援地域協議会)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。					○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
148	支援対象児童等見守り強化事業 (支援対象児童等見守り強化事業)	育児不安の解消や児童虐待防止のため、子育て家庭に対して各種相談の実施、家庭への訪問員等の派遣、児童相談所への送致を行います。監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。	○	○	○	○	○		○		子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課		
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者	
4 こどもの貧困対策の推進													
施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進													
149	教育相談推進事業 (教育相談支援事業)	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。				○	○	○			教育支援課		
150	スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業))	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○	○	指導課	
151	ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発 (ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知)	事業主に対し、ひとり親家庭等の親を対象とする求人情報についての提供の協力、雇用・勤務条件への配慮について働きかけるとともに、事業主がひとり親家庭の親を一定の条件で雇用した場合に利用できる制度(特定求職困難者雇用開発助成金)について事業者へ周知を図ります。									○	子育て支援課	
152	離婚を考える親のための相談支援 (経済的支援にかかる各種支援制度の周知)	離婚を検討している親から窓口で相談があった際、各種支援の周知等に努めます。									○	子育て支援課	
5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援													
施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実													
153	障害児地域生活支援事業 (障害児地域生活支援事業)	障害者総合支援法に基づき、障がいのある児童が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた障がい福祉サービスを提供し、障がいのある児童やその家族が住み慣れた地域で、希望を持って安心して暮らせることができる地域社会の実現に寄与します。		○	○	○	○	○				障害保健福祉課	
154	特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当事務事業)	重度の身体・精神等の障がいのある児童を監護している者に対し、特別児童扶養手当(手当の給付は国が行う)を円滑に支給することを目的とし、認定事務等を行います。								○	○	障害保健福祉課	
155	障害児福祉手当 (障害児福祉手当給付事業)	常時介護を要する重度心身障がい児を対象として、重度の障がいによって生ずる負担の軽減と児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。		○	○	○	○	○	○			障害保健福祉課	
156	重度心身障害児扶養手当 (重度心身障害児扶養手当支給事業)	特別児童扶養手当1級の手当受給者に、負担の軽減と児童の福祉の増進を図るため支給します。								○	○	障害保健福祉課	
157	根洗学園 (根洗学園管理運営事業)	障がい児の福祉の向上と健やかな育成を図るため、児童発達支援センター「浜松市根洗学園」を運営します。		○	○	○	○				○	○	障害保健福祉課
158	発達医療総合福祉センター (発達医療総合福祉センター管理運営事業)	市が設置した障がい者施設を管理運営することにより、心身障がい者とその家庭の福祉の向上を図ります。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課

【 I ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援												
施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実												
159	障がい者自立支援協議会 (障がい者自立支援協議会事業)	障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議するため、障がい者自立支援協議会を運営します。		○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
160	保育所等巡回支援 (保育所等巡回支援事業)	幼稚園や保育所等からの申請により、児童発達支援センターが園を訪問し、発達に課題があると思われるこどもへの支援方法について、支援を担当する職員へ助言等を行います。		○	○	○					○	障害保健福祉課
161	発達障害者支援人材育成事業 (発達障害者支援人材育成事業)	幼稚園・保育所・認定こども園等の職員に対し、発達障がいの概念・対応・アセスメント方法等に関する研修を実施し、発達障がい(疑い)のあるこどもやその保護者に対し、助言・指導等の適切な支援ができる人材の育成をします。									○	子育て支援課
162	障害児通所支援事業 (障害児通所支援事業)	児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に課題のある児童が能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等に係る給付を行います。		○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
163	障害者相談支援事業 (障害者相談支援事業)	障害児通所支援事業を利用するために計画を作成するほか、定期的にサービスの利用状況等をモニタリングし、計画の見直しを行います。		○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
164	浜松市発達相談支援センター「ルピロ」 (発達障害者支援センター運営事業)	発達障がいに関する様々な問題について、発達障がい者及びその家族等からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行います。関係機関との連携を強化することにより、発達障がい者及びその家族等の福祉の向上を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
165	たんぽぽ広場 (発達支援広場事業)	発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者が、早期療育的アプローチを経験する中で、こどもにとって適切な働きかけができるよう支援します。		○						○		子育て支援課
166	医療的ケア児等支援 (医療的ケア児等支援事業)	医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう支援体制を整備するとともに地域で生活ができる受入が促進されるよう、体制を整備する。保健・医療・福祉・教育等の関係機関と支援の調整を行い、医療的ケア児等及びその家族を地域で支援します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
167	医療的ケア児保育事業 (医療的ケア児保育事業)	市立保育所等における医療的ケア児保育を実施するとともに、私立保育所等に対し、看護師等の配置などに係る経費の助成を行い、医療的ケアを必要とするこどもの受入れ体制の整備を図ります。		○	○						○	幼保運営課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援												
施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実												
168	私立保育所等要支援児童保育補助金 (私立保育所等事業費助成事業)	私立保育所等に在園している児童のうち、要支援児童の保育に要する経費を補助することで、支援を必要とするこどもたちの適切な保育環境の確保を図ります。		○	○						○	幼保支援課
169	要支援児童保育（市立保育所等）	市立保育所等に在園している児童のうち、支援を必要とするこどもたちの適切な保育環境の確保を図るため、乳幼児に対応した保育士の配置等を行います。		○	○					○		幼保運営課
170	市立幼稚園における発達支援の部屋の設置	幼稚園における個別の支援を必要とする幼児の増加に対応し、園内体制のもとで発達支援教育を推進するため、市立幼稚園に「発達支援の部屋」を設置します。			○					○	○	幼保運営課
171	看護師による医療的ケアが必要な児童生徒に対しての看護師の配置 (発達支援教育推進事業)	看護師による医療的ケアが必要なこどもに対して、在籍する小中学校へ看護師を適正に配置し、支援を行える体制を整備します。 看護師や在籍校に対する研修を実施します。				○	○			○		教育支援課
施策5-② 関係機関や地域との連携強化												
172	発達障害者支援体制整備事業 (発達障害者支援体制整備事業)	発達障がい者の実態把握や支援体制を推進し、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
173	こころの健康相談 (精神保健福祉相談・医師による無料相談)	精神障がいのある者及びその家族等を対象に、相談、訪問指導を行い治療の奨励と心の健康回復を促進するとともに、精神障がいのある者の退院支援、社会復帰及び社会経済活動への参加の促進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○		障害保健福祉課
174	障がい者相談支援事業 (障がい者相談支援事業)	障がいのある人等の様々な相談に応じ、情報共有、助言、その他サービス利用等の支援や、関係機関との連絡調整等を行う障がい者相談支援センターや、困難ケースへの対応及び地域の相談支援事業者への専門的な助言、人材育成等を行う障がい者基幹相談支援センターの運営を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障害保健福祉課
175	[再掲] たんぼぼ広場 (発達支援広場事業)	発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者が、早期療育的アプローチを経験する中で、こどもにとって適切な働きかけができるよう支援します。		○						○		子育て支援課
176	マルチメディアデージー教科書の活用 (発達支援教育推進事業 (デージー教科書の活用))	多様なニーズに対応するためマルチメディアデージー教科書を活用します。				○	○					教育支援課
177	就学教育相談・就学支援 (発達支援教育推進事業)	こどもの教育的ニーズに対し、適切な就学に向けての相談・支援を行います。			○	○	○			○	○	教育支援課
178	巡回指導、巡回相談 (発達支援教育推進事業)	作業療法士、言語聴覚士等の巡回指導、特別支援学校教諭、臨床心理士、指導主事による巡回相談をします。				○	○	○			○	教育支援課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援												
施策5-② 関係機関や地域との連携強化												
179	市立幼稚園におけるキッズサポーターの配置 (市立幼稚園におけるキッズサポーターの配置)	市立幼稚園の要支援児童在籍学級等にキッズサポーターを配置します。			○						幼保運営課	
180	〔再掲〕 市立幼稚園における発達支援の部屋の設置	幼稚園における個別の支援を必要とする幼児の増加に対応し、園内体制のもとで発達支援教育を推進するため、市立幼稚園に「発達支援の部屋」を設置します。			○				○	○	幼保運営課	
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応												
施策6-① 児童虐待防止対策等の強化												
181	〔再掲〕 こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課 健康増進課
182	児童家庭支援センターの運営 (児童家庭支援センター設置運営事業)	家庭等からの相談に専門的な知識により助言を行うとともに、市等の求めに応じ、技術的助言等を行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
183	〔再掲〕 親子健康手帳(母子健子手帳)交付 親子すこやか相談 (母子保健型利用者支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○	○	○							健康増進課
184	子育て短期支援事業 (子育て短期支援事業)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
185	はますくヘルパー利用事業 (子育て世帯訪問支援事業)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	○	○						○		子育て支援課
186	養育支援ヘルパー (子育て世帯訪問支援事業)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
187	養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等の資格を持つ訪問員が家庭を訪問し、養育に関する指導や支援を実施し、適切な養育を確保します。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
188	課題を抱えるこどもの居場所の確保	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図ります。				○	○	○				子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応												
施策6-① 児童虐待防止対策等の強化												
189	〔再掲〕 親子の絆を育む支援プログラム	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。		○	○					○	子育て支援課	
190	妊娠SOS事業 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○					○	○	○	○	健康増進課
191	一時保護所の環境改善 (一時保護所運営事業)	「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」条例を制定し、こどもの権利擁護や個別ケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の環境改善を進めます。		○	○	○	○	○				児童相談所
192	こどもの権利擁護 (児童相談・児童保護事業)	令和4(2022)年改正児童福祉法に基づく、こどもの意見聴取等措置などの実施により、こどもが意見表明できる最適な養育環境を提供します。		○	○	○	○	○				児童相談所
193	困難を抱える若者の安全な居場所の確保	虐待等により家庭に居場所がない10代からおおむね20代のこども・若者の様々なニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を確保します。							○	○		子育て支援課
194	一時保護時の司法審査の円滑導入 (児童相談・児童保護事業)	一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため、令和4(2022)年改正児童福祉法に基づき一時保護開始時の司法審査が導入されることから制度の円滑な導入及び実施に向けて取り組みます。		○	○	○	○	○		○		児童相談所
195	親子関係再構築支援 (児童相談・児童保護事業)	家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づき、親子関係の修復や再構築のための親子関係再構築支援を推進します。		○	○	○	○	○		○	○	児童相談所
196	性被害等の被害者となったこどもからの聴取における関係機関との連携強化と職員の聴取能力向上 (児童相談・児童保護事業)	性被害の被害者等となったこどもからの聴取において、こどもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、関係機関の連携を強化し、人材の養成など能力の向上を図ります。		○	○	○	○	○				児童相談所
197	こども家庭ソーシャルワーカー取得推進 (児童相談・児童保護事業)	こども家庭福祉分野におけるソーシャルワークの専門性を身に付けることにより、職員の資質向上を図ることを目的として、こども家庭ソーシャルワーカー研修の参加を促進します。									○	児童相談所
198	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進 (こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業)	こども家庭福祉分野における専門性を身につけるため、「こども家庭センター」担当職員に対し、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の取得促進を図ります。									○	子育て支援課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課		
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者	
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応													
施策6-① 児童虐待防止対策等の強化													
199	こども家庭ソーシャルワーカー取得推進 (児童養護施設等業務改善費助成事業 (こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業))	①児童養護施設等の現場で勤務している職員がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費及び研修受講料を補助します。 ②研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上げ費を補助します。									○	子育て支援課	
200	児童相談所の相談支援体制強化 (児童相談・児童保護事業)	児童虐待防止対策体制総合強化プランによる職員配置基準を踏まえ、児童福祉司や児童心理司などの適正配置を確保します。									○	児童相談所	
201	業務効率化のためのICT化推進 (児童相談・児童保護事業)	業務負担軽減に向けたICT化の導入を検討します。									○	児童相談所	
202	[再掲] スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業))	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。					○	○			○	○	指導課
203	[再掲] 教育相談推進事業 (教育相談支援事業)	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。					○	○	○				教育支援課
204	一時保護所での学習保障 (児童相談・児童保護事業)	一時保護中の学齢児以上のこどもに対し、こどもの状況や特性、学力に配慮し、在籍校との緊密な連携による学習支援を行い、こどもの学習権を保障します。					○	○	○				児童相談所
205	子どもを守る地域ネットワーク (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携を図ります。	○	○	○	○	○	○			○	○	子育て支援課
施策6-② 社会的養護体制の充実													
206	こどもの権利擁護 (こどもの権利擁護環境整備事業)	児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるため、こどもが意見表明する機会を確保するとともに、こどもの意見表明を支援する仕組みもあわせて構築します。		○	○	○	○	○					子育て支援課
207	里親等委託推進 (里親支援事業)	社会的養護が必要なこどもが、家庭的な養育環境のもとで育てられるよう、里親等委託を推進し、新規里親の確保、里親支援などを実施します。	○	○	○	○	○	○			○	○	児童相談所
208	特別養子縁組推進 (里親支援事業)	保護者の養育が望めず、家族再統合が極めて困難と判断されたこどもについて、特別養子縁組成立に向けて支援を実施するとともに、成立後の養親子支援を実施します。	○	○	○	○	○	○			○	○	児童相談所

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応											
施策6-② 社会的養護体制の充実											
209	児童福祉施設専門機能強化助成事業 (児童福祉施設専門機能強化助成事業)	児童養護施設等に対し、専門的なケア等を行う職員を加配し、施設の高機能化及び多機能化を図ります。								○	子育て支援課
210	児童養護施設等業務改善費助成事業 (児童養護施設等業務改善費助成事業)	児童養護施設等に対し、業務負担軽減のための補助員の加配や職員の処遇を改善し、職員確保、離職防止を図ります。								○	子育て支援課
211	児童福祉施設整備助成事業 (児童福祉施設整備助成事業)	児童養護施設等が、施設養育機能の強化のために行う大規模改修等への支援を行い、こどもの養育環境の向上を図ります。								○	子育て支援課
212	児童養護施設等職員資質向上研修派遣事業 (児童養護施設等職員資質向上研修派遣事業)	児童養護施設等の職員の研修派遣を補助し、資質・専門性を向上させ、こどもの養育やケアの質を高めます。								○	子育て支援課
213	児童養護施設等における人材育成 (児童相談・児童保護事業)	児童養護施設で生活するこどもの権利保障及び支援の充実を図るために、施設職員の資質向上に向けた研修を実施します。								○	児童相談所
214	こどもの意見聴取等措置 (児童相談・児童保護事業)	令和4（2022）年改正児童福祉法に基づく、こどもの意見聴取等措置の実施により、こどもが意見表明できる最適な養育環境を提供します。		○	○	○	○	○			児童相談所
215	児童相談所ケースマネジメント体制構築 (児童相談・児童保護事業)	こどもの最善の利益を実現するために、家庭養育優先原則とパーネンシー保障の理念に基づいたケースワークを徹底できるよう、必要な体制構築をします。								○	児童相談所
216	女性相談支援事業 (女性相談保護支援事業)	女性が抱える悩みや困りごと、配偶者やパートナーからのDV等の相談に女性相談支援員が、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を実施し自立を図ります。						○	○	○	子育て支援課
217	施設等退所者への自立支援	児童養護施設等を退所後、自立生活上の困難や孤立を抱える者等の相談支援や必要な情報提供を行います。場合に応じて、一時的に施設に滞在させ、自立支援を行います。						○	○		子育て支援課
218	身元保証人確保のための助成 (身元保証人確保対策事業)	施設を退所した者の住居賃貸借の連帯保証や就職時の身元保証に伴う保険加入費用を補助し、自立支援を行います。									子育て支援課
219	未成年後見人に対する助成 (未成年後見人支援事業)	親権者のいない未成年者(被後見人)のために、司法書士や弁護士等の専門家または法人が未成年後見人となり監護・財産管理を行った際、その報償を被後見人の代わりに市で後見人へ支給します。		○	○	○	○	○			子育て支援課
220	[再掲] 妊産婦健康診査 (妊婦・産婦健康診査事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。	○								健康増進課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応											
施策6-② 社会的養護体制の充実											
221	[再掲] 養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等の資格を持つ訪問員が家庭を訪問し、養育に関する指導や支援を実施し、適切な養育を確保します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課
施策6-③ ヤングケアラー対策の推進											
222	ヤングケアラー支援推進事業 (ヤングケアラー支援推進事業)	ヤングケアラー相談窓口にヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーの理解を深めるための研修の実施や関係機関と連携した支援体制を整備することでヤングケアラーの負担軽減を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
223	[再掲] こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課 健康増進課
224	[再掲] 親子健康手帳(母子健子手帳)交付 親子すこやか相談 (母子保健型利用者支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○	○	○						健康増進課
225	[再掲] 教育相談推進事業 (教育相談支援事業)	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。				○	○	○			教育支援課
226	[再掲] スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業))	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○	指導課
7 こども・若者の安全の確保											
施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成											
227	情報モラル講座(こども対象) (情報モラル講座)	こどもを対象に講話を行い、インターネット利用時のトラブル事例や安全に利用するための心構え等を伝え、情報モラルの向上を図ります。				○	○	○			こども若者政策課 (青少年育成センター)
228	情報モラル講座(保護者対象) (情報モラル講座)	保護者を対象に青少年の問題行動やインターネット利用に関する現状及び地域や家庭の役割等について講話を行うことで、青少年の非行・被害防止について啓発を図ります。				○	○	○		○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
229	学校ネットパトロール事業 (生徒指導事業(学校ネットパトロール))	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○	○		○	指導課
230	人権啓発資料の作成・配付 (人権啓発事業)	様々なイベント、講座、研修会等においてインターネットと人権を記載した人権啓発資料を配付し、理解促進に努めます。	○			○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
7 こども・若者の安全の確保											
施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成											
231	人権啓発絵本・DVDの作成 啓発図書・DVDの貸出 (人権啓発事業)	幼児、児童とその保護者を対象に、わかりやすい内容の人権啓発絵本・DVDを作成し、保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校、図書館、児童施設等に配付します。また、保育園、幼稚園、小・中学校の学習用、希望する市民などへ社会教育用に、人権問題に関する学習ができる啓発DVDや書籍を貸出します。	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター
232	人権いきいき市民講座 人権教育指導者研修会 (人権啓発事業)	インターネット上の誹謗中傷・人権侵害に関する講座、研修会を開催することにより、市民の意識向上を図ります。	○			○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター
233	補導・環境浄化事業 (補導・環境浄化事業)	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係行政機関や団体、ボランティア等が相互に連携し、補導活動や声掛け及び環境浄化活動を効果的に推進します。				○	○	○	○		こども若者政策課 (青少年育成センター)
234	青少年健全育成会 (青少年健全育成事業(地域(中学校区)青少年健全育成会事業))	青少年の健全育成を目指し、学校、家庭、地域などこどもを取り巻く様々な立場の人と連携をとり、地域社会の環境浄化と教育力の向上に努めます。		○	○	○	○	○			こども若者政策課 (青少年育成センター)
235	こども110番の家 (こども110番の家事業)	こどもたちを不審者等から守るため、地域住民が一丸となって、緊急に避難できる場所を確保し、犯罪被害の未然防止を図ります。			○	○	○		○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
236	通学路の交通安全対策 (学校安全事業)	通学路の安全体制を整えるため、関係機関(道路管理者、交通管理者、各区まちづくり推進課、各区行政センター、教育委員会、幼保運営課等)が連携し、幼稚園・学校が要望する必要な道路整備を行います。			○	○	○				健康安全課 幼保運営課
237	[再掲] 通学路の安全対策 (交通安全施設等整備・修繕事業)	自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。			○	○	○				道路企画課
238	自転車通行空間整備 (交通安全施設等整備・修繕事業)	自動車交通分担率が約67%と突出している本市においては、歩行者(高齢者やこども、障がいのある人等)及び自転車などの交通弱者の安全対策が重要であり、「人優先」の考えの下に安全で安心な道路交通環境の整備を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	道路企画課
239	登下校防犯対策の推進 (学校安全事業)	地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる学校を確立するため、警察や教員OB等のスクールガード・リーダーを市内全域の小中学校に配置し、実践的な取組を通じて、こどもたちの安全確保を図ります。				○	○			○	健康安全課

【Ⅰ ライフステージを通した施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課		
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者	
7 こども・若者の安全の確保													
施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成													
240	登下校防犯対策の推進 (学校安全事業)	こどもを地域で見守るため、地域の高齢者や配達・巡回等の業務で生活道路を利用している事業者等の協力を仰ぎ、こどもの登下校時における安全確保及び犯罪抑止効果の充実を図ります。					○	○		○	○	○	健康安全課
241	私立保育所等施設整備費補助金 (私立保育所等施設整備費助成事業)	認定こども園・保育所の老朽化対策に係る施設整備への支援を行い、児童福祉の向上を図ります。		○	○							○	幼保支援課
242	市立保育所等の施設整備 (市立保育所等施設整備事業)	市立保育所等の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立保育所等の保育環境の充実を図ります。		○	○							○	幼保運営課
243	市立幼稚園の施設整備 (市立幼稚園施設整備事業)	市立幼稚園の補修工事等を行い、市立幼稚園の教育環境の維持・改善を図ります。			○							○	幼保運営課
244	[再掲] 児童福祉施設整備助成事業 (児童福祉施設整備助成事業)	児童養護施設等が、施設養育機能の強化のために行う大規模改修等への支援を行い、こどもの養育環境の向上を図ります。										○	子育て支援課
施策7-② こども・若者の自殺対策の推進													
245	自殺対策推進計画 (自殺対策推進事業)	自殺総合対策大綱や社会情勢、自殺者の現状を踏まえ、自殺対策を総合的に推進するため計画を策定し、新たな自殺対策の指針とします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	健康医療課
246	浜松市の相談機関一覧表、いのちをつなぐ手紙の発行 (自殺対策推進事業)	相談機関一覧表を作成・配布し、周知を図ります。 市民からの手紙に専門職員が相談対応します。また、こどもたちからいのちに関するメッセージを募り、紹介することでいのちについて深く考える機会を提供します。	○				○	○	○	○	○	○	健康医療課 精神保健福祉センター
247	子どものためのストレスマネジメント教室 (自殺対策推進事業)	スクールカウンセラーやこどものメンタルヘルスサポーター等が小学校にてストレスとその対処法についての授業を行います。					○						教育支援課 精神保健福祉センター
248	心の健康観察 (教育相談推進事業)	いじめの早期発見や不登校の未然防止を目指した「心の健康観察」を行います。					○	○	○				教育支援課
249	[再掲] スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業(スクールソーシャルワーカー配置事業))	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。					○	○			○	○	指導課
250	[再掲] 教育相談推進事業 (教育相談支援事業)	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。					○	○	○				教育支援課
251	[再掲] 若者支援地域協議会 (若者支援地域協議会)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。						○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課		
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者	
7 こども・若者の安全の確保													
施策7-② こども・若者の自殺対策の推進													
252	わかものライン相談@浜松市 (SNS若者相談支援事業)	電話相談に踏み切れない若者への相談窓口として、若者世代に広く普及しているSNSを活用した相談支援事業を実施します。							○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
253	浜松市こども若者総合相談センターわかばプラス (こども・若者総合相談センター運営事業)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する若者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援により若者等の成長・自立を支えます。法制度のはざまになる義務教育終了後の若年層への支援をします。							○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
254	実践的かつ確かな防災・減災力の育成 (学校安全事業)	学校安全(災害安全)について、学校と教育委員会との連携をさらに進めるため、危機管理を総括する機能の充実を図ります。特に学校防災については、地域との連携を深め、こどもの命を守る安全対策を確立します。					○	○			○	○	健康安全課
255	危機管理マニュアルに基づく学校事故の未然防止	学校管理下における事故(事件)に迅速に対応するため、危機管理マニュアル(生活安全編・交通安全編)を整備します。						○	○				健康安全課
256	[再掲] 青少年健全育成会 (青少年健全育成事業(地域(中学校区)青少年健全育成会事業))	青少年の健全育成を目指し、学校、家庭、地域などこどもを取り巻く様々な立場の人と連携をとり、地域社会の環境浄化と教育力の向上に努めます。		○	○	○	○	○					こども若者政策課 (青少年育成センター)
257	[再掲] 補導・環境浄化事業 (補導・環境浄化事業)	青少年の非行防止と健全育成を図るため、関係行政機関や団体、ボランティア等が相互に連携し、補導活動や声掛け及び環境浄化活動を効果的に推進します。					○	○	○	○			こども若者政策課 (青少年育成センター)
258	情報モラル講座 (情報モラル講座)	こどもを対象に講話を行い、インターネット利用時のトラブル事例や安全に利用するための心構え等を伝え、情報モラルの向上を図ります。					○	○	○				こども若者政策課 (青少年育成センター)
259	いじめ問題対策連絡協議会 (いじめ問題対策連絡協議会)	いじめ防止のための調査研究や情報交換を行います。					○	○	○			○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
260	生徒指導事業 (生徒指導事業)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。					○	○			○	○	指導課
261	浜松市保護司会事業費補助金 (人権啓発事業)	犯罪と非行の防止、更生の援助をもって安心安全な地域社会を築くために、浜松市保護区保護司会連絡協議会が実施する事業について、補助金を交付します。										○	福祉総務課 人権啓発センター
262	社会を明るくする運動の実施 (人権啓発事業)	社会を明るくする運動強調月間・再犯防止啓発月間(7月)において保護司会との協働により広報・啓発活動を実施します。	○				○	○	○	○	○	○	福祉総務課 人権啓発センター

Ⅱ ライフステージ別の施策

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）											
施策1-① 妊娠、出産、幼児期における保健・医療の確保											
263	不妊治療費等支援事業 不妊専門相談センター (不妊治療費等支援事業性と健康の相談支援事業)	母子に係る医療費等による経済的負担を軽減するため、医療費等の助成事業や相談事業を行います。							○		健康増進課
264	[再掲] 妊産婦健康診査 (妊婦・産婦健康診査事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。	○								健康増進課
265	こんにちは赤ちゃん訪問 (妊産婦乳幼児訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭及び健康リスクが高い妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対して、保健師、助産師が訪問にて育児や疾病、発育・発達に関する助言・指導を行うことで妊産婦・乳幼児の健やかな成長を図ることを目的とします。	○	○						○	健康増進課
266	[再掲] 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業 (妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。	○								健康増進課
267	未熟児養育医療費助成 (未熟児養育医療費助成事業)	出生時体重2000g以下の未熟児に対し、治療に要する医療費の一部を助成するものです。		○							健康増進課
268	一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○	幼保支援課
269	一時預かり事業 (一般型一時預かり事業 (市立保育所等))	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○	幼保運営課
270	[再掲] 妊娠期健康講座事業 (妊娠期健康講座事業)	妊娠・出産・育児に関する知識の普及・支援を行うことで、母性・父性を含めた養育者の健康の保持増進、乳幼児の健やかな発育・発達を促すことを目的とします。	○							○	健康増進課
271	母子相談事業 (母子相談事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行うものです。	○	○	○						健康増進課
272	母子予防接種事業 (母子予防接種事業)	予防接種法に基づき、14疾病を対象とした予防接種を医療機関において実施することにより、感染症の発症及びまん延を防止します。		○	○	○	○	○			健康増進課
273	[再掲] 産後ケア事業 (産後ケア事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行うものです。		○						○	健康増進課
274	[再掲] はますくヘルパー利用事業 (子育て世帯訪問支援事業)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	○	○						○	子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）												
施策1-① 妊娠、出産、幼児期における保健・医療の確保												
275	〔再掲〕 こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○			○	○	子育て支援課 健康増進課
276	〔再掲〕 親子健康手帳（母子健子手帳）交付 親子すこやか相談 (母子保健型利用者支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○	○	○							健康増進課
277	〔再掲〕 特定妊婦等に対する産科受診等 支援事業 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○									健康増進課
278	〔再掲〕 養育支援訪問事業 (養育支援訪問事業)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・看護師・保育士等の資格を持つ訪問員が家庭を訪問し、養育に関する指導や支援を実施し、適切な養育を確保します。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
279	〔再掲〕 出産・子育て応援交付金給付事業 (令和7（2025）年～ 妊婦支援給付事業) (出産・子育て応援交付金給付事業)	妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊婦・子育て世代の経済的負担を軽減する経済的支援(出産・子育て応援交付金の給付)を一体的に実施します。	○							○		健康増進課
280	〔再掲〕 妊娠SOS相談 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○				○	○	○	○		健康増進課
281	乳幼児健康診査事業 (乳幼児健康診査事業)	乳幼児に対し疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関等で健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。		○	○							健康増進課
282	こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭及び健康リスクが高い妊産婦、新生児、未熟児、乳幼児に対して、保健師、助産師が訪問にて育児や疾病、発育・発達に関する助言・指導を行うことで妊産婦・乳幼児の健やかな成長を図ります。		○						○		健康増進課
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実												
283	保育所、認定こども園等への指導・監査 (特定教育・保育施設等への指導・監査)	特定教育・保育施設等を対象に、指導・監査業務を行います。		○	○						○	こども若者政策課
284	市立保育所等における世代間交流事業	市立保育所等において、思いやりの心と優しい気持ちを育み、いろいろな世代の人と分け隔てなく接することができるように、季節の伝統行事や伝承遊び等を地域の高齢者と体験し、また、未就園児親子が小中学校・高校の児童生徒との触れ合いの場の提供等を行います。		○	○	○	○	○	○	○		幼保運営課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）											
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実											
285	市立幼稚園における特色化推進事業 (市立幼稚園特色化推進事業)	市立幼稚園に通うこどもたちが夢と希望をもって幼稚園生活を送ることができるように、幼稚園、家庭及び地域が一体となって特色ある幼稚園づくりに取り組みます。			○						幼保運営課
286	〔再掲〕 本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく幼児教育・保育の推進 (浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」)	設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通した学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。								○	幼保運営課
287	幼児教育アドバイザー派遣事業 (幼児教育アドバイザー派遣事業)	浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」の育みに向け、幼児教育アドバイザーが派遣を希望する幼児教育・保育施設の園内研修支援を行うことにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。								○	幼保運営課
288	就学前施設を対象とした研修の実施 (就学前施設を対象とした研修の実施)	就学前施設を対象として、保育の質向上、防災、重大事故防止、食中毒防止、発達等に関する研修を実施することにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。								○	幼保運営課
289	〔再掲〕 親子（母子）健康手帳の交付 (母子保健事業全般)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○								健康増進課
290	〔再掲〕 親子ひろば事業 (私立保育所等事業費助成事業)	認定こども園及び保育所において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。	○	○	○					○	幼保支援課
291	〔再掲〕 親子ひろば事業 (親子ひろば事業（市立保育所等）)	認定こども園及び保育所において、保育士等の専門性を活かした子育て支援を実施し、子育て不安の解消を図ります。	○	○	○					○	幼保運営課
292	〔再掲〕 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） (私立保育所等事業費助成事業)	認定こども園などにおいて、全てのこどもの育ちを応援し、就労要件を問わず利用できるこどもの良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対して支援の強化を図ります。		○						○	幼保支援課
293	〔再掲〕 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業） (乳児等通園支援事業（市立保育所等）)	保育所等において、全てのこどもの育ちを応援し、就労要件を問わず利用できるこどもの良質な成育環境を整備し、子育て家庭に対して支援の強化を図ります。		○						○	幼保運営課
294	〔再掲〕 浜松市版「つながる」カリキュラムの活用	文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」を受け、本市における幼児教育と小学校教育の接続の重要性に鑑み作成した、浜松市独自の幼小接続期の教育・保育実践の参考資料の普及啓発や活用を図ります。								○	幼保運営課
295	〔再掲〕 こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口（こども家庭センター）の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課 健康増進課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）												
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実												
296	〔再掲〕 親子の絆を育む支援プログラム	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。		○	○					○	子育て支援課	
297	〔再掲〕 赤ちゃんとのふれあい体験事業 (赤ちゃんとのふれあい体験事業)	小・中学生が乳幼児とのふれあい、子育て中の親から出産や育児の話聞くことを通して、命の尊さや自分の育ち、親への愛情について考える機会を提供します。					○	○			子育て支援課	
298	子育て支援ひろば、児童館 (地域子育て支援拠点事業)	地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。	○	○						○	○	子育て支援課
299	〔再掲〕 身近な子育て支援の相談窓口	必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
300	〔再掲〕 身近な子育て支援の相談窓口 (市立幼稚園、保育所)の検討	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、必要な助言を行うことを検討します。	○	○	○	○	○	○		○		幼保運営課
301	幼児教育・保育の提供 (認定こども園・幼稚園・保育所) (認定こども園、幼稚園、保育所)	認定こども園（1号、2・3号）、幼稚園、保育所による就学前における教育・保育の提供を行います。		○	○					○		幼保支援課
302	幼児教育・保育の提供 (認定こども園・幼稚園・保育所) (認定こども園、幼稚園、保育所（市立）)	認定こども園（1号、2・3号）、幼稚園、保育所による就学前における教育・保育の提供を行います。		○	○					○		幼保運営課
303	幼児教育・保育の提供（小規模保育事業、事業所内保育事業） (地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）)	小規模保育事業、事業所内保育事業による就学前における教育・保育の提供を行います。		○	○					○		幼保支援課
304	認定こども園・幼稚園・保育所給付費 (特定教育・保育施設運営事業)	認定こども園、新制度幼稚園及び保育所に対して、運営に要する経費として施設型給付費（委託費）を支弁します。		○	○					○	○	幼保支援課
305	小規模保育事業・事業所内保育事業 給付費 (特定地域型保育事業所運営事業)	小規模保育事業所・事業所内保育事業所に対して、運営に要する経費として地域型保育給付費を支弁します。		○	○					○	○	幼保支援課
306	私立保育所等施設整備費補助金 (私立保育所等施設整備費助成事業)	認定こども園・保育所の老朽化対策や幼稚園の認定こども園への移行により、適正な定員を確保することで、保育所等利用待機児童ゼロの維持を図ります。		○	○						○	幼保支援課
307	私立保育所等施設整備費助成事業 (償還金) (私立保育所等施設整備償還費助成事業)	私立保育所等の施設整備の促進と施設の安定的な運営を図るため、私立保育所等の施設整備に要する経費の借入を行った場合の償還金について、償還金の元金及び利子に相当する金額を補助します。		○	○						○	幼保支援課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）												
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実												
308	認証保育所運営費・保育料補助金 (認証保育所助成事業)	認証保育所の児童数に応じて運営費を助成することで、入所児童の処遇向上や保育の質向上を図ります。また、要件を満たした利用者（0から2歳児）へ保育料の軽減を行うことで、認可保育施設との均衡を図ります。		○	○					○	○	幼保支援課
309	[再掲] 市立保育所等の施設整備 (市立保育所等施設整備事業)	市立保育所等の修繕・工事等の施設整備をすることで、市立保育所等の保育環境の充実を図ります。		○	○						○	幼保運営課
310	[再掲] 子育て支援ひろば (地域子育て支援拠点事業)	地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援ひろばを設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。	○	○						○		子育て支援課
311	[再掲] 児童館 (児童館運営事業)	子育て親子が気軽に集う児童館を設置・運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。		○	○	○	○	○		○		子育て支援課
312	浜松こども館 (浜松こども館運営事業)	児童を対象に、遊びを通じた多様な社会・文化体験機能と交流機会を提供し、児童の育成健全を図ります。	○	○	○	○	○			○	○	こども若者政策課
313	私立幼稚園子育て支援事業 (私立幼稚園子育て支援事業)	家庭教育に関する学習機会の充実や子育て支援の事業により、次世代を担うこどもの健全育成を図ります。		○	○					○	○	幼保支援課
314	妊産婦乳幼児健康診査事業 (妊産婦乳幼児健康診査事業)	妊婦に対し安全な分娩と健康な児の出産のため、委託医療機関で妊婦健康診査を実施し妊婦の保健管理の向上を図ります。また、産後うつや虐待予防のため委託機関で産婦健康診査を実施します。また、乳幼児に対し疾病の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関等で健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図ります。		○	○					○		健康増進課
315	病児・病後児保育事業 (病児・病後児保育事業)	病気または病気回復期にある児童を保育所等に併設された専用スペースにおいて一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。		○	○	○				○		幼保支援課
316	教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議 (教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議)	教育・保育施設等においてこどもの重大事故（死亡事故等）が発生した場合に、事実の把握、発生の分析等を行い、知見のある有識者から意見を聴取することにより必要な再発防止策を検討します。									○	こども若者政策課
317	浜松市幼児教育推進協議会の設置 (幼児教育推進協議会)	幼児教育の目指すべき姿を全市で共有し、本市幼児教育のより良い環境を構築することにより、未来を担う人材を育成していくため、浜松市幼児教育推進協議会を設置します。								○	○	幼保運営課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）												
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実												
318	私立認定こども園要支援児童保育補助金 (多様な事業者の参入促進・能力活用事業)	支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、保育の提供体制の確保を図ります。		○	○					○	○	幼保支援課
319	[再掲] 市立幼稚園の施設整備 (市立幼稚園施設整備事業)	市立幼稚園の補修工事等を行い、市立幼稚園の教育環境の維持・改善を図ります。			○						○	幼保運営課
320	[再掲] 私立保育所等通園費支援 (実費徴収に係る補足給付を行う事業)	私立保育所等に在園している児童のうち、生活保護世帯を対象に、園で使用する日用品等の購入に要する費用の一部を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。		○	○					○		幼保支援課
321	私立幼稚園一時預かり事業費補助金 (私立幼稚園教育振興等助成事業)	幼稚園の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。		○	○					○		幼保支援課
322	保育相談センター運営事業 (基本型利用者支援事業)	私立保育所等の認可保育施設の利用に関すること等の相談や情報提供を行い、教育・保育施設の円滑な利用の促進を図ります。	○	○	○					○		幼保支援課
323	私立幼稚園教育振興補助金 (私立幼稚園教育振興助成事業)	私立幼稚園等における教育の振興や子育て支援機能の充実を図ります。			○						○	幼保支援課
324	市立幼稚園における遠距離通園費の援助 (遠距離通園費援助事業)	市立幼稚園の統廃合等により通園距離が遠距離となり、多大な時間や経費を要する園児の保護者に対し経済的な負担を解消・軽減するため、通園に要する経費を支援します。			○					○		幼保運営課
325	預かり保育事業（市立幼稚園）	市立幼稚園の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。			○					○		幼保運営課
326	[再掲] 医療的ケア児保育事業 (医療的ケア児保育事業)	市立保育所等における医療的ケア児保育を実施するとともに、私立保育所等に対し、看護師等の配置などに係る経費の助成を行い、医療的ケアを必要とするこどもの受入れ体制の整備を図ります。		○	○						○	幼保運営課
327	私立保育所等事業費補助金(要支援児童保育、食物アレルギー児調理業務、食育推進、外国人児童保育) (私立保育所等事業費助成事業)	多様化する保護者の需要に対応し、保育の充実を図ります。		○	○					○	○	幼保支援課
328	[再掲] 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○		幼保支援課
329	[再掲] 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業 (市立保育所等))	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○		幼保運営課
330	私立保育所等事業費補助金 (延長保育事業) (私立保育所等事業費助成事業)	私立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。		○	○					○		幼保支援課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）											
施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実											
331	時間外保育事業（市立保育所等） （時間外保育事業(延長保育事業）（市立保育所））	市立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。	○	○					○		幼保運営課
332	私立保育所等入所児童処遇向上費補助金(低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上、保育補助者雇上、キャリアアップ研修支援) （私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業）	私立保育所等の職員及び児童の処遇改善並びに施設の環境整備を行い、児童福祉の増進を図ります。 低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上、保育補助者雇上、キャリアアップ研修支援をします。	○	○					○	○	幼保支援課
333	保育士等確保対策費補助金 （保育士宿舍借上げ支援、在園児下の子の優先利用、保育士就職支援事業） （保育士等確保対策費助成事業）	保育士が働きやすい環境を整備し、保育士確保を促進します。 保育士宿舍借上げ支援、在園児下の子の優先利用、保育士就職支援事業などがあります。	○	○					○	○	幼保支援課
334	保育士修学資金貸付事業 （保育士修学資金貸付事業）	静岡県・静岡市・浜松市の共同事業として保育士養成校の学生等に対し、貸付事業を実施し、保育人材の確保を図ります。						○		○	幼保支援課
335	市立幼稚園、市立保育所等における園内清掃・除草業務等の外部委託	市立幼稚園、市立保育所等の現場職員の負担を軽減するため、園内清掃・除草業務等の外部委託を行います。								○	幼保運営課
336	〔再掲〕 市立幼稚園におけるキッズサポーターの配置 （市立幼稚園におけるキッズサポーターの配置）	市立幼稚園の要支援児童在籍学級等にキッズサポーターを配置します。		○							幼保運営課
337	市立保育所等における保育業務支援システムの配備 （市立保育所等における保育業務支援システムの配備）	保育現場の負担軽減や登降園管理によるこどもの安全管理等のため、市立保育所等に保育業務支援システムを配備します。							○	○	幼保運営課
338	SNSの公式アカウントを通じた市立幼稚園・保育所の魅力発信	SNSを通じて、幼稚園教諭・保育士として幼児教育に携わることの魅力の発信、採用試験に関する情報提供の充実を図ります。								○	幼保運営課
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）											
施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進											
339	〔再掲〕 私立学校教育振興事業費補助金 （私立学校教育振興助成事業）	安心して学ぶことのできる教育環境を整備し、私立学校における教育の振興を図ります。				○	○	○			こども若者政策課
340	学校における働き方改革の推進 （教育総合計画推進事業）	教職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの充実と、教職員が心身ともに健康的に教育活動に従事できる環境を整え、こどもたちの健やかな成長に向けて教育の質の向上を図ります。								○	教育総務課
341	デジタルアーカイブ関連事業 （デジタルアーカイブ関連事業）	「浜松市文化遺産デジタルアーカイブ」は、浜松市が所蔵する歴史資料や貴重資料をデジタル化することにより、原資料の保存を図りつつ積極的な活用を進めます。				○	○	○	○	○	中央図書館

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）												
施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進												
342	1人一台タブレット型端末の整備 (小中学校学習者情報環境整備事業)	市内小中学校で、児童生徒が利用する学習者用端末等の整備及び運用管理を行います。				○	○				教育施設課	
343	〔再掲〕 生徒指導事業 (生徒指導事業)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○	○	指導課
344	学校運営協議会の運営支援 (コミュニティ・スクール推進事業)	学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営を進める「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」をし、地域とともにある学校づくりを推進します。				○	○	○			○	教育総務課
345	ジュニア選手育成強化事業、ジュニアスポーツ競技力向上等事業費補助金 (ジュニアスポーツ育成事業)	スポーツ関係団体と連携し、県、東海、全国大会の上位で活躍できる選手やチームを重点的に強化します。				○	○				○	スポーツ振興課
346	教職員研修事業 (教職員研修事業)	学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図るため、こどもの実態や学校の特色を生かした授業実践に生かす教員研修を実施します。									○	教育センター
347	児童の健康の保持増進 (児童健康診断事業)	学校保健安全法に基づき、小学校児童に対し健康診断を行い、児童の健康の保持増進を図ります。				○				○		健康安全課
348	生徒の健康の保持増進 (生徒健康診断事業)	学校保健安全法に基づき、中学校生徒に対し健康診断を行い、生徒の健康の保持増進を図ります。					○			○		健康安全課
349	〔再掲〕 食に関する指導・地産地消の推進 (小学校) (小学校給食事業)	安全安心でおいしい給食を提供し、児童の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して、正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。				○				○	○	健康安全課
350	〔再掲〕 食に関する指導・地産地消の推進 (中学校) (中学校給食事業)	安全安心でおいしい給食を提供し、生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。					○			○	○	健康安全課
351	〔再掲〕 食に関する指導・地産地消の推進 (学校給食センター) (学校給食センター事業)	共同調理場において安全安心でおいしい給食を提供していくことで、児童生徒の健康の保持増進を図るとともに、給食を通して正しい食習慣を身に付けるなど、食に関する指導の充実を図ります。			○	○	○			○	○	健康安全課
352	学校給食費の徴収管理 (学校給食費管理事業)	学校給食費の徴収管理、食材調達業務を行います。			○	○	○			○		健康安全課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）												
施策2-② こどもの居場所づくりの推進												
353	〔再掲〕 児童館 (児童館運営事業)	子育て親子が気軽に集う児童館を設置・運営し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。		○	○	○	○	○		○	子育て支援課	
354	移動児童館事業 (子育て家庭支援事業)	子育てに対する保護者の不安軽減やこどもの健やかな育ちを支援するために、児童とその保護者に情報提供や支援を行う場を提供し、地域全体で子育て支援を推進します。		○						○	天竜福祉事業所 社会福祉課	
355	〔再掲〕 浜松こども館 (浜松こども館運営事業)	児童を対象に、遊びを通じた多様な社会・文化体験機能と交流機会を提供し、児童の育成健全を図ります。	○	○	○	○	○			○	○	こども若者政策課
356	〔再掲〕 こどもの居場所づくり助成事業 (こどもの居場所づくり助成事業)	子ども食堂等こどもの居場所を提供するNPO法人等に対し、運営、立上げの補助を行うことで、困窮や貧困を抱える子育て世帯の支援を実施します。									○	子育て支援課
357	〔再掲〕 こどもの貧困対策コーディネーター 配置事業 (こどもの貧困対策コーディネーター 配置事業)	地域でこどもを支える体制づくりのため、「子どもの貧困対策コーディネーター」を配置し、地域の活動団体等の社会資源の発掘・子ども食堂などの立上げ支援や団体間の連携促進を図るとともに、市民の意識啓発や支援者の資質向上など団体活動支援を実施します。		○	○	○	○	○		○	○	子育て支援課
358	類似放課後児童クラブへの補助金交付 (類似放課後児童クラブ助成事業)	放課後児童会に待機児童が発生しているか、または発生が見込まれる校区を対象に、放課後児童健全育成事業の補完として、昼間保護者が家庭にいないこどもたちに対し、放課後や長期休業中に家庭にかかわる生活や遊びの場を提供し、心身ともに健全に育つことを支援します。					○			○	○	教育総務課
359	放課後児童会の開設・運営 (放課後児童健全育成事業)	昼間保護者が家庭にいないこどもたちに対し、放課後や長期休業中に家庭にかかわる生活や遊びの場を提供し、心身ともに健全に育つことを支援します。					○			○	○	教育総務課
360	放課後子供教室の実施 (放課後子供教室)	中山間地域や放課後児童会未開設地域において、家庭や地域と連携し、放課後や長期休業中のこどもたちと地域住民の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実を図りながら、放課後や長期休業中におけるこどもたちの安全・安心な居場所の確保や、こどもたちの豊かな人間性を育む様々な体験・交流・学習活動の機会の提供を行います。					○			○	○	教育総務課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）												
施策2-② こどもの居場所づくりの推進												
361	放課後のこどもの居場所を提供する事業者への支援 (放課後の子どもたちの居場所づくり)	放課後や長期休業期間において、市民協働の理念にのっとり、地域で自発的、主体的に安全・安心なこどもの居場所を提供し、こどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。				○				○	○	教育総務課
362	[再掲] 乳幼児医療費助成 (子ども医療費助成事業)	乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○							子育て支援課
363	[再掲] 小・中学生、高校生世代医療費助成 (子ども医療費助成事業)	小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。					○	○	○			子育て支援課
364	[再掲] ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成)	医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○		○	○	○	○	○	子育て支援課
施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進												
365	こどもの発達段階に応じた保健指導 (学校保健指導)	思春期を迎える児童生徒に、思春期の特徴及び心と身体の発達等に関する適切な知識を普及し、青少年の健全な育成を図ります。					○	○				健康安全課
366	はままつ女性の健康相談 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行うものです。	○					○	○	○	○	健康増進課
367	[再掲] 妊娠SOS相談 (性と健康の相談支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行うものです。	○					○	○	○	○	健康増進課
368	学校における主権者教育の推進 (教育研究・指導事業)	学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図るため、こどもの実態や学校の特色を生かした授業実践に生かす訪問等を通じての指導・助言を行います。また、小学生・中学生を対象に、「法教育」講座を実施します。					○	○			○	教育センター
369	学校における主権者教育の推進 (市立高校教育事業)	2年生を対象に文芸大の教授を招き、浜松市の抱える課題を解決するための方策を提案します。 ・設定したテーマに基づいて問題を明らかにします。 ・必要な情報を収集します。 ・考えをまとめ、提案します。							○			市立高等学校
370	若年層への選挙啓発の実施(出前講座) (若年層に対する選挙制度周知)	若年層に対する主権者教育の推進を図るため、主に中学生・高校生を対象に、出前講座、模擬投票等を実施し、選挙制度を周知します。						○	○	○		市・区選挙管理委員会
371	主権者教育アドバイザーの派遣 (市立高校教育事業)	2年生を対象に文芸大の教授を招き、浜松市の抱える課題を解決するための方策を提案します。 ・設定したテーマに基づいて問題を明らかにします。 ・必要な情報を収集します。 ・考えをまとめ、提案します。							○			市立高等学校
372	消費者教育の推進 (教育研究・指導事業)	学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図ります。									○	教育センター
373	金融経済教育の充実 (教育研究・指導事業)	学習指導要領に基づく教育課程の着実な実施を図ります。									○	教育センター

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）												
施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進												
374	〔再掲〕 赤ちゃんとのふれあい体験事業 (赤ちゃんとのふれあい体験事業)	小・中学生が乳幼児とのふれあい、子育て中の親から出産や育児の話を聞くことを通して、命の尊さや自分の育ち、親への愛情について考える機会を提供します。				○	○				子育て支援課	
375	ライフデザインセミナー (浜松市ライフデザインセミナー)	大学生、社会人及び新婚世帯等の若い世帯を対象に、ライフデザインを考える機会を提供し、結婚やこどもを持つことに対する不安の軽減を図ります。							○		こども若者政策課	
376	〔再掲〕 本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく幼児教育・保育の推進 (浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」)	設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通した学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。								○	幼保運営課	
377	キャリア教育の推進 (教育研究・指導事業)	計画訪問、要請訪問、研修等を通じて、特別活動を要としたキャリア教育を推進します。こどもたちが自己の成長を振り返り次につなげるために、キャリア・パスポートを活用します。								○	教育センター	
378	社長の特別授業 (社長の特別授業)	浜松市内の企業活動や産業の魅力を知ることを通じて、郷土愛を育むとともに若者の市外への流出の抑制と、大学等への進学による流出後のＵターン就職の促進を目的として、全市立中学校において、浜松市内の企業代表による特別授業（講演）を実施します。					○				産業振興課	
379	次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」 (次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」)	次世代を担う起業家や産業人材の育成を目指し、市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象とした、地域で活躍されている起業家等による講義を実施します。				○	○	○			産業振興課	
380	「もうかる農業」ってなあに？～浜松市の農業について (出前講座)	浜松市の農業の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性について説明します。	○	○	○	○	○	○	○	○	農業水産課	
施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進												
381	〔再掲〕 生徒指導事業 (生徒指導事業)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○	○	指導課
382	〔再掲〕 スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業（スクールソーシャルワーカー配置事業）)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○	○	指導課
383	〔再掲〕 教育相談推進事業 (教育相談支援事業)	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。				○	○	○				教育支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）											
施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進											
384	[再掲] 心の健康観察 (教育相談推進事業)	いじめの早期発見や不登校の未然防止を目指した「心の健康観察」を行います。				○	○	○			教育支援課
385	[再掲] いじめ問題対策連絡協議会 (いじめ問題対策連絡協議会)	いじめ防止のための調査研究や情報交換を行います。				○	○	○		○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
386	いじめ問題再調査委員会 (いじめ問題再調査委員会)	浜松市いじめ問題再調査委員会条例により運用。同条例第2条において市長の諮問に応じ調査審議を行います。いじめ問題重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図ります。				○	○	○		○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
387	不登校支援対策 (不登校支援対策)	各研修会において、教育機会確保法及びそれに関わる通知の内容を伝達します。								○ ○	教育支援課
施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備											
388	校内まなびの教室 (校内まなびの教室)	不登校児童生徒の自立を促すため、学校や家庭、専門機関と連携して支援を行います。				○	○				教育支援課
389	校外まなびの教室 (校外まなびの教室)	不登校児童生徒の自立を促すため、学校や家庭、専門機関と連携して支援を行います。				○	○				教育支援課
390	[再掲] スクールソーシャルワーカー配置事業 (生徒指導事業（スクールソーシャルワーカー配置事業）)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○ ○	指導課
391	教育相談支援事業 (教育相談支援事業 (不登校のこどもへの支援体制の整備・強化))	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。				○	○	○			教育支援課
392	校則の見直し (生徒指導事業（校則の見直し）)	市内小中学校の児童生徒の不登校、問題行動の未然防止及び早期発見、早期解決を図り、どのこどもも夢と希望を持って学ぶことができる学校づくりを進めます。				○	○			○ ○	指導課
393	校長倫理研修 (校長倫理研修)	小・中・高等学校の校長を対象とし、所属教職員の不祥事根絶に向けて校内での倫理研修に活用できる知見を学ぶとともに、不祥事につながる現れの段階で適切な職員指導ができるよう、事例検討を行います。								○	教職員課
394	教育相談支援事業 (教育相談支援事業 (高校中退の予防))	教育に関する様々な相談に対応するため、教育支援課に相談員を配置し、支援を行います。また、心理状態や精神状態の見極めを必要とする相談等にも対応できるよう、スクールカウンセラーを学校に配置・派遣します。						○			教育支援課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）											
施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備											
395	〔再掲〕 本市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」に基づく幼児教育・保育の推進（浜松市幼児教育の指針「幼児期に育てたい力」）	設置主体や施設類型に関係なく、全ての就学前の教育・保育施設で幼児期に育みたい資質・能力を共有し、全てのこどもに遊びや生活を通した学びの質を保障するため、本市独自で作成した指針の活用を図ります。								○	幼保運営課
396	〔再掲〕 キャリア教育の推進（教育研究・指導事業）	計画訪問、要請訪問、研修等を通じて、特別活動を要としたキャリア教育を推進します。こどもたちが自己の成長を振り返り次につなげるために、キャリア・パスポートを活用します。								○	教育センター
397	〔再掲〕 社長の特別授業（社長の特別授業）	浜松市内の企業活動や産業の魅力を知ることを通じて、郷土愛を育むとともに若者の市外への流出の抑制と、大学等への進学による流出後のリターン就職の促進を目的として、全市立中学校において、浜松市内の企業代表による特別授業（講演）を実施します。					○				産業振興課
398	〔再掲〕 次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」（次世代起業家育成事業「浜松みらい塾」）	次世代を担う起業家や産業人材の育成を目指し、市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象とした、地域で活躍されている起業家等による講義を実施します。				○	○	○			産業振興課
399	〔再掲〕 「もうかる農業」ってなあに？～浜松市の農業について（出前講座）	浜松市の農業の現状と課題を踏まえ、目指すべき方向性について説明します。	○	○	○	○	○	○	○	○	農業水産課
400	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業（地域若者サポートステーションはままつ事業）	15歳から49歳で無業の者に対して、カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング、職場見学等を実施し、職業的自立に向けた就労支援を実施します。						○	○		産業振興課
3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）											
施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進											
401	〔再掲〕 育英事業（育英事業）	経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。						○	○		教育支援課
402	〔再掲〕 進路について語る会（進路について語る会（外国にルーツを持つ若者とその家族への支援））	浜松市に暮らす外国人児童生徒及びその保護者を対象に、日本の高校進学の仕組みや教育費等、今後の進路選択に必要な情報を提供します。				○	○	○		○	教育支援課
403	重度訪問介護利用者大学修学支援（重度訪問介護利用者大学修学支援事業）	重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障がいのある人の社会参加を促進します。						○	○		障害保健福祉課
404	大学等高等教育機関との連携（総合計画推進事業）	大学と連携し、地方創生に関連するテーマについて、大学生の率直な意見やニーズ等を伺います。						○			企画課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）											
施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進											
405	大学等高等教育機関との連携 (広域行政推進事業)	高等教育機関、民間団体、行政機関等が一体となって、高等教育機関の教育力・研究力の一層の向上を図り、高等教育機関を活用し、それぞれの主体が地域社会の発展などを図るために設立された「ふじのくに地域・大学コンソーシアム」に参画し、事業実施に協力します。							○		企画課
406	移住・就業支援金 (はじめようハマライフ助成事業（補助金）)	東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）からの移住を促進するため、浜松市に移住してテレワークを行う者や、静岡県マッチングサイトに登録された中小企業に就業した者に対して、移住・就業支援金を支給します。単身世帯には60万円、2人以上の世帯には100万円を支給するとともに、18歳未満のこどもを帯同して移住した場合はこども1人あたり100万円を加算します。							○	○	市民協働 地域政策課
407	女性のキャリアアップ及び就労継続支援講座 (女性のキャリアアップ及び就労継続支援講座)	労働の場における女性参画を促進するため、女性を対象としたキャリア形成や継続就業の意義を伝える講座等を開催します。							○	○	UD・ 男女共同参画課
施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援											
408	結婚支援・婚活イベント (結婚の希望を実現するための支援)	少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化の進行を防止する取組として、若者の出会いの機会を創出し、浜松市の若い世代が結婚や出産の希望を実現できる環境を整備します。							○		こども若者政策課
409	ふじのくに出会いサポートセンター (ふじのくに出会い応援事業)	結婚や出産を望む男女が希望をかなえられるよう結婚等の支援に取り組むことで、若い世代が結婚や妊娠に対して前向きに考えられるよう、社会全体の機運醸成を目指します。							○		こども若者政策課
410	ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料助成事業 (ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料助成事業)	未婚化及び晩婚化の抑制を図るため、39歳以下の市民に対してふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料の半額を補助します。							○		こども若者政策課
411	結婚新生活支援事業補助金 (結婚新生活支援事業)	婚姻に伴う新生活開始のための住宅・引越に係る費用を補助することで、結婚を希望する若い世代の経済的負担を軽減し、未婚化及び晩婚化の抑制を図ります。							○		こども若者政策課
412	未来の自分を考える講座 (家族を形成する意識の育成)	浜松市における結婚や出産の現状を紹介したうえで、10年後、20年後の自分をイメージしてもらい、未来の自分と家族について考えてもらう講座を実施します。						○	○	○	こども若者政策課

【Ⅱ ライフステージ別の施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦 0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	支援者		
3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）												
施策3-③ 若者とその家族等への相談支援												
413	〔再掲〕 浜松市こども若者総合相談センター わかばプラス (こども・若者総合相談センター運営事業)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を営む上での困難を有する若者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、個々の状況に応じた伴走型の支援により若者等の成長・自立を支えます。法制度のはざまになる義務教育終了後の若年層への支援をします。						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
414	わかものライン相談@浜松市 (SNS若者相談支援事業)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
415	合同相談会 (合同相談会)	不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じ、困難を抱える若者の支援を図ります。				○	○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
416	若者支援スーパーバイザー活用事業 (若者支援スーパーバイザーの委嘱)	医療、教育、福祉、雇用、その他の専門的知識を有する者で、若者支援事業や支援員等に対して指導及び助言を行う者をスーパーバイザーとして委嘱し、若者支援の充実を図ります。						○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
417	〔再掲〕 若者支援地域協議会 (若者支援地域協議会)	子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を、庁内外の関係機関・団体が連携しながら総合的に支援します。				○	○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
418	こども・若者支援機関ガイド はままつホッとナビ (支援機関マップの作成、配布)	こども若者支援に関わる公的支援機関を掲載したパンフレットを作成・配布し、困難を抱える本人やその家族のさらなる支援へとつなげます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	こども若者政策課 (青少年育成センター)
419	子どものメンタルヘルスサポーターの養成 (自殺対策推進事業)	スクールカウンセラーや地域の臨床心理士等に研修を実施し、こどものためのストレスマネジメント教室や教職員のための児童・生徒のこころのケア研修の講師人材を養成します。									○	精神保健福祉センター
420	児童・生徒のこころのケア研修の実施 (自殺対策推進事業)	こどものメンタルヘルスサポーターを講師として小・中学校に派遣し、教員や生徒のストレスサインやこころの不調を早期に発見し、適切な関わりができるよう研修を行います。									○	精神保健福祉センター
421	教職員へのこころの緊急支援研修の実施 (自殺対策推進事業)	学校内での事件・事故発生時における、児童・生徒のこころのケアについて、教職員それぞれが適切な対応をとることができるよう研修を行います。									○	精神保健福祉センター
422	ひきこもり家族教室 (ひきこもり対策推進事業)	ひきこもりの状態にある人の家族に対し、ひきこもりに関する知識及び家族としての対応方法の研修や、家族同士の交流により家族が安心して生活でき、ひきこもりのある人の回復、社会参加を促進します。								○		精神保健福祉センター

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）												
施策3-③ 若者とその家族等への相談支援												
423	ひきこもり地域支援センターによる 相談支援 (ひきこもり対策推進事業)	社会参加が困難となっているひきこもり者及びその家族の相談を継続実施し、当事者個々の状況により医療機関、就労支援機関、教育機関へつなげ自立を促します。						○	○	○	○	精神保健福祉センター

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減												
施策1-① こどもの育ちを支える経済支援												
424	[再掲] 幼児教育・保育無償化事業 (認可外保育施設) (幼児教育・保育無償化関連事業)	認可外保育施設の利用者負担(保育料)に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	○	○					○		幼保支援課	
425	[再掲] 幼児教育・保育無償化事業 (従来型私立幼稚園) (私立幼稚園等無償化関連事業)	私立幼稚園(従来型幼稚園)の利用者負担(保育料)に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	○	○					○		幼保支援課	
426	[再掲] 幼児教育・保育の無償化 (市立幼稚園の副食費) (幼児教育・保育無償化関連事業 (市立幼稚園))	市立幼稚園の副食費の免除対象者に対する支援を行うことで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		○					○		幼保運営課	
427	保育料多子負担軽減事業 (多子負担軽減事業)	第2子以降の保育料について、年齢制限を廃止し多子世帯に対する経済的負担の軽減を図ります。	○						○		幼保支援課	
428	[再掲] 就学援助事業 (就学援助事業)	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の負担を軽減し、小中学校への就学を支援します。				○	○				教育支援課	
429	[再掲] 育英事業 (育英事業)	経済的な理由のために修学困難である成績優秀な大学生等に対して、教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る有能な人材を育成するため、奨学金を貸与します。							○	○	教育支援課	
430	児童手当 (児童手当支給事業)	児童手当等の支給により保護者の経済的負担・心理的不安を軽減し、こどもを心身ともに健康に育てることを目的とします。		○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課	
431	[再掲] 乳幼児医療費助成 (子ども医療費助成事業)	乳幼児医療費助成により、保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。		○	○						子育て支援課	
432	[再掲] 小・中学生、高校生世代医療費助成 (子ども医療費助成事業)	小・中学生、高校生世代医療費助成により保護者の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。				○	○	○			子育て支援課	
2 地域子育て支援、家庭教育支援												
施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭の教育力向上支援の推進												
433	子育て情報センター (子育て情報センター管理運営事業)	子育てに関する情報の収集及び提供、子育てを支援する人材の育成、子育てにかかわる市民の拠点の提供等を行うことで、市民の子育てを支援し、安心して子育てができるまちの実現を図ります。	○	○	○	○				○	○	こども若者政策課
434	中山間地域親子ひろば事業、地域つどいのひろば事業、赤ちゃんとのふれあい体験事業 (地域子育て推進事業)	地域全体で子育てを支えていく環境づくりのため、中山間地域親子ひろば事業、地域つどいのひろば事業、赤ちゃんとのふれあい体験事業等を実施します。	○	○		○	○			○		子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 地域子育て支援、家庭教育支援											
施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進											
435	地域住民のボランティア活動（地区社会福祉協議会）への支援 (地域福祉推進事業)	地区社会福祉協議会連絡会を開催し、地域課題の共有や福祉情報の発信、情報交換を行うことで、地区社会福祉協議会活動者の資質や課題解決力の向上を図ります。 また、地区社会福祉協議会同士の横のつながりを作ることで、好事例の横展開を図り、地区社会福祉協議会活動が活発になるように支援を行います。 そのほか、地区社会福祉協議会の活動について、財政的な支援を実施します。必要な場合、活動内容、成果、住民の参加状況等に比例した補助金制度へ見直しを行います。	○	○	○	○	○	○	○	○	福祉総務課
436	[再掲] 出産・子育て応援交付金給付事業 (令和7(2025)年～ 妊婦支援給付事業) (出産・子育て応援交付金給付事業)	妊婦・子育て世代が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と妊婦・子育て世代の経済的負担を軽減する経済的支援(出産・子育て応援交付金の給付)を一体的に実施します。	○							○	健康増進課
437	[再掲] こども家庭センターでの相談支援 (こども家庭センター運営事業)	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するワンストップ窓口(こども家庭センター)の効果的な運営により、早期からの切れ目のない支援を実施します。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課 健康増進課
438	出産・子育て応援交付金給付事業 (令和7(2025)年～ 妊婦支援給付事業) (母子保健型利用者支援事業)	妊産婦、乳幼児の健やかな成長と健康の保持増進のために、個別に指導助言を行います。	○	○	○						健康増進課
439	[再掲] 身近な子育て支援の相談窓口	必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。	○	○	○	○	○	○		○	子育て支援課
440	[再掲] 身近な子育て支援の相談窓口 (市立幼稚園、保育所)の検討	地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要に応じてこども家庭センターと連絡調整を行うとともに、必要な助言を行うことを検討します。	○	○	○	○	○	○		○	幼保運営課
441	はままつオレンジリボン運動 (はままつオレンジリボン運動広報啓発事業)	児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応を強化するため、充実した相談・支援体制を構築するとともに、市民に対する児童虐待防止の啓発事業を実施することで、児童福祉の向上を図ります。	○	○	○	○	○	○	○	○	子育て支援課
442	[再掲] 一時預かり事業 (私立保育所等事業費助成事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○	幼保支援課
443	[再掲] 一時預かり事業 (一般型一時預かり事業 (市立保育所等))	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。		○	○					○	幼保運営課

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
2 地域子育て支援、家庭教育支援											
施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭の教育力向上支援の推進											
444	一時預かり事業（子育て支援ひろば） （一時預かり事業（一般型（地域密着Ⅱ型）））	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、子育て支援ひろばで一時的に預かり、保育します。	○						○		子育て支援課
445	天竜区保育ママ事業 （保育ママ事業）	天竜区における保育ニーズに柔軟に対応するため、保育ママによる保育を行い、児童の健全な育成と福祉の向上を図り、子育てと就労の両立を支援します。	○	○	○						天竜福祉事業所 社会福祉課
446	〔再掲〕 就学前施設を対象とした研修の実施 （就学前施設を対象とした研修の実施）	就学前施設を対象として、保育の質向上、防災、重大事故防止、食中毒防止、発達等に関する研修を実施することにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。								○	幼保運営課
447	〔再掲〕 ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業））	おねがい（依頼）会員の子を、市内のまかせて（預かり）会員が、預かり、送迎などを実施する相互援助事業を実施します。	○	○	○	○				○ ○	こども若者政策課
448	家庭教育講座 （家庭教育推進事業）	家族の絆や家庭の役割、親子のふれあいについて考えることを通して、家庭教育の重要性についての市民の理解と関心を高め、家庭教育を見直す機会を提供します。							○		こども若者政策課
449	浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動事業費補助金 （浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業）	幼稚園児が健全に育成される地域社会を築くため、PTAにおいて指導的役割を担う人材の育成事業やPTA会員の資質向上を目的として実践活動を行います。			○					○ ○	幼保運営課
3 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大											
施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備											
450	〔再掲〕 男性の家事育児参画促進講座 （男性の家事育児参画促進講座）	男性の家事や育児などへの参画を促すための講座等を開催します。	○						○ ○		UD・ 男女共同参画課
451	〔再掲〕 一時預かり事業 （私立保育所等事業費助成事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。	○	○					○		幼保支援課
452	〔再掲〕 一時預かり事業 （一般型一時預かり事業 （市立保育所等））	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所等で一時的に預かり、保育します。	○	○					○		幼保運営課
453	〔再掲〕 私立幼稚園一時預かり事業費補助金 （私立幼稚園教育振興等助成事業）	幼稚園の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。	○	○					○		幼保支援課
454	〔再掲〕 預かり保育事業（市立幼稚園）	市立幼稚園の教育時間前後や長期休業期間中等に幼児の預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図ります。			○				○		幼保運営課
455	〔再掲〕 私立保育所等事業費補助金 （延長保育事業） （私立保育所等事業費助成事業）	私立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。	○	○					○		幼保支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
3 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大												
施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備												
456	[再掲] 時間外保育事業（市立保育所等） （時間外保育事業(延長保育事業）（市立保育所））	市立保育所等に在籍する児童が、やむを得ない理由により通常の利用時間帯以外の時間において保育が必要となる場合に、在籍する保育所等で延長保育を提供します。		○	○					○	幼保運営課	
457	浜松市女性就労支援事業 （女性就労支援事業）	未就労の女性に対して、啓発セミナーにより、就労について考える機会を提供するとともに、就労を希望する女性に対しては、デジタルスキルのリスクリング等により、就職までのフォローアップ支援を行います。									○	産業振興課
458	「ママの働くための出張講座」の開催 （マザーズハローワーク連携事業）	子育て世帯の働くことへの不安の解消や保育所等の支援の積極的な活用を促進するため、子育て中もしくは妊娠中の母親に対して、浜松マザーズハローワークと連携し、就労準備に向けた情報提供を行います。	○							○		子育て支援課
459	家族経営協定の締結 （家族経営協定締結）	家族農業経営に携わる配偶者や後継者等、男女問わない各世帯員が、パートナーシップを確立し、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、家族経営協定を締結します。								○	○	農業振興課
460	ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業 （ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業）	WLB等に配慮した働きやすい職場環境づくりを目指す市内事業所または、アドバイザー派遣を利用してWLB等推進事業所認証を目指す市内事業所に社会保険労務士のアドバイザーを派遣し、事業所に応じた助言や指導等を行います。									○	産業振興課
461	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業 （ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業）	従業員の仕事と生活の両立支援や働き方改革の推進に取り組む事業所を募集し、審査により認証する。認証を受けた事業所やその取組等を周知し、WLB等の推進を図ります。									○	産業振興課
4 ひとり親家庭への支援												
施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進												
462	[再掲] 母子生活支援施設、助産施設での保護・支援 （母子生活支援・助産施設保護事業）	監護すべき母子及び経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦の専門施設による保護・支援を行います。	○	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
463	[再掲] ひとり親家庭の市営住宅への優先入居 （市営住宅管理事業）	15歳以下のこどもを扶養（同居）しているひとり親家庭について、市営住宅へ優先入居を認めます。(優先枠の設定)		○	○	○	○			○		住宅課
464	[再掲] 自立支援教育訓練給付金 （自立支援教育訓練給付金事業）	ひとり親家庭の親が市指定の講座を受講した場合、受講費用の一部を補助し、資格・技能の取得を促進します。								○		子育て支援課

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4　ひとり親家庭への支援											
施策4-①　ひとり親家庭への自立支援の推進											
465	〔再掲〕 高等職業訓練促進等給付金 (高等職業訓練促進給付金等事業)	看護師等、ひとり親家庭の親が市指定の資格を取得するため、養成機関で就業する場合の給付金を支給します。								○	子育て支援課
466	〔再掲〕 児童扶養手当 (児童扶養手当支給事業)	ひとり親家庭等に対し所得制限額に応じた手当を支給し、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ります。	○	○	○	○	○	○	○		子育て支援課
467	〔再掲〕 自立支援手当 (ひとり親家庭等自立支援手当支給事業)	2人以上の児童を監護するひとり親になって間もない世帯に対し、児童扶養手当に手当額を上乗せすることにより経済的負担を軽減し、自立に向けた支援をします。	○	○	○	○	○	○	○		子育て支援課
468	〔再掲〕 遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業)	児童の父母等が病気等により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
469	〔再掲〕 交通遺児手当 (遺児等福祉手当支給事業)	児童の父母等が交通事故により死亡し、または障がいの状態となった場合にその遺児等に手当を支給することにより福祉の向上を図ります。	○	○	○	○	○		○		子育て支援課
470	〔再掲〕 母子父子寡婦福祉資金 (母子父子寡婦福祉資金)	児童を扶養している母子家庭の母や父子家庭の父または扶養している児童等に対して資金の貸し付けを行います。					○	○	○	○	子育て支援課
471	〔再掲〕 ひとり親家庭等日常生活支援事業 (ひとり親家庭等日常生活支援事業)	一時的に生活援助、子育て支援を行う者を得ることが困難な世帯に対し、家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援します。	○	○	○	○			○		子育て支援課
472	〔再掲〕 自立支援プログラム策定事業 (自立支援プログラム策定事業)	就業経験がない、長期間仕事から離れていたなど就職にあたりきめ細やかな支援を必要とするひとり親家庭に対し、個別のプログラムを策定し、計画的な就業支援を実施します。							○		子育て支援課
473	〔再掲〕 ひとり親家庭の悩み事相談及び生活支援講習会の実施 (ひとり親家庭等生活向上事業)	ひとり親家庭が日頃直面している諸問題の解決や児童の精神的安定を図ることを目的として、相談事業や講習会事業を実施します。							○		子育て支援課
474	〔再掲〕 ひとり親家庭等医療費助成 (ひとり親家庭等医療費助成)	医療費助成により、ひとり親家庭の経済的負担・心理的不安の軽減を図ります。	○	○	○	○	○	○	○		子育て支援課
475	浜松市女性就労支援事業 (女性就労支援事業)	未就労の女性に対して、啓発セミナーにより、就労について考える機会を提供するとともに、就労を希望する女性に対しては、デジタルスキルのリスクリング等により、就職までのフォローアップ支援を行います。								○	産業振興課
476	〔再掲〕 ひとり親サポートセンターにおける就業に関する総合的な支援 (母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化)	ひとり親サポートセンターにおいて就業に関する相談、就業情報の提供等、ひとり親家庭の就業に関して総合的に支援します。							○		子育て支援課

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課	
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者		支援者
4　ひとり親家庭への支援												
施策4-①　ひとり親家庭への自立支援の推進												
477	〔再掲〕 ハローワーク等との連携による一体的な就業支援 (各就業支援事業の活用促進)	ハローワーク浜松やジョブサポートセンター等、就業に関する関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭等の就業につながるよう支援し、こども家庭センター、ひとり親サポートセンター、母子・父子福祉団体等を通じて、就業を支援するため各種就業支援事業の周知を図ります。								○	子育て支援課	
478	〔再掲〕 資格取得のための講習会 (資格取得のための講習会)	母子家庭の母等が就業に結びつく可能性の高い技能や資格を修得するための就業支援講習会を実施します。								○	子育て支援課	
479	〔再掲〕 学習支援事業 (学習支援事業)	児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯など経済的困難を抱える家庭の中学1年生から高校3年生までの児童を対象に、進学に向けた学習支援を実施します。						○	○		子育て支援課	
480	〔再掲〕 こども習い事応援事業 (生活困窮世帯への習い事等支援事業)	生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学4年生から6年生までの児童の「学校外の学びの機会」を保障するため、習い事や学習塾にかかる費用の一部をクーポンにより助成を実施します。					○				子育て支援課	
481	〔再掲〕 生活支援居場所事業 (生活支援居場所事業)	ひとり親家庭や生活困窮世帯など経済的困難を抱える家庭の概ね小学4年生から中学3年生までの児童に対し、生活支援などを行う場所を提供することにより、将来の自立に必要な学びの基礎となる生活面の安定を図ります。						○	○		子育て支援課	
482	悩みを抱えるひとり親家庭の把握及び 早期対応のための相談支援 (子育てに関する相談)	こども家庭センターの窓口において、こどもの養育や親子関係等の相談に応じるほか、悩みを抱えるひとり親家庭等の把握に努め、関係機関と連携し早期対応に努めます。								○	子育て支援課	
483	ひとり親家庭のための生計相談 (生活・生計の維持に関する相談)	ファイナンシャルプランナーによる生計相談を行い、各種福祉制度の利用も含めた長期的な生計の見込みを立て、計画的な自立を支援します。								○	子育て支援課	
484	〔再掲〕 子育て情報サイトびっぴ (浜松市子育て情報ポータルサイト管理運営事業)	平成17(2005)年度より、子育て支援等に関する情報を一元的に集約した子育て情報サイトを、市内の子育て支援団体と市民協働で運営しています。また、ポータルサイトは日本語を含んだ7か国語(日本語原文、英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、スペイン語、ベトナム語)の翻訳にも対応しています。	○	○	○					○	○	こども若者政策課
485	ひとり親家庭のための親子交流支援 (ひとり親家庭の交流支援)	こどもが別居親との交流を希望する場合に、こどもの最善の利益のため、こどもの意見や意向を尊重しながら、安全・安心な親子の交流を行えるよう支援を行います。		○	○	○	○	○		○		子育て支援課

【Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策】

取組名 (事業名)		事業概要	事業の対象者								担当課
			妊婦	0～2歳児	3～5歳児	小学生	中学生	高校生世代	青年期	保護者	
4　ひとり親家庭への支援											
施策4-①　ひとり親家庭への自立支援の推進											
486	〔再掲〕 ひとり親サポートセンター等における 養育費相談 (養育費相談)	ひとり親サポートセンター等で養育費に関する相談を実施し、養育費の取得を支援します。								○	子育て支援課
487	〔再掲〕 ひとり親サポートセンター等における 養育費セミナー (養育費セミナー)	ひとり親サポートセンター等で養育費の基礎知識や確保等についての理解を深め、適正な養育費の確保につなげるためのセミナー等を開催します。								○	子育て支援課
488	〔再掲〕 養育費取決・確保支援 (養育費取決・確保支援事業)	養育費の取決めを行っていないひとり親家庭の親が養育費の取決めや未払い養育費の確保に要する費用を助成します。								○	子育て支援課

浜松市こども計画

令和7（2025）年3月

発行：浜松市

編集：浜松市こども家庭部こども若者政策課

〒430-0933 浜松市中央区 鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 中央館5階

TEL：053-457-2795

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市こども計画（案）
意見募集期間	令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 こども若者政策課あて

持参先：〒430-0933 浜松市中央区鍛冶町100番地の1
ザザシティ浜松中央館5階

郵送先：〒432-8652 浜松市中央区元城町103番地の2

FAX：053-457-2795

E-mail：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ・ ●ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ・ ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ・ ●ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ・ ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！